

平成21年 6 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成21年 6 月 9 日 開会

平成21年 6 月 15日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 2 1 年 6 月 横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 9 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第 1 号ないし議案第 9 号、報告第 1 号の上程、説明	4
一般質問	18
齊 藤 隆 君	18
越 川 洋 一 君	34
森 川 忠 君	50
休会の件	63
散会の宣告	64

第 2 号 (6 月 1 5 日)

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	66
欠席議員	66
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	66
職務のため出席した者の職氏名	66
開議の宣告	67

諸般の報告	67
議案第10号及び議案第11号の上程、説明	67
一般質問	69
山崎貞一君	69
川島富士子君	82
議案第1号の質疑、討論、採決	99
…議案第2号の質疑、討論、採決	100
議案第3号の質疑、討論、採決	100
議案第4号の質疑、討論、採決	104
議案第5号の質疑、討論、採決	105
議案第6号の質疑、討論、採決	105
議案第7号の質疑、討論、採決	106
議案第8号の質疑、討論、採決	106
議案第9号の質疑、討論、採決	107
議案第10号の質疑、討論、採決	107
議案第11号の質疑、討論、採決	108
議員派遣の件	112
東総衛生組合議会議員の選挙	112
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	114
請願の件	116
日程の追加	117
発議第1号の上程、質疑、討論、採決	117
発議第2号の上程、質疑、討論、採決	118
閉会の宣告	118
署名議員	121

平成 2 1 年 6 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 6 月 9 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 4 号、報告第 1 号について (町長政務報告・提案理由説明)

日程第 5 一般質問

日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 8 名)

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川		忠	君	
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島		仁	君	
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作	君	
7 番	川	島	富	士	子	君	8 番	鈴	木	克	征	君
9 番	野	村	和	好	君	1 0 番	山	崎	貞	一	君	
1 1 番	伊	藤	圀	樹	君	1 2 番	嘉	瀬	清	之	君	
1 3 番	川	島		透	君	1 4 番	鈴	木	唯	夫	君	
1 5 番	八	角	健	一	君	1 6 番	川	島	勝	美	君	
1 7 番	越	川	輝	男	君	1 8 番	越	川	洋	一	君	

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 晴彦 君	都市建設課長	瀬理 和夫 君
総務課長	小堀 正博 君	福祉課長	山本 照男 君
企画財政課長	高蝶 文徳 君	健康管理課長	並木 俊郎 君
環境防災課長	伊藤 定幸 君	食肉センター長	土屋 文雄 君
税務課長	高埜 広和 君	所東陽病院長	田鍋 悦央 君
住民課長	海保 清一郎 君	会計管理者	清宮 貴美子 君
産業振興課長	林 新一 君	教 育 長	海保 教之 君
教 育 課 長	林 英次 君	社会文化課長	伊橋 秀和 君
監 査 委 員	大木 國臣 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實川 裕宣	書 記	伊藤 多美恵
-----	-------	-----	--------

開会の宣告

- 議長（野村和好君） おはようございます。

これより平成21年6月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

開議の宣告

- 議長（野村和好君） 本日の会議を開きます。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

8番議員 鈴木 克 征 議員

11番議員 伊藤 囃 樹 議員

を指名します。

会期決定の件

- 議長（野村和好君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月16日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間と決定しました。

諸般の報告

- 議長（野村和好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願 2 件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告いたします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告いたします。

議案第 1 号ないし議案第 9 号、報告第 1 号の上程、説明

- 議長（野村和好君） 日程第 4、議案第 1 号ないし議案第 9 号、報告第 1 号を一括議題します。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

- 町長（佐藤晴彦君） 本日ここに平成21年 6 月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節ご多忙の折にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり格別なるご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、テレビ、新聞などでも大きく取り上げられている新型インフルエンザについてありますが、先月16日に神戸市において国内初の感染者が確認されて以来、関西方面を中心に発症が広がり、感染者数は全国で400人以上にも上っています。

千葉県内においても、5月30日に成田空港内の飲食店に勤務する佐倉市の女性の感染が初めて確認され、その後、6月に入ってから、旭市や富里市のほか、昨日の8日には船橋市で6名の感染が確認され、県内合わせて15名の感染者が出ています。幸い、山武郡内での感染は確認されておりませんが、当町では、神戸市で最初の感染報道があった直後の5月18日に、早速、私と教育長、関係課長をメンバーとする「第1回新型インフルエンザ初動対応会議」を開催し、各学校での対応や町民への正しい情報伝達等について協議いたしました。そして、5月21日の第2回目の対応会議を経て、全世帯へ予防に関するチラシを配布するとともに、各学校や保育所、公共施設等への消毒液やマスクの配置を行ったところであります。また、県内及び町内での発生に備えて、対策本部も設置したところであります。

新型インフルエンザにつきましては、最も感染者数の多かった兵庫県では、既に「安心宣言」が出されているようですが、当町においては、成田空港会社やその関連企業に勤務する町民の方々も大勢おりますので、今後も、保健所など関係機関との連携を十分とりながら、予防対策について万全の体制で臨んでまいりたいと考えています。

さて、当町も合併して早3年余りが経過しましたが、この間、計画した各種事業につきましては、おおむね順調に進んでおります。

私も、今こうしてこの3年間を振り返ってみますと、初代町長として、ただがむしゃらに突き進んできたようにも思っておりますが、信条である「未来を創る住民の視点で！」の町政運営を行ってまいるのは、まずは町民の皆さんの声に耳を傾けることが最も重要であることを改めて認識したところであります。

今年度につきましても、先般ご案内したとおり、町内29会場において「まちづくり地区座談会」を開催させていただきますので、議員各位には、地元地域での座談会にぜひご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今年度は任期最後の年となりますが、町の将来像である「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」の実現に向け、全力で取り組んでまいり所存でありますので、さらなるご指導・ご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

それでは、議会開会に当たり、諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

初めに、5月末日をもって出納閉鎖となりました平成20年度の各会計の決算額についてありますが、事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例議会において改めてご報告いたしますが、現時点での決算見込みの概要についてご説明させていただきます。

まずは、平成20年度一般会計の決算見込みについてであります。平成19年度からの繰越額を含む歳入総額は110億9,670万円、歳出総額は105億3,160万円で、形式収支では5億6,510万円、このうち翌年度への繰越財源4,837万円を差し引いた5億1,670万円余りが一般会計の実質的な剰余金になるものと見込んでおります。

この剰余金につきましては、平成21年度に全額を繰り越しし、当初予算に計上いたしました1億2,063万円を差し引いた3億9,610万円余りにつきましては、財政調整基金との調整もございりますが、今後の補正予算の財源として活用してまいり考えであります。

また、平成20年度の地方債借入額は、横芝中学校移転改築事業等に伴う合併特例債の増加もあり、前年度比較で75%増となる14億5,230万円の借り入れを行っています。これにより、平成20年度末の地方債残高は93億9,930万円となります。

一方、一般会計に属する基金残高見込額につきましては総額21億8,827万円で、このうち財政調整基金が9億5,048万円、本年度、旧校舎等の解体により事業完了となる横芝中学校建設基金につきましては5億5,793万円と見込んでおります。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額が34億8,200万円、歳出総額は32億5,100万円の見込みで、形式収支では2億3,100万円の黒字となるものの、前年度繰越金等を差し引いた実質単年度収支で見た黒字額は3,200万円程度にとどまる見込みであります。

歳入においては、国民健康保険税の収納率の低下が見込まれるものの、後期高齢者支援分の追加等により収納額が前年度をわずかに上回る見通しとなったほか、国の特別調整交付金、いわゆる「特々調」を前年度とほぼ同額確保するなど積極的に財源の確保に努めたことから、財政調整基金の積み増しを行った結果、平成20年度末の基金保有額は2億円余りとなりました。

一方、歳出の3分の2を占める保険給付費の総額は20億3,300万円で、前年度と比較して0.7%の伸びと、ほぼ前年並みで推移したところでありますが、新たな支出項目である後期高齢者支援金が、歳出の13.4%となる4億3,433万円となるなど、高齢者の医療費の伸びに伴い、今後、さらなる支出の増加が懸念されるところであります。

国保を取り巻く財政状況は依然として予断を許さない厳しいものがありますが、今後も被保険者の負担軽減を図りつつ引き続き財源の確保に努め、医療費の動向を的確に把握しながら医療費抑制対策を着実に推進させて、国保財政の安定運営を図ってまいりたい所存であります。

次に、老人保健特別会計についてであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年度末で終了した老人保健医療費の収支精算のために必要な予算措置をしたことから、歳入歳出とも前年度に比べて大幅な減額となり、歳入総額が2億5,300万円、歳出総額は2億5,000万円で、形式収支は300万円程度を見込んでいます。

平成20年度の老人医療給付費は、対象となる医療が平成20年3月診療分の一月分であったことから1億8,800万円にとどまりましたが、前年度の月平均額と比較すると約12%の増と大きな伸びを示しており、この増加傾向は後期高齢者医療費においても続いているところがあります。

老人保健特別会計は、平成21年度におきましても、医療給付費の精算や国・県支払い基金等に係る収支等が行われるため、これに必要な予算措置をしたところがあります。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度1年目の歳入総額は1億9,700万円、歳出総額は1億8,700万円で、形式収支は1,000万円程度を見込んでおります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料については、制度見直しによる軽減措置の拡充や、被用

者保険の被扶養者に係る激変緩和策を講じた結果、保険料収納率が、年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で96%と、合計1億2,800万円の収入見通しとなりました。このほか、一般会計からの繰入金、事務費繰入金と保険料軽減分の公費補てんである保険基盤安定繰入金の合計で6,800万円となりました。

一方、歳出の95%を占める広域連合納付金は1億7,600万円となる見込みです。当町における後期高齢者に係る医療費は、昨年度の老人保健医療費に比べ7%程度の伸びを示しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

このため、町としては、広域連合を初め庁内関係部局と連携をとりながら、今後も訪問巡回指導や転倒・寝たきり予防教室、水中ウォーキング教室など、高齢者の健康づくり事業を引き続き積極的に推進し、高齢者に係る医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

次に、介護保険特別会計についてであります。歳入総額が15億3,650万円、歳出総額は14億8,170万円となり、形式収支では5,470万円程度が21年度へ繰り越しとなる見込みであります。

歳入では、自主財源である介護保険料の収入額が2億3,940万円で、徴収率は96%となります。

また、国を初めとする公費負担は9億8,160万円となり、前年度と比較すると8,230万円、率で9.2%の伸びとなり、一般会計繰入金は、法定外を含め2億6,130万円で、前年度と比較すると430万円の増額となりました。また、財源確保のため、町準備基金の取り崩しは660万円となりました。

一方、歳出の大宗をなす介護保険給付費は13億1,450万円で、前年度と比較して8,000万円、率で6.5%の伸びとなり、地域支援事業費の介護予防事業は990万円、包括的支援事業・任意事業は2,870万円であります。

また、4月1日現在の65歳以上の高齢者は7,112人、介護認定者は948人、率で13.3%であり、そのうち居宅介護サービスの利用者は525人、施設入所者は210人となっています。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。歳入総額が6,149万円、歳出総額は5,899万円で、形式収支は250万円程度を見込んでおります。

平成19年度は、クリーンセンター内の汚水処理施設でオーバーホールや修繕等を要する機器があったため、維持経費について若干不足が生じましたが、平成20年度はおおむね使用料で賄えております。

今後も引き続き、維持管理の軽減と宅内接続工事の推進について普及・啓蒙を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

次に、東陽食肉センター特別会計についてであります。歳入総額が3億2,143万円、歳出総額は2億6,949万円で、形式収支は5,194万円程度を見込んでおります。

平成20年度のと畜頭数は、牛が前年度より7頭増の2,840頭、豚は前年度より7,412頭増の14万6,892頭で、前年対比5.3%の大幅な増となりました。

サーコウイルス感染症の発生により生産効率が悪化しておりましたが、ワクチン接種により沈静化が図られたことがと畜頭数が増えた主な要因と思われます。しかしながら、伝染病等はいづれ発生するか常に予断を許さない状況でありますので、問屋及び生産者との連携を密にし、引き続きと畜頭数の確保に努めてまいります。

なお、平成19年度から3カ年計画で実施している施設改修事業につきましては、平成20年度は係留所増築並びに内蔵処理室環境配慮工事等について、当初の計画どおりに完了したところであります。また、3カ年計画の最終年度である平成21年度は、解体室空調換気施設や本館外壁塗装、屋根防水及び便所改修等に伴う施設改修工事について、去る6月2日に入札を実施したところでありますが、議会のご承認をいただいた後に契約の締結を行い、来年1月末日までには、計画いたしましたすべての工事が完了する予定であります。

最後に、東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。まずは患者数につきましては、入院が延べ2万6,023人で、病床利用率は71.3%でありました。また、外来は延べ4万2,580人で、昨年度と比較すると、若干ではありますが、入院・外来ともに減少する結果となりました。

次に、収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収支と医療機器購入等を主とした資本的収支を合わせた歳入総額は28億4,868万円、対する歳出総額は27億8,211万円であり、繰入金の算定方法の見直しによる追加繰り入れをしたことにより、6,657万円の純利益となる見込みであります。

病院運営につきましては、先日ご報告させていただきました改善計画に沿い、町民にとってよりよい運営ができるよう改善を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にはご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、平成20年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概算数値を申し上げましたが、今後、調整を加えまして、9月議会において改めて報告させていただきます。

続きまして、平成21年度の主な事業につきましては、3月議会の施政方針でご説明させて

いただきましたので、今議会では、改めて報告する必要のある事業等について述べさせていただきます。

初めに、福祉関係事業についてであります。昨年まで光中学校を会場に開催してまいりました「敬老会」を、本年度につきましては、新築された横芝中学校で開催すべく準備を進めているところであります。昨年にも増して多くの方々にご参加いただきたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、子育て支援策についてですが、近年、当町におきましても、少子化や景気の後退を反映して保育料収入が減少する傾向にあります。しかしながら、子育て世代の皆さんが安心して子どもを産み育てることができるよう、さらなる環境の整備を推進してまいるとともに、今年4月からは、保護者負担の軽減を図るべく、3人目の入所児童の保育料を無料にしたところであります。

続いて、栗山川改修事業についてであります。本事業は、昭和49年から着手し、順次進めてまいりましたが、関係各位のご支援、ご協力によりまして、ほぼ予定通り事業の進捗が図られているところであります。

本年度の事業内容は、国道126号線から上流、銚子連絡道路までの間で、築堤工事、掘削工事、護岸工事のほか、栗山橋のかけかえ工事が主なものです。本年度の工事により、栗山橋かけかえ工事を除く、河口から12キロメートル区間工事が概ね完了することとなり、翌22年度からは栗嶋橋上流の測量業務を行う予定でありますので、今後も関係各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、学校給食センター改修事業についてであります。現在、基本設計業務を進めており、建設予定地である東陽小学校隣接地の屋内運動場建設計画用地において、一体的な整備が可能であるか検討したところ、給食センター改修事業については、町有地に挟まれた民地の用地買収を行わなくても建設が可能と判明いたしました。

当該民地は、東陽小学校屋内運動場改築事業と給食センター改築事業の用地として一体的に有効活用するためには不可欠なことから、当初予算において給食センター改築事業で計上しておりました用地購入費関連経費を、東陽小学校屋内運動場改築事業に組みかえるべく補正予算として計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、給食センター改築事業につきましては、今後、基本設計などについての案がまとまり次第、議員の皆様を初め計画地周辺の皆様方を対象とした住民説明会を開催し、計画内容等を説明させていただきながら事業推進を図りたいと考えておりますので、ご協力のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

以上、諸般のご報告をさせていただきましたが、議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の横芝光町公民館条例を廃止する条例の制定についてであります。本案は、社会教育法第22条に規定する公民館事業等を、既に横芝光町文化会館及び横芝光町町民会館において実施していることから、公民館事業等の用に供していない横芝光町横芝公民館及び横芝光町光公民館を廃止するため、横芝光町公民館条例を廃止すべく提案したものであります。

議案第2号の町道路線の認定及び廃止についてであります。本案は、合併に伴い旧町の町道路線名称等に相違があったこと、及び栗山川河川改修事業による道路延長に変更が生じたため、新たに町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第3号の平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、新型インフルエンザの感染拡大を防止するための対策事業のほか、妊婦健康診査、本庁舎維持管理事業、消費生活相談窓口開設事業、道路改良事業、埋蔵文化財整理事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ9,622万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ94億2,121万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第4号の平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、国の特別調整交付金を財源とした東陽病院事業会計への繰出金に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ398万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億3,698万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号の平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、診療報酬の請求業務をオンライン化にするシステムを導入するため、資本的収入及び支出予算に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれに399万円を追加し、資本的収支予算の総額をそれぞれ2億3,896万円とすべく提案したものであります。

議案第6号の横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員に日下部章氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第 7 号から第 9 号の横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります
が、本案は、横芝光町固定資産評価審査委員会委員として稗田四郎氏、越川武氏、浅野憲一
氏を選任したいので、地方税法第423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるべく提案
したものであります。

報告第 1 号の平成20年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります、本
件は、平成20年度横芝光町一般会計補正予算（第 4 号）で繰越明許費を設定いたしました定
額給付金給付事業、子育て応援特別手当給付事業及び、町道0106号線道路改良事業（宮川地
区）等に係る繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定
により、報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳
細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますよう
お願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 伊橋秀和君登壇〕

○社会文化課長（伊橋秀和君） それでは、議案第 1 号 横芝光町公民館条例を廃止する条例
の制定についてをご説明させていただきます。

議案つづりの 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 1 号 横芝光町公民館条例を廃止する条例の制定について。

横芝光町公民館条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成21年 6 月 9 日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

横芝光町公民館条例を廃止する条例。

横芝光町公民館条例（平成18年 3 月27日）条例第77号は廃止する。

附則として、この条例は平成21年 7 月 1 日から施行するものであります。

本案は、文部科学省公立社会教育施設の整備補助金に係る財産処分の改正等を受け、現在、
旧行政センターの西側にあります横芝光町シルバー人材センターの事務所として一部使用し
ております建物、横芝公民館、それと役場 1 階の産業振興課、農業委員会があります 2 階に
企画財政課、都市建設課となっております建物、これが光公民館であります。これを廃止す
るため、横芝光町公民館条例を廃止すべく提案したものであります。

慎重審議の上、可決承認を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

〔社会文化課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第2号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

○都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、議案第2号 町道路線の認定及び廃止につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案つづりにつきましては、ピンク色の議案つづりの3ページでございます。また、資料といたしましては、皆様方にお配りしてありますが、A4版の町道路線の認定・廃止調書のつづり、それから、町道路線認定調書のつづり、少し厚めのつづりです。それから、1万分の1の路線網図、大きいほうです。これが、北部、南部それぞれ分けて2枚をお配りしてありますので、ご確認をお願いいたします。

この町道路線の認定及び廃止につきましては、旧横芝光町の道路台帳管理に差異があったため、平成19年、20年度の2カ年の継続事業として統合するとともに、あわせて、道路台帳の電算システムを構築し、道路境界及び専用道の管理を電算システムで管理し、適正な道路管理を図るものとして委託してありましたもので、その作業が終了いたしましたので、今議会では旧町道路線の廃止をし、新たな町道路線として認定をお願いするものでございます。

今回、新たな町道路線の認定につきまして、その特徴を申し上げますさせていただきます。

認定の方法といたしましては、旧横芝町方式を採用し、1級、2級につきましては、アラビア数字の1と2の後に番号を付しまして、また、その他道につきましては、エリアを8つのゾーンに分類し、これはAのエリアからHのエリアといたしました。

具体的には、町道路線認定調書をごらんください。A4版の厚いやつです。これをちょっとごらんになってください。

まず1ページをお願いします。

1ページには、1級路線が整理番号1から21番までの21路線、2級路線といたしましては、1ページの整理番号22番から3ページにかけて、整理番号60番までの39路線。その他路線といたしましては、3ページの整理番号61番のA001号から一番最後のページ、90ページになりますけれども、H190号線までの2,226路線となっております。

また、図面で説明をさせていただきますが、横芝光町路線網図北部、大きいやつです。これをちょっと説明させていただきます。

右下の凡例で、1級路線と2級路線、その他路線といたしましては、それぞれ線の太さで

表示してございます。また、図面の中には、それぞれアラビア数字の１級、２級、あるいはその他ということでそれぞれ番号が付してあります。

それから、地区界、薄い括弧書きしてありますけれども、今回、議員皆様方にお配りしてある図面につきましては白黒でありまして、まことに恐れ入りますが、カラーのものにつきましては課のほうで所管しておりますので、それぞれご確認をしていただきたいと思います。

以上で議案第２号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第３号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

○企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第３号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）のご説明を申し上げます。

資料につきましては、平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）、別つづりになっていると思います。こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、１ページをごらんください。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,622万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億2,121万1,000円とするものであります。

それでは、明細につきまして、まず歳出のほうからご説明を申し上げます。

９ページをごらんください。

９款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費70万8,000円は、臨時職員の賃金等であります。

７目財産管理費1,752万3,000円は、本庁舎の合併浄化槽やキュービクルの工事を予定したところではありますが、詳細設計を行ったところ、切りかえにかかわる工事費が必要となったため、補正計上をさせていただいたところであります。

10目地域振興費21万円は、集会所の修繕料に不足が見込まれるためのものであります。

３項１目戸籍住民基本台帳費63万円は、サビア内町民サービスセンターのカウンターに防犯ガラスを設置しようとするものであります。

３款民生費、１項社会福祉費、２目老人福祉費12万6,000円は、老人憩いの家のエアコンが故障したため、これを交換しようとするものであります。

10ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費272万円は、新型インフルエンザ対

策として、役場や学校など庁内公共施設に消毒液などを配置する経費であります。

3目健康づくり費1,189万円は、妊婦健康診査の公費補助が5回から14回にふえたことによる委託料の増額と、それに伴う個人負担分についても、従来どおり、町単独で補助しようとするものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費3,000円の減は、農業委員会臨時職員の労災から社会保険へのつけかえに伴うものであります。

5目農地費331万3,000円の減額は、篠本新井地区の経営体育成基盤整備事業にかかわる文化財調査を町単独分と文化庁補助分を別々に予算計上いたしましたが、一括発注するため、後ほどご説明いたします教育費分に合算するため、こちらでは減額をするというものであります。

6目農道整備事業費442万1,000円は、農免道路整備事業に関連した用地取得に関し、道路のつけかえ工事が必要となったための工事費等であります。

6款1項商工費、1目商工振興費306万4,000円は、消費生活相談窓口開設のための相談員報酬や委託料などであります。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費5,228万7,000円は、町道2-1号線外の道路新設改良費や舗装修繕、排水整備事業等、説明欄記載の工事などにかかわる経費であります。

12ページをごらんください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費903万7,000円は、給食センターの建築場所の確定に伴い、周辺土地を東陽小体育館用地として取得することとなったための計上であります。

なお、この後、学校給食費での減額が出てまいります。

2項社会教育費、1目社会教育総務費552万4,000円は、農地費で減額した埋蔵文化財調査委託料や埋蔵文化財整理事業等であります。

なお、埋蔵文化財整理事業賃金については、緊急雇用創出事業該当費用として計上したものであります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費82万5,000円は、横芝中学校の施設開放事業が確定したことによる管理委託料であります。

2目体育施設費23万4,000円は、坂田池公園のテニスコートの照明機の故障や、公園トイレの配管の水漏れの修繕料であります。

3 目学校給食費につきましては、横芝給食センターのガス回転がまの修繕料40万円の増額と、先ほどご説明いたしました、給食センター用地から東陽小体育館用地取得へと事業種目の変更による差額966万円の減額であります。

次に、歳入のご説明をいたします。

8 ページにお戻りください。

15款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金606万円は、妊婦健康診査の公費負担の増にかかわる県補助金であります。

9 目商工費県補助金494万9,000円は、消費生活相談窓口開設にかかわる地方消費者行政活性化交付金と埋蔵文化財整理事業にかかわる緊急雇用創出事業臨時特例交付金であります。

18款繰入金、2 項基金繰入金、9 目地方消費者行政活性化繰入金32万6,000円は、消費生活相談窓口開設にかかわる基金繰入金であります。

19款 1 項 1 目繰越金7,018万8,000円は、前年度繰越金であります。

21款 1 項町債、1 目総務債1,470万円は、庁舎維持管理事業等にかかわる合併特例債であります。

以上、平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第4号について、住民課長。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

○住民課長（海保清一郎君） それでは、議案第4号 平成21年度国民健康保険特別会計補正予算案について補足説明いたします。

国民健康保険特別会計の補正予算書（第1号）をごらんください。別つづりです。

まず、1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,698万9,000円とするものです。

5 ページをお開きください。

まず歳入ですけれども、4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金に398万9,000円を追加し、2 億1,099万円とするものです。

同じく5 ページですけれども、歳出ですが、11款諸支出金、3 項拠出金、2 目直営診療施設繰出金に398万9,000円を追加し、399万円とするものです。

内容につきましては、東陽病院が実施するレセプトの電子化に伴います電算システム整備に係るものでございます。国の特別調整交付金の対象となりまして、基準額の範囲内でありますので、全額交付されるものでございます。

この特別調整交付金は、国民健康保険の制度による交付金でありますので、国保会計で受け入れ、さらに国保会計から病院事業会計に繰り出すということになります。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第5号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第5号 平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

第2条の資本的収入及び支出予算に、収入支出ともに既決予定額の2億3,497万円に399万円を追加し、2億3,896万円に補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、3ページの補正予算説明書をごらんください。

これは、ただいま住民課長のほうから説明がありました国民健康保険特別会計からの繰り出しを受け入れるものでございますが、まず資本的収入及び支出予算の収入で、国・県補助金に国民健康保険特別調整交付金として399万円を増額し、支出に機械備品購入費として同額の399万円を増額するというものでございます。

これは、支出の説明欄に記載いたしました、診療報酬の請求をオンラインにより行うためのレセプト電算システムを399万円で購入することと、その財源として国保特別調整交付金が満額、100%交付されることになったことによるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成21年度病院事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第6号ないし議案第9号について、総務課長。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

○総務課長（小堀正博君） それでは、議案第6号から9号まで、順次ご説明をさせていただきます。

初めに、議案つづりの5ページをごらんください。

議案第 6 号 横芝光町教育委員会委員の任命について。

次の者を横芝光町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所、横芝光町横芝1,538番地 7。氏名、日下部章。生年月日、昭和20年11月20日。

平成21年 6 月 9 日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、本年 8 月21日で任期満了となります教育委員会委員の日下部章氏を引き続き教育委員として任命するに当たり、議会の同意を求めるべく提案をさせていただいたものでございます。

日下部氏は、昭和20年生まれの63歳で、平成 6 年の大総小学校校長を振り出しに、横芝小学校、東金日吉台小学校、山武西小学校の校長を歴任され、平成18年 8 月から教育委員をお願いしているものでございます。

次に、議案第 7 号から 9 号までは固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、議案つづりは 7 ページから11ページになります。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定する行政委員会でございます。委員は、市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て市町村長が選任するということになっております。

このことから、本案につきましては、今月21日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員 3 名につきまして、議案第 7 号で宮川 1 万1,967番地の稗田四郎氏を、議案第 8 号で鳥喰上1,764番地の越川武氏を、議案第 9 号で屋形443番地の浅野憲一氏をそれぞれ引き続き同委員として選任するに当たり、議会の同意を求めるべく提案をさせていただいたものでございます。

3 名の方の主な略歴でございますが、稗田氏は昭和12年生まれの71歳で、平成14年から 1 期農業委員を、また越川氏は昭和14年生まれの69歳で、平成12年から平成18年まで選挙管理委員会委員補充員を、浅野氏は昭和22年生まれの62歳で、青少年相談員や町体育協会副会長などを歴任されております。

以上で議案第 6 号から 9 号までの補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

○議長（野村和好君） 続いて、報告第 1 号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

- 企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、報告第１号 平成20年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてご説明をいたします。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案つづりの一番最後の１枚、13ページ、14ページとなっております。

まず、13ページをごらんいただきたいと思います。

繰り越し事業及び金額につきましては、２款総務費、１項総務管理費のネットワーク管理事業の繰り越し額200万円から、14ページ最後に記載の９款教育費、６項保健体育費、横芝光町体育館一般管理事業の409万円まで20事業で、翌年度繰越額合計は７億1,383万8,000円となっております。

なお、予算額との差額44万2,000円は、定額給付金給付事業で郵送料など、20年度中に実施済みのものが一部あったためとなっております。

以上、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、繰越明許費にかかわる経費を翌年度に繰り越したことを報告するものであります。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

- 議長（野村和好君） 報告第１号 平成20年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告については、ただいま説明のとおりですので、ご了承をお願いします。

以上で提案理由説明を終わります。

ここで休憩をします。

再開は11時10分とします。

（午前１０時５８分）

- 議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１１分）

一般質問

- 議長（野村和好君） 日程第５、これより一般質問を行います。

齊 藤 隆 君

- 議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆議員。

〔 5 番議員 齊藤 隆君登壇 〕

○ 5 番（齊藤 隆君） 議長のお許しを得て、大綱 3 点について一般質問いたします。

初めに、財政関係についてお伺いいたします。

現在、国会では、100年に一度の経済危機対策について、国民の安心と活力を実現するため、各分野における政策を総動員するとして平成21年度補正予算が可決され、関連法案が審議されています。

これに先立ち平成20年度補正予算が可決され、当町でも約 1 億7,000万円の補正予算を追加しました。年度末の時間のない中、職員の皆さんには、確定申告や定額給付金支給準備など、忙しい状況でありましたが、有意義な活用法を見出していただいたものと思います。

しかし、年度末ということもあり、繰越明許費として継続事業となっているものも多く、町長は使い切れないとその感想を話されていました。

そこで、国会で平成21年度補正予算が成立した今、関連法案の可決をにらんで、平成20年度補正予算で取りまとめた町の対策の概要とその事業進捗状況を踏まえて検討する必要があると思います。町としては、これに対してどのように考え、どのような編成方針を持っているのかお伺いいたします。

真に必要な対策を検討しなければならないと思いますが、その活用法はいかにお考えでしょうか。この補正予算を使って、町の財政の穴埋めを行うことはできませんが、補正予算の原資は赤字国債によって賄われると言われています。今後の町財政にどのような影響を及ぼすとお考えでしょうか。

新町建設計画に基づき進められている事業についても、条件が整えば今回の補正予算にて実施できるものもあると思いますが、町財政が有利になるよう、町の負担軽減を図ることはできないでしょうか。その際、合併特例債との併用や変更などは可能なのでしょうか。また、整合性がとれるものなのかお伺いいたします。

2 点目として、医療関係についてお伺いいたします。

町営であります東陽病院について、これまで、医師確保はできているとして、まちづくり座談会などでも安心な医療体制をアピールされていましたが、3月に内科の医師が突然退職をされました。その後、医師確保ができたという話也没有ありません。医師不足を解消する方法の1つとされる病診連携も、具体的な話は聞こえておりません。

そのような中、夜勤の医師確保は非常勤で対応しているということですが、どのような方

法で、どのくらいのコストで確保しているのでしょうか。安心で質の高い医療の確保は、町民生活を守る上でも非常に重要な要因の1つであると思いますが、町長は全体としてどのように考えているのかお伺いいたします。

また、先日の銚子市民病院の休診を受けた出直し市長選挙の結果を町長はどのように受けとめていますか。

私個人としては、住民が命に直接かかわる医療について、非常に大きな関心を持っている結果であると考えています。旭中央病院を頼りにしているという一極集中的な現状に対する危機感のあらわれでもあると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、昨年来、作成作業が続いていた東陽病院の経営改善計画については、先日の全員協議会において説明がありました。この計画を策定する過程、審議過程では、どのような話し合いがなされ、具体性や即効性のあるものとなったのかお伺いいたします。

策定作業中に成東病院や銚子市民病院のような例が身近にありましたので、プラス面、マイナス面も比較されて検討されたと思いますが、これらを参考に、どのような東陽病院の将来像が描かれたのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、パイプライン化工事が行われた1号線ですが、その水利の利用状況についてお伺いいたします。

これは町の事業ではありませんが、工事前の説明とことしの田植えにかかわる水利の実際が大きく違って、水が不足ぎみだったと聞いています。この実態と今後の対策、住民への説明をどのように行うのかお伺いいたします。

最後に、町のPRについてお伺いいたします。

町では、観光を町の産業の柱の1つとしており、地域特性を生かした産業のまちづくりをして、農業、工業、商業、そして観光業のバランスのとれた発展が活気を生み出すとしています。

しかし、横芝光町の知名度はどれほどあるのでしょうか。ほとんどの自治体が何かしらの広報活動をされている中で、特色のある方法、観光資源の開発、宣伝をしなければ、小さな自治体では埋もれてしまうおそれがあります。

そこで、現在撮影が進められている「アンダンテ～稲の旋律～」とタイアップして、町を全国に紹介するような方法はないでしょうか。これまで、この件について何度も相談させていただいてありますが、営業目的の民間映画撮影と行政の間に壁があるように感じます。撮影の場所として選ばれ、町をPRする千載一遇のチャンスと考えますが、町としての積極的

な考えをお伺いして、壇上からの質問といたします。

〔 5 番議員 齊藤隆君降壇 〕

〔 町長 佐藤晴彦君登壇 〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えします。

なお、産業振興についてのご質問のうち、1点目のパイプライン化工事後の1号線からの水利については、産業振興課長からの答弁となりますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、初めに、財政関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国の平成21年度補正予算（第1号）につきましては、5月29日に成立し、現在、関連法案についての審議が参議院で行われております。これに関連しまして、地方財政についても、公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施するための地域活性化・公共投資臨時交付金、及び地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するための地域活性化・経済危機対策臨時交付金が創設されておるところであります。

このうち、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使途につきましては、地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じる事業に充てることとされております。当町への交付額は2億6,800万円程度の額と試算されているところでございます。

このような国の経済危機対策への当町の対応としてどのような編成方針を持っているのかとのご質問でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用事例集が国から示されておりますので、これを参考といたしまして、現在、実施計画作成のための取りまとめを行っているところであります。予算関連法案の審議状況にもよりますが、経済危機対策という趣旨を踏まえ、国の施策と歩調を合わせた事業が早期に実施できるよう、準備を進めてまいるところでございます。

2点目の活用方法と町財政全般に与える影響についてでございますが、この交付金の活用方法につきましては、ただいま申し上げましたように、国の活用事例集が示されておりますので、これを参考として事業の洗い出しを行っておりますが、国の施策に沿った事業で町の実施計画に掲載された事業を前倒しで実施することができれば、当町の将来の財政負担を減らす有効な財源となります。

しかしながら、町の実施計画策定に当たっては、財政負担の均衡を図るため、実施年度の

調整を行っておりまして、今回のように、予定外の財源が確保されたからといって、準備の都合ですぐには着手できない事業もございますので、町の実施計画に掲載されていない事業であっても、国の経済危機対策に沿った事業で将来のまちづくりに必要となる事業であれば、将来的な財政負担の軽減が図れることとなりますので、積極的に実施してみたいと考えております。

3点目の合併特例債事業との整合性についてであります。新町建設計画に基づき進められている事業につきましても、国の示す条件に合致すれば可能と考えております。

しかしながら、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てることのできる事業につきましては、国庫補助事業の場合は、国の平成21年度補正予算に計上された事業のうち一部であること、また地方単独事業の場合には、平成21年4月11日以降に町の予算に計上し実施される事業に限られておりますので、現在、国の交付金を充て実施している合併特例債事業につきましては、対象とならないものと考えております。

また、現在計画されている合併特例債事業には、町単独事業として実施する予定のものもございますが、準備期間が短いことから、今回の交付金への振りかえは困難であると考えております。

次に、医療についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、東陽病院の今後についてでございますが、現在、医療の現場では、国の医療制度改革の推進によって医療の質の向上が進められている一方で、医師及び看護師不足という厳しい状況が続き、また、自治体財政の悪化による公立病院の経営課題の深刻化に加え診療報酬の引き下げなど、医療崩壊を危惧する言葉も聞かれる状況でございます。

このような中、東陽病院も例外ではなく、この3月末には、議員おっしゃられましたとおり、内科医師が1名退職をし、常勤医師が6名に減少しておりまして、この欠員はパート医師で補っているところであります。

しかしながら、これによって診療制限を行うことはなく、従来どおりに患者受け入れはしておりますが、残った医師の負担が大きくなっていることには違いがありません。このため、今一番必要なことは、なるべく早く常勤医師を確保し、住民の安心できる地域医療を提供することですので、国の医師確保対策事業に頼るだけでなく、千葉大学への働きかけにより医師の確保をお願いすることは当然であります。そのほかにも、医師の紹介を行う会社を通じて、東陽病院のような内科を中心とした地域医療を行う病院を探している医師に直接メール等で勧誘する方法などにより、医師採用のための努力をしているところでございます。

東陽病院は、医療保険制度を下支えにし、だれもが安心して医療を受けられることを目的に設置された国保病院でありますので、今後も引き続き、必要によっては採算性のみにとらわれず、住民の求める地域医療を提供していく役割を担っていかなければならないものと思っております。

次に、経営健全化計画についてでございますが、これは、総務省から示されました公立病院改革ガイドラインに基づき作成したものでございますが、健診事業への積極的な取り組みにより、地域住民の健康管理とあわせ利用者を確保すると同時に、入院日数の適切な管理によって、現在の施設基準を維持しながら経営の改善に努めることとしております。さらに、近隣の病院の役割分担を図り、東陽病院は今後も公立病院として運営していく方針を示させていただきます。

なお、この計画の策定に当たっては、病院現場の医師を初め、医療技術者や看護師の意見を聞きながら作業を進めたため、実態を把握した実のある内容にまとまったものと感じておるところでございます。

医療についての最後のご質問であります、成東病院や銚子市民病院などとの比較、独立行政法人化や業務委託などについてでございますが、成東病院も銚子市民病院も、ご承知のような状態に陥った大きな要因は、医師の連鎖的な退職であるものと認識をしております。

このような事態を避けるためには、医師への過大な負担を求めることなく、待遇面でも設備の面でも、働きやすい環境を整備していくことが重要であり、それが結果として住民の求める地域医療の確保につながるものと考えまして、これからも、東陽病院運営検討委員会を通じ、よりよい病院経営を目指してまいりたいと考えております。

また、独立行政法人化や民間委託などの選択肢については、それによって経営の効率化を追求する余り不採算部門が切り捨てられ、必要な医療の提供が阻害されることも懸念されておりますので、現時点では考えずに、当面は公立病院としての形態を維持してまいりたいと考えております。

次に、産業振興について、ご質問の２点目の「アンダンテ～稲の旋律～」と町のＰＲや観光開発についてお答えをします。

映画「アンダンテ～稲の旋律～」の撮影については、町民の皆様のご協力を得て横芝光町民の会を立ち上げ、協力体制が整ったところであります。制作協議は、企画財政課、企画調整班と関係各課で、映画プロデューサー及びスタッフと協議を重ねてまいりました。

この間、県観光課や県フィルムコミッションに呼びかけ、制作及び完成後のＰＲ活動の協

力をいただいたところであります。

町内の撮影は、５月３日から第１回目がスタートし、９月で終了予定となりますが、制作スタッフへは、町内の撮影場所を多く取り入れ、また横芝光町の名称も入れるよう強く要望をいたしました。秋には町内で産業まつり等、多くのイベントを予定しておりますので、その会場での出演者による映画ＰＲの提案もいたしましたところであります。

今後は、全県的な上映運動推進の呼びかけ組織としてＪＡ千葉中央会、生活協同組合連合会、千葉テレビ放送、横芝光町が発起人となり、７月に千葉県上映推進委員会を結成し、これを起点に、全県に向けた運動を展開してまいります。

完成試写会は、１２月６日の町民会館を皮切りとして千葉市文化センター、東京有楽町ホールなどで自主上映がされ、来年１月ごろには各市町村の講堂等で同じような上映が予定されております。

齊藤議員のご質問にありましたとおり、ここ横芝光町が撮影場所として選ばれたことは、最高のチャンスとして受けとめております。また、この映画の成功が、映画「アンダンテ」の町としての横芝光町の知名度アップにつながるものと考えておりますので、これのＰＲに力を注ぐとともに、多くの観光客が当町を訪れ、地域の活性化が図られるよう努めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、産業振興課長。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

○産業振興課長（林 新一君） それでは、私のほうから、パイプライン化工事後の１号線からの水利についてということでお答えさせていただきます。

パイプライン化工事後の１号線の実態と今後の対策とのご質問でございますが、山武郡東部土地改良区の揚水施設は、昭和５５年に県営事業で整備され、以来約３０年が経過し、老朽化により施設の機能が低下したため、平成１９年度より国営両総土地改良事業において揚水機場並びに幹線用水路の改修工事が実施されたところであり、今年度の調圧水槽工事を残すのみとなっております。

そして、パイプライン化によりまして、各地区へ送る水量も、面積に見合う適正量になったと判断しているところでございますが、ことしのしろかき期における雨量が平年よりも少なく、また圃場が乾燥していたため、かんがいに時間を要したものと推察しており、また、

平成19年度と20年度にまたがって施工された揚水機場において、横芝堰の水位が1.8メートルで設計されたため、横芝堰の水位を上げるなどの対策により、山武郡東部土地改良区が持つ水利権毎秒1.734立方メートルが確保され、送水されたと認識しております。

しかしながら、来年度以降も横芝堰の水位を上げて運用されるということは、上流域の湛水被害の危険性が増すことにもなりますので、今年度中に揚水施設の改良を行うよう、両総農業水利事業所に要請しているところでございます。

また、住民への説明をどのように行うのかとのご質問でございますが、東部土地改良区では、2件の問い合わせがあり、説明を行ったということであります。町といたしましては、東部土地改良区から要請がございましたらば、防災無線での広報や町ホームページを活用して周知することは可能と考えております。

以上でございます。

〔産業振興課長 林 新一君降壇〕

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、ただいま答弁いただいたところでありますが、再度質問させていただきます。

まず、平成21年度の補正予算にかかわる全体的な印象なんですけれども、やはり制約がかなりあるのかなという印象を持ちます。

いろいろやりたい事業あるのでしょうけれども、先ほども町長の答弁にあったような事業と4月11日以降実施の事業との重なる部分、それから今年度内で終わらさなければいけないという制約等あるかと思うんですけれども、そのような中で、町としてまずこれはやりたいというような具体的なものはないのでしょうか。今回の補正予算、地域経済を活性化させるという目的もあると思います。加えて、先ほど町長答弁されたように、町の後年度負担が軽減できるような案を盛り込んでいただければと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） 制約、結構ありまして、特に今回の21年度の補正については、まだ正式な文書は来てないということで、ただ、これは多分、単年度で終了しなければならないというような形になっていまして、平成20年度の2次補正、1億7,200万円ばかりのやつをこの間、補正で、繰越明許費で、先ほど議員がおっしゃられたとおり、その部分で平成21年度の町の事業を急遽前倒しをして埋めてしまったと。そうなりますと、使い切れないというような表現は……。本当にぴったり合わせちゃうと、非常に使いづらいというのは事実であ

ります。そうした中で、もしどっかでそれを使い切れないといったのであれば、オフィシャルでは決してそんなことはないと思いますけれども、それは撤回をさせていただきたいと存じますけれども、使い切れないぐらいの2億6,800万円というのは、確かに大きな金額であることは事実であります。

そして、それが今年度の事業の中で完結させるためには、本来であれば、例えば道路にしても、建物にしても、基本設計があって、詳細設計があって、一般的にはそれに1年間がかかってしまう。例えば給食センターの、今回、土地の補正予算の入れかえをお願いする事業につきましても、実質、今年度については、設計をして終わってしまうと。実際の工事は来年しなければならないということを考えますと、設計を1カ月でやって、あとの6カ月で工事やれ、これはなかなかできないので、こういうお金が事前に1年前でもわかっていれば、何でも使えたのは事実なんです。だから、そういう制約のもとでなかなか使いづらいというのは事実であります。

ただ、そうした中においても、今、齊藤議員が一般質問で、2番目の病院の経営の問題の中で、今、医師がやりがいを求めるですとか、特に若い医師が病院勤務をする場合、機械設備の問題ですとか、そういうものの中でMRIという機械が、今、見積もりをとって検討している段階でありますけれども、機械が8,000万円、9,000万円、それに伴う、これは電磁波を使う機械でございますので、新たな入れる部屋、シールドといって、全部電磁波を遮る、それが5,000万円とか6,000万円とか、そういうような総額でいうと1億四、五千万円になるのかなというように今考えておるところでございますけれども、そうした部分と東陽病院の今後の医師の確保のためには、医師に対してやりがいのある設備の整った場所を提供することも町立病院の管理者として必要なことでありましょうし、また、この東陽病院が多くの町民の皆さんに愛され信頼される病院にするためにも、本当に後期高齢者の皆さんも、MRIについてはよくご存じであって、一部、高齢者の方に東陽病院を使ってくださいよという話をすると、人によっては、東陽病院にはMRIがないじゃないかと。そういうふうなお言葉をいただいているのも事実でございます。そうした中で、2億6,000万円という貴重な貴重な財源をそうした部分に、東陽病院の活性化と住民のさらなる安心・安全のためにこういうものを出していくのを考えて、今おっしゃいました金額でございますので、それが大半になってしまうのかなと。

あとまた、各部署からいろいろと提言をさせておりまして、まだまだ提言を受けただけで、これをこれから取りまとめる状況にありますので、それ以外については、まだ今のところ詳

細的なものは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） ただいま町長からMRIという具体的な事業というか、具体的なものが出来てまいりました。確かに、医師確保ですとか、医療の安定化のためには、これはいいものではないかなと思います。

ただ、前回、平成20年度の第2次補正予算は、短時間のうちにあれだけの事業を計画して補正予算として計上されました。今回、平成21年度の補正予算に関しましては、かなり前から時間もありますし、多分これで国の関連法案が通って、町がこれを補正予算化するとすると、9月の定例会になると思います。それまでの期間というのは、前回の時間から比べれば非常に時間があると思いますので、その期間を使って庁内で使える事業というのを企画してもらいたいと思っておりました。

既にもういろいろな案があるんじゃないかなと思っておってこの質問をさせていただいたんですけれども、国の活用事例集があるという話も今ありました。町の実施計画に基づいてということもありましたけれども、具体的にほかにはどのようなものを考えているのかというのはまだないんでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） 具体的にはまだ全くいいでしょうか、吸い上げただけで、正直言って、事例集にぴったり合ったものというは、吸い上げたただけの中にはほとんどないんです。しいて挙げれば、公用車の取りかえの問題とか。いずれにしても、取りまとめ中であるということであります。

それと、時間的な余裕があると今、議員おっしゃられましたけれども、今回のやつは限られた時間があるので、9月議会よりも、これは今後のお話なんですけれども、議会と相談しながら、関連法案が成立したらすぐに、7月ぐらいにまた、大変恐縮だとは存じますがけれども、臨時議会を開催させてもらって、それでなくても使用する時間がそういうような形で、1日でも早く予算を執行させていただくためにも、その準備が整い次第、7月ごろに臨時議会をお願いしたいと考えております。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） たくさん意見を吸い上げている最中だということでありましたので、その中で条件に合致するかしらないかというのは専門的によく審査していただかないとわかりませんが、それであれば幾つか提案なんですけれども、街路灯の管理費を安くするために省

エネ型の電球にかえるということが事業として認められるようであります。これは町の電気代の負担だけでなく、各区が今負担している電気代というのも非常に区の経費負担を重くしておりますので、そういう場面に使うこともいいのではないのでしょうか。また、学校ですとか公共施設の耐震化、あと、地デジが2011年に行われますけれども、集会施設などの地デジ対応ですとか共同アンテナの協調施設改修なども対応になると聞いております。そういうものが吸い上げられた意見の中に出てきているものであれば、そういうのも対応していただきたいと思っております。

また、給食センター、先ほども町長お話がありましたように、設計作業が進んでおるかと思うんですけれども、太陽光発電などを設置する事業に対しても、この事業は補正予算使えますので、そういうのを活用できないものか伺いたと思います。特に今、給食センターなども、次世代型給食センターということでオール電化であったり、いろいろな新しい設備を入れるということもありましたので、先ほどの政務報告の中でも、今後、基本設計などについての案がまとまったらということも話されていまして、そういう面を取り組んでいただけないものかと思います。

また、地域振興券の発行ですとか、観光施設の整備事業、特産品開発などにも活用できると聞いていますので、そういう面が今吸い上げている最中の提案されている意見と合うものかどうか、そういうのがもしあれば、教えていただきたいと思います。

- 町長（佐藤晴彦君） 今のご意見については、幾つか吸い上げた中に学校の耐震化、または地デジ対応については、もう幾つか同じような施設もそれにしておるようでございますので、その他の議員おっしゃられたことについても検討を図ってみたいと考えております。

以上です。

- 議長（野村和好君） 齊藤隆議員。
- 5番（齊藤 隆君） ことしの補正予算、千葉県知事じゃないですけれども、棚からぼたもちにならないように、後年度影響ないよう、逆にコストの削減できるようなことまで考えていただきたいと思います。

また、補正予算からは少し離れてしまうんですけれども、町の財政という観点から、旧横芝中学校の備品を町民に配布するなり、譲渡するなりという活用方法については考えられないでしょうか。

秋田県の能代市なんですけれども、廃校となった学校の備品を市民に売却して、市の財政の足しにしたそうです。以前、旧中学校の備品関係をオークションのようにして収益を上げ

て、町の財政の足しにしたらどうかということを話したんですけれども、オークションをしようと思うと手間も予算もかかりますが、秋田県能代市の例ですと、調べましたところ、町民に開放時間を設けて、その時間に来て、欲しいものがあったら持って行ってもらうと。その際に、ただ持っていくんではなんて、自分で値段をつけて買って行ってもらうというやり方をしたそうです。その方法であれば手間もかかりませんし、環境にアピールしてそういうことをしたということも話されていまして、町としても備品の再利用、それから環境のアピールということで一石二鳥になるんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

- 企画財政課長（高蝶文徳君） ただいまの齊藤議員の横芝中学校の備品等について、何らかの形で処分したらどうかというお話でございますが、これはもうご承知のとおり、そういうものを全部ひっくるめて処分費幾らということで入札が済んでおります。ということは、例えば備品なんかで一つ一つ、机が何個、いすが何個というような数え方で入札価格を出してあるわけではないようですが、例えば一山100キロが、そういうふうに持っていくことによって50キロになってしまうとか、かなり量が減ってしまうと。そうすると、それに対して入札価格をそのまま払うということは、余分に払ってしまうというような考えがありますので、ほんの少しのところであれば問題ないと思いますが、かなり大量に品物がはけてしまうと、入札価格との差額の問題だとかいうものが出てきますので、現段階ではちょっとそういうことについては難しいんじゃないのかなと。

ほんの少しのものがなくなる程度であれば、まあそんなに大きく騒がなくてもいいと思うんですが、かなりの量がそれではけちゃうと、入札価格との差額についてどのように計算するかというのはまた問題として出てくるというようなことは考えられますので、ちょっと難しいのかなという気がしておるところであります。

- 議長（野村和好君） 齊藤隆議員。
- 5番（齊藤 隆君） 済みません、入札にまで影響するとはちょっと思わなかったもので今話をしたんですけれども、そのように処分をしてしまえば、捨てればごみも有効に使ってもらえれば資源としてなるし、そこで売却というか、販売収入が少しでも見込めればと思ったんですけれども、そこは制度上、難しいということでしょうか。
- 町長（佐藤晴彦君） 全く全部を捨てちゃうわけじゃないんです。古い中学校に、各学校または保育所でも、欲しいものがあたら持っていくとくれということで、それについて結構……。その辺ちょっと詳しく教育長のほうから後で伝えたいと思いますけれども、それで、あとはもう要らないと。そういった部分について、業者によるそういうような形で契約をし

であるということでございますので、何もかもすべて分別なく産業廃棄物処理業者に委託してあるものではございません。

- 教育課長（林 英次君） ただいまの旧横芝中学校の備品の関係でございますけれども、既に事務机あるいはいす等で使用できるものにつきましては、各小・中学校、また公共施設に声をかけまして、これについては6月10日までということで5月下旬から一定の期間を設けて、使えるものはそれぞれの学校あるいは公共施設で使っていただくということで、既に各学校、公共施設で使えるものは引き取ってくれています。

ということで、今現在、きょうもこれから、議会が終了しましたら、ちょっと現場を見たいと思っておりますけれども、オークションに耐えられるような品物はもうほとんどないというふうに認識しております。

以上でございます。

- 議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

- 5番（齊藤 隆君） もったいないなという思いが一番ありましたので、それを再利用できればなということで話しましたが、ほぼ、もう使用に耐えられるものでないというのであれば、これはいたし方ないかなと思います。

それでは次に、医療関係のほうについてご質問をさせていただきます。

先ほども話しました経営改善計画なんですけれども、先日、全員協議会でも説明をいただいて、よく読む時間があったものですから、じっくり読ませていただきました。そんな中で、これまでいろいろな場面で説明をいただいたことや議会で答弁されたことが漏れなく網羅してあるのかなという感じがしまして、目新しいものといったら、給食の業務委託があったのと、CTスキャナーの更新というのが出ていたというふうに思いました。これについて、これまでやっていた経営と同じことをして、3年後の黒字化というのは、実現性はどのくらいあるものなのでしょうか。

- 町長（佐藤晴彦君） その計画書に載っていることにつきましては、それがすべてかという問題でもないと思うんです。要はそれには載せてない、例えば住民健診の東陽病院でできるものをやっていったり、またいろいろな部分でもっと細かい、患者、利用者にわかりやすい病院案内掲示をするだとか、あともう一つは、これは町民も含めてすべての協働のまちづくりの中で、東陽病院を町民みんなで守っていこうと。そして、より安全・安心で、みんなが使いやすい病院にしていこうという、そういうソフトの部分がそれと同じぐらいに大事なものだとは考えておりますので、それを徹底してやっていくことによって3年後に黒字が達

成できますというようなことを目指して当然やっていきたいと思いますし、これからそういうように設備の拡充も図りながら、人間ドックをより……。

先般、ちょっとある人にお聞きしたんですけれども、東金の浅井病院なども、今はドックが非常に評判がよくて、半年間の待ちがあるとか、そういうような状況もありますので。あとは企業健診の推進ですとか。一気にこれを全部、お客をここに連れてきて……。

また、先ほど、壇上からの答弁で申し上げましたとおり、ドクターの負担を急に環境を変えてしまっても、やはりいろいろな問題もありますし、時間のある程度かけながら、より町民に愛される病院づくりが、計画書に載った以外のそういうソフト部分でもっとこれからも積極的に進めていきたいと思いますし、東陽病院経営検討委員会の中でも、ドクターからの活発な意見もやっと最近出始めていることですし、私も時間があれば、直接看護師さんと対話する時間もつくるような努力も今させていただいておりますので、今後もそれとあわせて、あくまでも計画は計画として、それにあわせながら事業を推進、経営をしていく中で、それ以上の心の部分、ソフトの部分についても、病院長を初めドクター、看護師、そしてその職員と心を一つにして黒字化に向けていこうというような、より評判のいい東陽病院をつくるのが肝要なのかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） この経営改善計画というのは、当然公表されるものだと思います。ただ、今、町長が話されたソフトの部分に関しましては、なかなか表現されない部分だと思います。ドクター、看護師さん、スタッフがそのように心の部分でやっていかれると思うんですけれども、じゃあどこをどういうふうに変えたかということも含めて公開していったらいいかがでしょうか。患者さんたちにそこまで見えたほうが、今町長が話されたような、より頼られる東陽病院になるかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） 計画の公表と病院の評判というのもありまして、1番は、今、高齢化時代を迎えている当町におきまして、病院の評判というのはやっぱり患者さんの口コミが一番なのかなと思っておりますし、今度、うちの東陽病院の看護師は笑顔で対応するようになりましたとかといって、それを公表する値になるものとかって、いろいろあるじゃないですか。そういうソフトの部分。その辺の部分は、ただ公表すればいいという問題じゃなくて、患者さんに感じてもらうものですから、公表するものではないのかなというふうに考えています。

ただ、新しい機械が入りましたとか、こういう診療ができるようになりましたとか、そういう部分はどんどんどんどん公表していかなければならないものであらうと思いますけれども。

そんな答弁でよろしゅうございましょうか。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、続けてよろしいですか。

患者さんの評判が高くなることが一番いいんですけれども、そのために何をしているかということもわかってもらったほうがいい場面というのはアピールしたほうがいいと思います。笑顔の度合いというのは、人の感じ方によっても違うと思いますので、それは数値化できないと思いますけれども、何をしますよということぐらいはアピールしたほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、経営健全化計画の点検評価についてなんですけれども、この体制は、策定した運営検討委員会で行うこととなっています。自分でつくった計画を自分で評価するということでもいいものかという疑問があります。外部の方を入れる、アドバイザーを入れる、入れないという問題もあるかと思いますが、つくった人間が評価をするということでもいいのかという疑問についてはどうお考えでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） そうおっしゃられれば、そのとおりなんですけれども、ただ、数値であらわす問題でありますので、それについては客観的な判断ができるものと考えております。

ただ、アドバイザーの話もあって、私も考えたんですけれども、アドバイザーを入れてすぐそれが実行に移るかどうかというのは非常に難しい問題でして、現に成東病院でも、今、解散するために長隆さんと呼んで、アドバイザーとしてやっておられるわけなんですけれども、ああいう状況になる前にということだったんでしょうけれども、それなりの理由というんでしょうか、やっぱり院長の方針の問題があって、アドバイザーが入ったら、じゃあそれがすべて可能になるものかというものでもないので、アドバイザーについて検討もしたことあるんですけれども、それについてはアドバイザーは入れずに、検討委員会でまずやってみようというような結論に達しました。

議員がおっしゃられる、つくった計画をつくったところでやるかについては、先ほど申し上げましたとおり、数値であらわしているものでございますので、十分その効力は発揮できるものだと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 運営検討委員会でじっくりもんでいただいたということでありますので、本当に現場に即した計画にはなったかと思います。それは非常にいいと思うんですけれども、外部評価も受け入れるという場面を1つ設けてほしいのと、それから、どのような会議が行われたというものの公表もぜひお願いしたいと思います。

先ほど町長が言われたアドバイザーについて、総務省から来るアドバイザーというのは、来た病院を見てみると、ほとんどが独立行政法人化をしています。総務省のアドバイザーが来るイコール独立行政法人化という、勢いそうになってしまうのかなというふうにも思いますけれども、今回、この東陽病院では公設公営を維持するということですので、ぜひ内部の会議でよくもんでいただいて、それを公開していただいて、点検については外部からの点検も入れていただくようお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） 今思いましたけれども、検討委員会の今のメンバーに患者さんを入れるだとか、町民の代表を入れるとか、それはよろしいかと思います。そういうようなところから始めていけばよろしいのかなと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） よく、病院を支える市民の会とかいうのがあちこちの困っている病院の周辺でできているんですけれども、そういう市民の会ができているところは、経営の中まで見て、内情をわかって、これではこの病院が怪しくなってしまうなということで、支えようということできているそうです。ですので、情報の公開をして、先ほど町長言われたように、町民も支える東陽病院になるように、目指していただきたいと思います。

最後に、時間が来てしまいましたが、パイプライン化工事が行われた1号線です。昨年までよりも水位を上げてことは水をくんだと思います。これによりまして、先ほど産業課長の答弁にもありましたように、上流での排水不良ということも問題となるでしょうし、それより何より、私の近所の地区で、ちょっとした雨で水がはけずに道路が冠水してしまったりですとか、そういうことが起きております。ことしの春。それをいろいろ聞いてみますと、やっぱり栗山川の水位が高かったために、今までだったら排水が順調にいったものが、町なかでも排水が滞ってしまって水がたまってしまいうことがありました。栗山川の水位が18センチ上がったということでしたので、それだけ上がってしまうと、上流の水田でも問題があるでしょうけれども、同様に、田んぼではなくて、住宅地域でもその影響が出ておりました

ので、その辺についてもあわせて検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（野村和好君） 以上で齊藤隆議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午後 1 時10分。

（午後 0 時 0 5 分）

○議長（野村和好君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 1 0 分）

越 川 洋 一 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

越川洋一議員。

〔 1 8 番議員 越川洋一君登壇 〕

○ 1 8 番（越川洋一君） 日本共産党の志位和夫委員長は、4 月 5 日にプラハで行ったアメリカ・オバマ大統領の演説に歓迎の気持ちを伝える書簡を送りました。オバマ演説とは、米国大統領として初めて核兵器のない世界を追求することをアメリカの国家目標と宣言しました。広島・長崎への核兵器使用が人道的道義にかかわる問題であることを表明するとともに、その立場から、核兵器廃絶に向けた責任について語っています。そして、核兵器廃絶に向けて、世界の諸国民に協力を呼びかけています。

書簡では、核兵器廃絶のための国際条約の締結を目指して国際交渉を開始するイニシアチブを発揮すること、いま一つは、2010年の核不拡散条約再検討会議において、核保有国によって核兵器廃絶への明確な約束が再確認されることでありますと述べ、米政府からの返書では、書簡への感謝が表明され、志位委員長に対して、この問題に対するあなたの情熱をうれしく思うと評価が述べられました。

一方、北朝鮮の2回目の核実験の強行は、国連安保理決議、みずからも合意した6カ国協議に反する暴挙です。我が党は、厳しく抗議する声明を発表しました。

それでは、通告の質問に入ります。

地域活性化交付金についてであります。

平成21年度の国の補正予算は総額13兆9,000億円で、補正予算としては過去最大規模だと

言われます。その特徴は、大企業への大盤振る舞い、構造改革路線への根本的転換はなく、一時的な生活支援にすぎない。巨額の借金のつけを消費税の大増税によって国民に回すという重大な内容となっていると思います。本予算成立直後に大型補正を行うというのも、過去に例がありません。

日本共産党は、審議を尽くさないまま採決を強行することに抗議を表明しました。政権の延命と選挙対策のために巨額の税金をばらまくという国民の批判は当然であり、容認できないとして、大企業奉仕の政治を改め、社会保障充実路線への転換を求めました。

この補正予算、経済対策として盛り込まれたのは、エコカー、エコ家電など買いかえ促進策で、自動車、電気大手への支援にほかなりません。大企業には研究開発減税です。高速自動車国道4車線は事業化、10年ぶりの復活です。国民向けには、3歳から5歳の子供のいる家庭への手当など、一時的な対策です。

財源はといえば、10兆円規模の公債の発行で、これは将来、消費税増税で国民に負担を押しつけるものとなっております。

政府は、この補正予算で国民生活を守るというふうに言っているわけでありますけれども、世論調査を見れば、その正体を国民は見抜いていることがわかります。

朝日新聞の調査では、追加の景気対策を評価しないが60%です。また、国債10兆円規模で発行する補正予算の提出を評価しない人は53%だとNHKがその調査結果を報じているわけであります。

今、アメリカ発の経済危機を背景として、深刻な経済危機、雇用情勢は悪化を続け、派遣切り、期間工切りなど、さらに正社員のリストラなど、雇用破壊が進んでおります。この間の政府が進めた構造改革路線のもとで、貧困と格差は極端に拡大をしました。一方で、年収200万円以下の貧困層が1,000万人を超えたとされております。小泉政権以来進められてきた外需依存政策、社会保障毎年2,200億円の削減、家計をないがしろにしてきた結果、世界経済危機と相まって未曾有の景気悪化をもたらしております。

日本は、ルールなき資本主義の国と言われておりますが、この間の構造改革路線によって、国民生活を守る防波堤が次々と取り払われてきました。今必要なのは、雇用、社会保障、中小企業、農林水産業、税制など、国民の暮らしと権利を守るルールをつくることであると思えます。

ところが、2002年から財界の要請で始まった毎年2,200億円の社会保障費削減路線、これは異常な社会保障の貧困をつくり出しました。例えば、医療費の窓口負担が3割などという

国は欧州にはありません。窓口無料です。高齢者を年齢で区切って差別医療をしている国もありません。国民健康保険税が払えないからと保険証を取り上げる国もありません。障害者福祉に応益負担を持ち込んで、障害が重いほど負担が重くなる制度をつくった国もありません。公的年金制度で25年間も保険料を払い続けないと年金が受け取れない制度を持っているのも、行っているのも日本だけであります。生活保護を受ける資格のある生活水準の人が保護を受けている割合は、欧州諸国では7割から9割、日本では1割から2割にすぎないと言われます。こうした貧困をただすことが急がれており、国民の願いであると思います。税金についても、負担能力に応じてということが民主的ルールですが、消費税は低所得者ほど苦しめております。さらに、2011年には、これを上げようというわけです。国民生活を守るためには、政治の転換が求められているというふうに思います。

このような社会経済情勢のもとで佐藤町政は、住民の暮らしと福祉を守るために、現下の厳しい情勢になった住民要求の把握、今度の交付金への的確な取り組みが求められているというふうに思います。今回の経済危機対策、地域活性化交付金、緊急雇用創出事業基金についてどのように対応したのか、通告の順に回答をお願いいたします。

子供の貧困についてであります。この間、新自由主義路線と言われる政策が進められたもとで、貧困と格差が異常な拡大を見せております。特に、100年に一度と言われる世界金融危機、そのもとでの雇用破壊が、子供の貧困を深刻なものにしております。

子供貧困とは新しい概念というふうに思われますが、次のように考えられます。医療が受けられること、3度のまともな食事が食べられること、清潔な寝具、新しい衣服や絵本が与えられること、高校までの教育が受けられることなどが保障されない状態だというふうに思います。

憲法では、25条で、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。子供の場合は、教育への権利、子どもの権利条約が保障されることも含まれると思います。

子供の貧困は貧困率によってあらわされ、その国の平均的な所得額の2分の1、それ以下の所得しかない人々の割合ということです。日本は、子供の7人に1人が貧困だということです。同じ資本主義の国の中でも、アメリカは2割、北欧諸国では2%台の国もあります。OECDは日本政府に対して、OECD平均を大きく上回る14%にこれが上昇したと警告をしております。

また、貧困は、子供に健康面で影響します。お金がないからカップラーメンだ、お金がないから病院にかかろうとしない。また、学力の面でも、学用品や参考書が購入できず、学習

塾に行く余裕がない。統計をとれば、所得と学力が相関関係となってあらわれると言います。無論、貧しくても、本人や家族や教師の努力で学力を身につける子供はいます。また、親の子育て環境も、休日に子供と十分遊んでいるか、学校の先生とよく子供について話すかという点で、低所得の家庭は不利な状況にあると専門家は言います。児童虐待の発生、非行とのかかわりでも、貧困の子供は不利な状況にあると言われます。また、子供期の不利だけではなくて、高校を卒業できなければ、正規の就業は大変厳しくなります。

こうした状況を考えたときに、将来の夢や人間として成長していく上での自己肯定感情など、大切なものを非常に持ちづらい環境に置かれます。子供の貧困はなくすべき対象であります。

国連総会は、2007年の子供の貧困について、次のような定義を採択しております。子供の貧困とは、単にお金がないということだけでなく、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定という認識が示されたわけであります。子供の貧困は、裕福な家庭でも起きます。例えば、受験に集中させるためにクラブ活動を禁じ、友人と遊ぶことも禁ずる。また、児童虐待も起こります。

さらに日本は、低所得層の税負担が重く、給付が少ないために、税と社会保障によって子供の貧困をふやしている国だと言われております。また、教育予算の水準が低いため、世界一の高学費を負担しております。子供は、成長途上の存在です。手厚く守らなければなりません。

子供の貧困を克服するための取り組みは広範多岐にわたるといふふうに思いますが、国の政治が果たす役割が非常に大きいと思います。住民に身近な自治体におけるきめ細かな配慮と取り組み、その施策の推進こそが必要であるとも考えます。町は、子供の貧困をどのようにつかんでいるのか、またこれを克服する取り組みはどうなっているのか尋ねます。

高校に至っては、授業料が払えず、退学を余儀なくされている事例が当町にはないか。奨学金の利用者はふえていないか、どうなっているのか。教育費の保護者負担の軽減、義務教育費無償の原則に立って努力すべきではないかと思います。町の見解を尋ねます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 越川洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、子供の貧困につきましては、教育長からの答弁となりますので、よろしくお願いをしないと存じます。

それでは、地域活性化交付金についてのご質問にお答えします。

この地域活性化交付金は、ご存じのように、平成20年度の第1次補正から平成21年度の第1次補正までの3つの補正予算により交付金制度が創設されております。

国の平成20年度第1次補正予算につきましては、緊急安心実現総合対策を目的として、町では公立保育所の耐震診断並びに防火水槽を20年度中に完了させていただいたところであります。

第2次補正につきましては、生活対策を目的とし、当町では、その大部分を繰り越し手続の上、21年度中に生活幹線道路改良、学校安全・安心対策事業などを進めることとしております。

21年度第1次補正予算につきましては、国の補助制度に絡めた公共投資臨時交付金のほか、齊藤議員にもご回答申し上げましたように、地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、またさらなる安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた事業展開などを目的とする経済危機対策臨時交付金制度が創設されました。当町では、おおむね2億6,800万円の交付がされるものと試算しているところであります。

現在、経済危機対策臨時交付金事業の実施計画の取りまとめを行っているところであります。対象事業の精査に当たっては、将来的な町の財政負担の軽減も視野に入れ有効活用を図るよう、事業内容の検討をしております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

〔教育長 海保教之君登壇〕

○教育長（海保教之君） それでは、越川洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

子供の貧困についてということでありますけれども、教育委員会としては、義務教育課程ということで考えながらお答えをしますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

現在、当町といたしましては、児童・生徒の貧困を克服する手だてとして新たな制度等は考えておりませんが、経済的な理由によって就学な困難な児童・生徒を支援するための制度としては、要保護、準要保護児童・生徒就学援助費支給制度があります。また、民生委員、学校等を通じて、これら制度の周知に努めてまいります。

続きまして、教育費の保護者負担の軽減についてお答えします。

議員ご承知のとおり、義務教育に要する経費負担の考え方につきましては、公費負担を原則としつつ、利益が個人に還元されるもの等につきましては、個人の負担としております。

こうした考え方にに基づき、教材費や給食費等を保護者から徴収しておりますが、経済的に就学が困難な家庭につきましては、生活保護や就学援助等により経済的な支援を行うことで、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施を図っているところであります。

なお、教材費の軽減については、今後も学校独自の教材、教具の工夫を取り入れながら、保護者の負担を十分考慮しつつ、知識基盤社会に対応できる児童・生徒の育成に努めてまいります。

次に、奨学金の拡充についてでありますけれども、奨学金は現在、町奨学資金給付要綱に沿って、経済的理由により就学困難な生徒に対して給付しております。今後の経済状況によっては、さらに関係課等と協議しながら対応していきたいと考えております。

現在、当町の奨学金給付制度により奨学金を受給している高校生は13名となっております。以上です。

〔教育長 海保教之君降壇〕

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 1点目の地域活性化交付金についてなんですけれども、齊藤議員の質問にもお答えされておりますけれども、この交付金については、非常に制約があって使いづらい、そういうふうな答弁があったわけなんですけれども、私は、未曾有の経済危機に対して、敏感に住民要求を実現する立場、これまで、予算がないということで後回しになってきた事業に充当できるものは取り上げるという積極性、各課が担当する各種団体・組織への交付金の説明、周知で、役所のほうからよく説明して、知らせ、知恵を出し合って交付金を積極的に利用するという立場が大事だと。そういう形でこの交付金事業については対応していく基本的な必要性があるんじゃないのかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

○町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられるとおり、ふだんなかなかできない事業ですとか、住民要望に対するものに持っていけるメニュー、並びにそういうような状況にあるものについては、積極的に使わせていただきたいなとは考えております。

しかしながら、齊藤議員の質問でもお答えしましたとおり、それが単年度で完結をしなくてはならないですとか、いろいろな制約の中で、どこまで入り込んで使えるようになるのか、今検討中でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） じゃあ、その検討内容を少し聞きたいと思うんですけれども。

この活性化交付金については、地域活性化・経済対策危機臨時交付金ということで、経済危機によって追加される公共事業に速やかに対応するとともに、地方単独事業量の確保にも努めるというふうにあるんですね。これ、課長、説明してください。この中で地球温暖化対策、少子・高齢化への対応もあります。安全・安心の実現という項目もあるんですよ。それから、ソフト事業にも活用できるというふうになっているわけですがけれども、この臨時交付金をかみ砕いて説明していただいて、この枠内でどんな事業のどんな住民要求を今検討しているのか。

- 企画財政課長（高蝶文徳君） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで、先ほど来、町長のほうからでも説明申し上げますように、大きくは地球温暖化対策、それから安全・安心の実現、少子・高齢化社会への対応と。さらに具体的に国から示されているものについては、自治体や公立学校等への太陽光パネルの設置であるとか、自治体の公用車の環境対応車、エコカーへの転換と。それから、安全・安心の実現については、消防防災資機材の整備、救急救助体制の整備。それから、少子・高齢化社会への対応としては、保育所施設等の整備等というようなメニューが示されております。

このようなメニューに沿いまして、先ほど町長がお答えいたしましたように、現在、各課から事業要求を取りまとめ中です。今回の取りまとめについては、6月中ぐらいで1回取りまとめを行う予定でおります。最終的には、9月で取りまとめを行いたいと。当然、早くやらなければ間に合わない事業もあると思いますので、そういうものについては6月中の取りまとめで対応する。最終的に事業費の精算については、9月ごろ取りまとめをして、さらに補正をかけるというような今のところのスケジュールになっております。

以上です。

- 議長（野村和好君） 越川洋一議員。
- 18番（越川洋一君） 具体的に6月中に取りまとめするというその中身というのは、どういうふうなことが今検討されているんですか。
- 企画財政課長（高蝶文徳君） やはり先ほど齊藤議員のときにお話ありましたように、東陽病院のMRIだとか、それから今申し上げました自治体公用車の買い換え、これをエコカーにする、そのほかいろいろ事業は出ているんですが、2億6,800万余りと試算しているところですが、この要求額としては、現在4億円以上となっておりますので、これをさらにまた切っていかなきゃいけないと。

前にちょっと別の席で、今の財政の仕事は切ることが仕事だということを申し上げたこと

があると思いますが、いかに要求の中からそのときに合ったものを切っていくかというのが最近の仕事になっておりまして、今回もこの中から、また各課と打ち合わせをしながら、細かい事業を選定していくという予定であります。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 具体的な検討されている事業の内容については公表されないわけですが、2億6,800万円に対して約4億円が積み上がっていると。これを取捨選択して、優先順位をつけていかなければならないわけですね。東陽病院にMRIを購入するというのも、どんなものかなという気もするんですよね。

というのは、地域医療再生臨時交付金という事業の中身で、勤務医師等の勤務環境の改善だとか大学病院と連携した医師派遣機能の強化、それから医療機器の整備、起債への支援なんていうのがあるんですよね。こういうふうに見ますと、MRIを購入するのに1億5,000万円もかかるわけですが、起債への支援とか医師派遣機能の強化、こういう点については検討されているのか尋ねたいわけです。

それから、緊急雇用創出事業の拡充ということで、離職した非正規労働者、中高年労働者等の一時的雇用、就業機会の創出、こういうことも言われておりますけれども、こういう内容についてはどういう事業を今考えているのか。

福祉、医療、教育分野でのマンパワー事業、こういうふうにも言われておりますけれども、この間、予算がないということでできなかった事業が多々あるというふうに思うんですけれども、この面ではどんな検討されているのか。

○町長（佐藤晴彦君） まず、取捨選択と今議員おっしゃられましたけれども、積み上げた4億円につきましては、まだ検討以前の、積み上げただけの問題でございまして、この4億円の要求額がすべて交付金に合致する状況ではないと思います。ざっくり見ても、すべてがぴったりこれに当てはめるという状況ではなくて、とりあえず前倒しの事業を先出ししたということが結構多いのかなという思いもあります。

私からは以上、その答えだけ。あと、企画財政課長のほうから答えさせます。

○企画財政課長（高蝶文徳君） ただいま議員の質問の中で、緊急雇用創出事業というのがありましたけれども、今回、補正計上案を出させていただきました第2号の中で、埋蔵文化財整理事業費ということで、その整理作業員を緊急雇用創出事業に充てるというふうなことで具体的な事業としては考えております。これにつきましては、延べ人数として本年度430名程度の賃金を予算計上させていただくというようなことで考えております。

- 18番（越川洋一君） さらに、この交付金の中では、介護職員の処遇改善臨時特例交付金と。介護職員の賃金改善ですね。こういう内容もあるんですよね。介護職員の労働条件と賃金実態というのは大変劣悪といいますか、改善を迫られていくということであると思いますけれども、これを活用するというお考えはないのか。

それから、安心子ども基金のかけかえである子育て対策ですね。すべての子供家庭への支援、ひとり親家庭対策の強化、それと母子家庭ですか、こういう内容もあるんですけども、この中でこの事業を進めるということは考えていないかどうか。この際ですから、この制度を使って、積極的に困っている方々の改善を図る必要があるんじゃないか。そういう立場でありますけれども、いかがですか、お尋ねいたします。

- 福祉課長（山本照男君） まず福祉施策、とりわけ介護現場の件でご質問がございました。21年度の国の補正予算でも、21年から3年間の措置として、介護職員の処遇改善を行う事業者への助成、処遇改善加算というふうに申します。また、介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成あるいは融資の拡大、これは経営安定化加算というものでございますが、こういったものが主なものとして掲げられております。

これは、いずれも国から事業者へ直接交付される交付金ということになっておりますので、町を介して事業を展開するというものではございませんので、この点をご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、2点目のご質問でございます。ひとり親家庭あるいは母子家庭、そのほか弱者対策に対する計画はあるのかというご質問でございました。今回の緊急経済対策交付金に直接関連するものではございませんが、越川議員ご案内のとおり、22年から5年間かけて、後期の次世代育成支援地域行動計画というものがスタートいたします。今年度、その計画を練ってまいるという年でもございます。そういう時期をとらえまして、今後、アンケート調査でありますとか、いろいろな審議を経て計画を策定していくことになっていきますけれども、この際にアンケートの中でも子供の意見を、中学生であれば直接意見を聞くということもできると思います。また、小学生などについては、保護者を通して意見を聴取することになると思いますが、そのような工夫をしながら、子育て対策等に十分意を用いてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（野村和好君） 越川洋一議員。

- 18番（越川洋一君） 使途については、この事業内容の説明とともにいろいろ検討されて

いるようでありますけれども、例えば安全・安心というところで、町内の要望がある家庭への耐震診断の補助、こういうのはどうなのか。それから、小規模の工事登録制度の具体化、さらに家具転倒防止助成事業、こういったことに取り組むという点ではどうなのか。

それから、農商工の連携促進や中小企業新事業活動促進法、商店街活性化計画、こういう点において、業界団体、商工団体からの直接の聞き取りというのはこの間やってきたのか。やはりもちはもち屋で、その団体関係者組織の直接の生の声を、この制度を知らせると同時に聞き取るというのは重要だというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） まず、耐震診断については、もう既に補助を以前からやっております……

〔 18 番議員「それは公的施設でしょ」と発言 〕

○町長（佐藤晴彦君） いや、違いますよ。個人に対して。既に広報でも公募しておるところでございます。

また、家具転倒防止ですとかその辺については、また今後、先ほど議員おっしゃられましたひとり親家庭に給付云々だとかというような部分もメニューの中の 1 つでございますので、先ほど来、齊藤議員からもご提案いただきました部分と含めて、ひとつテーブルの上に乗せさせていただいて、検討課題の 1 つとさせていただきたいと思っております。

また、商店街の育成の問題ですとか、商工業、農業の一体化の問題につきましても、商工会を通じて、今後、そういった部分のメニューがあるのか、ないのか。また、商工業の発展を 1 つのカンフル剤だけですぐにぴっと元気にさせられるものもなかなか難しいという観点の中で、ある部分、長期的なものも必要なのかなというふうに考えている中で、今後も商工会と連携を密にとりながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 18 番（越川洋一君） 今、答弁されたような内容については、具体的に今後、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、町長がこの間、集落座談会で出された意見、それから総合計画に盛られたメニュー、こういったものについてもちゃんと吟味して、その実現を図っていく必要があるんじゃないかなと思うんです。その点どうなのか。

それから、最近強く思うのは、東陽、白浜地域に広がるジャンボタニシの被害ですけれども、これは個人の努力の範囲では限界だというふうに思うんです。揚水、排水も大変繁殖していて、毎年のように被害が広がっているという状況の中で、地域的な防除、集団防除の必

要生もあるのではないかなと。非常に米価が安い中で、この負担がなかなか大変なんですけれども、そういったところに補助金を出すというのも検討の余地があるのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 町長（佐藤晴彦君） 座談会で要望を受けた部分、それと新町建設計画並びに各まちづくりの計画についても同じように、メニューの中に当てはめられるものがあって、その期間内のできるものがあれば、当然のことながら進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

- 産業振興課長（林 新一君） それでは、ジャンボタニシの防除について、私のほうから回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、非常にジャンボタニシが蔓延しております。私の地域にもかなりのの……。子供たちに社会勉強として一部駆除等していただいておりますが、全然間に合わないという状況はおっしゃるとおりでございます。

ただ、これは横芝光町だけの問題ではなく、もう少し広域的な問題だと思いますので、今回議員からご提案いただきましたので、他の市町とも少し話し合いを進めていって、対応策を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

- 議長（野村和好君） 越川洋一議員。

- 18番（越川洋一君） ジャンボタニシについては、ことしは間に合わないんですね。もうことしは駆除できないから、この段階に来ると、来年への対策というふうになるんじゃないかなと思うんですけれども、より広域的に効果的な対策をぜひお願いしたいと思います。

それから、さっき町長は、7月に議会を考えて、この活性化交付金について予算づけも検討するというような答弁されたというふうに思うんですけれども、課長は9月にまとめてというふうに言いましたけれども、今後のスケジュールを教えてください。

- 企画財政課長（高蝶文徳君） 今回の臨時交付金につきましては、議会、町のほうでは、まず6月いっぱい1回まとめをしまして、これをできれば7月に臨時議会をお願いしたいと。最終的にそれをさらに見直し、その他細かい部分の直しを9月でやるということで、2段階でやっていきたいというふうに考えているということです。

それとあと、今回の事業につきましては単年度で終わる事業ということで、継続してできる事業には該当しないということが、その事業をいろいろ考える上でネックになっている部分があります。本当は毎年同じように補助金に来て、同じような事業を継続してやっていけ

れば、効果はかなり上がるということが考えられるわけですが、今回の臨時交付金につきましては単年度だけというようなことで、その中でどのような事業を選択していくかというのもちょっと今考えているところであります。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 佐藤町長は常々、住民の視点が未来をつくるんだというふうに言っているわけですから、こういう厳しい100年に一度というこれまでの延長にないような経済・社会状況の中で、住民の願い、声を的確につかまえて、効果的な対応をこの際すべきだというふうに思いますし、そのお願いをしたいと思います。

貧困の問題についてですけれども、子供の貧困というのを新たな視点でとらえて克服する取り組みをしようとしていないというふうに受けとめたわけです。

3月議会で、当町には30日以上長欠児童が小・中学校で53人いるというふうに聞いたわけですね。私もちょっと驚いたわけですが、主な不登校の原因は何であるのか。経済的理由によって授業が受けられずに学力に影響しているという事例はないのか。高校に至っては、授業料が払えずに退学を余儀なくされている生徒がいるというふうにも聞きますけれども、当町の関係ではどうなのか。そこを尋ねます。

○教育課長（林 英次君） ただいまのご質問で、長欠児童・生徒数ということでございますが、30日以上長期欠席者につきましては、これは21年3月末現在でございますけれども、全体では53名、このうち小学校が11名、中学校が42名でございます。

小学校11名の内訳でございますけれども、体調不良、いわゆる病気が10名、また家庭の無理解ということで学校へ行かせないと。そういう無理解のお子さんが1名。また、中学校42名の内訳につきましては、やはり体調不良、いわゆる病気が17名、不登校が21名、そして集団不適應が4名ということでございます。

不登校につきましては、年間30日以上休んだ長期欠席児童・生徒のうち、病気や経済的理由以外で休んだ児童ということで、この不登校の理由といたしましては、学校生活上の影響、いわゆる人間関係とかそういう問題、また遊び、非行、そして子供の無気力、あるいは情緒的混乱、意図的な拒否等々がございます。

ということで、今回、議員ご質問の、経済的な面で苦しいということで学校へ来られない児童・生徒はおりません。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

- 18番（越川洋一君）　今回は経済的な側面から貧困という問題を取り上げている割合が大きいですけれども、貧困対策は基本的には、先ほど福祉課長言われましたけれども、次世代育成の行動計画にきちっと位置づける、これが大事じゃないかなと思うんです。

次世代育成支援対策推進法というのは、次世代育成支援対策は、父母、その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭その他の場において子育ての意義について理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならないというふうにしています。ここに位置づける必要があるというふうに思うんです。なぜならば、貧困のもとでは、子供が健やかに産まれて育成される社会は形成されないと。国連の定義でもそういうふうに言っているわけです。

そういった点で、この行動計画は、今後5年間の計画をつくる、ちょうどことしがその年なんです。ですから、現状分析やニーズ調査を行うというふうに思います。旧町の行動計画を見ますと、施策の中に、子どもの権利条約とその理念の啓発ということが載っていますけれども、この間、子どもの権利条約、その理念の啓発はどのように行ってきたのか尋ねると同時に、ことしの計画づくりに対する意欲を尋ねておきたいと思います。

- 福祉課長（山本照男君）　まず、子供の権利に関する認識はどうかという、そういう趣旨のお尋ねだと思います。越川議員ご指摘のように、児童の権利に関する条約というのが日本では1994年から効力が発生しているというふうに理解をしております。18歳未満の子供の権利を包括的に定めているものでございまして、子供を保護の対象としてではなく、権利の主体としている点に特色があるということでございます。

子供の権利に対する認識では、子供が意見を述べる意見表明権といいましょうか、これらを初めとしてさまざまな権利が考えられるわけですが、いずれもその主張が成熟したものかどうかという点では、よい意味で、年齢に応じた受けとめ方と理解が必要になってくるんだろうというふうに思います。

そういうことを前提に、先ほど、次世代育成支援地域行動計画の策定についての考え方を述べよということでした。地域行動計画は、子供を地域の宝としてみんなで支え、育てるということであり、子供の側に対する事業といたしましては、健康づくり、社会参加、次の世代の親としての教育、自立した生活のための就労支援などがあると思います。また、親に対するものといたしましては、出産、育児、家事、仕事などへの施策がございまして、また、地域に目を向けますと、子育てに係る多様な支援や事業主に対する子育てに関する理解など、極めて多くの分野と関係する方々がかかわってまいります。

福祉課にかかわるものに限定いたしますと、前期計画中にスタートした小学生までの医療費の無料化や安定した保育の提供、それから子育て支援センター事業なども含め、子育ての充実に向けた取り組みが進んでいると理解をしております。

しかし、最近報道発表された出生率を見ますと、平成15年から19年の5年間に於いて、当町の出生率は県平均を下回っております。県が、平成19年、合計特殊出生率1.25、町は1.20でございます。数値を見る限りでは、必ずしも効果が上がっていると言いがたい状況も見え隠れしております。次期計画の策定に当たりましては、地域の皆様の意見はもとより、先ほども申し上げましたが、子供の意見を直接聞くなど、実態を反映したより実行可能な計画を策定したいというふうに思っております。また、計画の進みぐあいを確かめることのできる工夫なども検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 日本でも批准している子どもの権利条約、今度の行動計画の中での具体化を、成果を上げるような具体化を期待したいと、そういうふうに思います。

それから、就学援助の問題ですけれども、義務教育国庫負担法の改定で国庫補助が廃止されたという経緯があるんですね。そういう中でこの拡充が求められているというふうに思います。

平成18年から3年間、合併してから3年間で生活保護を申請する家庭は、3倍の22件になっているということですよね。子育て世代の母子家庭も増加しているというふうに考えられますけれども、この拡充ということについて、教育委員会はどのように考えるのかお聞きします。

○教育課長（林 英次君） 生活保護の拡充ということになりますと、ちょっと町のほうでは、これは国・県の……

○18番（越川洋一君） 就学援助だよ。

○教育課長（林 英次君） 要保護、準要保護制度ということでありまして、子供たちが家庭において生活困窮世帯、保護者の収入等々によって生活困窮世帯の場合には、学校長のほうで子供たちの生活状況を把握いたしまして、学校長が教育委員会のほうに申請を出すことによりまして、要保護、準要保護制度、就学援助費という制度がございます。子供たちの家庭状況に応じまして、そういう対応を町ではいたしております。

今回、こういうような経済状況の中ではありますけれども、こういう制度もあるというこ

とを子供たちの状況等に応じて周知を図ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） あるというのはいいんだけど、拡充は考えていないかということを知っているわけだ。

それから、時間もないので、義務教育費無償の原則に立って、教科書以外についても無償に近づける努力をすべきだというふうに思うんです。

もう一つは、特に最近問題になっている給食費の未払いの増加というのをどう見るのかと。そこを尋ねます。

○教育課長（林 英次君） 給食費の未払いにつきましては、平成20年度で横芝の給食センター、また光の給食センター合わせまして73世帯、金額にいたしますと211万6,000円が未納ということで、このうち母子家庭世帯が22世帯ほどございます。未納世帯の中で、こういう世帯に対しましては、町といたしましては滞納徴収。ふだん、両給食センターの職員が滞納徴収に歩いているほか、教育課のほうで年2回、滞納徴収に歩いているわけですが、実際に経済的な理由によって納付がなくなるという世帯もございます。ただ、そういう世帯につきましては、事情を聞いた上で、準要保護制度があるよということで周知を図っておるところでございます。

副教材の関係につきましては、あくまでも最終的に子供たちの個人に帰属するものにつきましては個人負担ということで、それが原則ということになっておりますので、今現在は、その負担につきましては特に補助というものについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 教育委員会は、給食費の未納問題については法的措置、徴収努力というそこをぐっと追求しているわけですが、根底には貧困の広がりというものがあるのではないのかなと思う。中には、確かに一部の不心得者もあるというふうに思うんですが、学校給食というのは、学校給食法に基づく教育の一環なんですね。だから、本来は無償とすべきであると思います。

親の経済的責任を子供にとらせるというこれは誤りであると思うんですが、徴収努力の中で悪質者と見られる者に対する対応をどのように具体的にやっていくのか。

○教育課長（林 英次君） これは平成20年度の実績でございますけれども、悪質者というと

らえ方でございますが、私どものほうで文書あるいは電話、家庭訪問等の督促に応じない長期悪質滞納者につきまして、裁判所を通じまして法的措置をとり、支払い督促を実施したということでございます。

平成20年度は6件、130万3,299円ということで、また最大の世帯は52万7,080円ほどの滞納額がございました。

この6件につきましては、法的、裁判所の支払い督促をいたしまして、分割納付に応じられるかどうかということで悪質滞納世帯の保護者と協議をいたしました。その中で、1件につきましては分割納付でやっていきますよということで分割納付に応じていただいた世帯がございます。そのほか1件については差し押さえをさせていただきました。これは給料の差し押さえで、5万6,000円ほど収納させていただいた。あとの4件につきましては、差し押さえ物件がなかったというような形でございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。持ち時間、あと2分でございます。

○18番（越川洋一君） 教材費の問題も、給食の問題も、義務教育費無償の原則で、いずれ何らかの形で検討はしなきゃならないというふうに思うんです。

子供の貧困という問題は、現下の社会情勢を背景に、非常に深刻に増加しているんじゃないかなというふうに思うんです。その中での公教育というのは、すべての子供たちの人間的成長のためにあるわけですから、そうした子供たちの育ちを支援すること、これに対して今まで以上に踏み込んだ対応・対策が必要であるというふうに思います。いかがですか。それを聞いて終わりにします。

○教育長（海保教之君） 越川議員のご質問のとおりでありまして、確かに、義務教育費は憲法により無償ということは定義されております。しかし、各学校その他においては、さまざまな教材研究、地域に基づいた、地域性に応じた教材の活用等があって、個々の子供の財産として残るものもあるということで、それについてどうしていいかということはなかなかできません。しかし、これからの将来的な展望を見たときには、そういう情勢の中では変化もあり得るのかなと。それをしっかりと見きわめて教育行政に取り組んでいきたいと。

それから、貧困の状況でありますけれども、給食費に関しましても、徴収をしながら職員が回って、必要な家庭においては生活保護を受けるように、準要保護あるいは要保護の申請をするようにということでお話をしまして、何件かはそのような形でぜひお願いをしたいというようにして手続をした方もおります。ということで、教育委員会としても、子供たちの

教育については少しでも質を高めていきたいというふうに今後ともまた取り組んでいきたいと。ひとつよろしくまたお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 以上で越川洋一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 2 時 25 分とします。

（午後 2 時 10 分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 25 分）

○議長（野村和好君） 報告いたします。

ただいま、嘉瀬清之議員から、これからの会議を欠席する旨の届け出がありました。これを受理しましたので、報告いたします。

森 川 忠 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔 2 番議員 森川 忠君登壇 〕

○ 2 番（森川 忠君） 議席番号 2 番、森川忠でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、その前に、通告に文字の誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思えます。建設関係のところ、透過性舗装となっておりますが、透水性舗装ということで、過を水にかえていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

各国の発表などによりますと、新型インフルエンザの累計感染数は、5 月 28 日までに 52 カ国・地域で 1 万 4,935 人となり、死者は 4 カ国で 100 人に達し、日本でも若い方を中心に 300 人程度が感染してしまいました。近隣市町村でも感染者が発見され、最近では一時ほどの広がりはないものの、まだまだ注意を払わなければなりません。

また、経済に目を向けますと、アメリカでは、経営危機に陥っていたアメリカ自動車最大手ゼネラルモーターズ社が 2009 年 6 月 1 日、連邦破産法 11 条の適用を申請し、経営破綻し、3 月末時点の負債総額は 1,728 億ドル、約 16 兆 4,000 億でございます。総資産は 822 億ドル、

約 7 兆 8,000 億円であるとされております。アメリカ製造業最大の倒産で、過去の米企業破綻では、昨年 9 月の証券大手リーマン・ブラザーズ社に次いで 3 番目の大きさでありました。

アメリカ政府は、景気や金融市場の影響を最小限に抑えるために、301 億ドル、約 2 兆 9,000 億円の追加融資を実施、最長でも 3 カ月の破産手続を経て誕生する新生 GM、ゼネラルモーターズを実質国有化し、スピード再建を実現する方針です。

1 カ月余りでビッグ 3、アメリカ大手 3 社のうち 2 社が倒れるという異常事態でしたが、先んじたクライスラーは、早くも破産手続をほぼ完了し、オバマ大統領は同日昼、ホワイトハウスで演説し、GM はより強く競争力のある企業として早期に再生すると発言されました。クライスラー同様、GM の経営建て直しに強い自信を表明いたしました。ゼネラルモーターズからガバメントモーターズへと変わったのです。日本の取引企業も多いということで不良債権なども懸念され、1 日も早い復活を望んでいます。

それでは、質問に移らせていただきます。

大綱 4 点、行政、財政、福祉、建設について質問させていただきます。

まず最初に行政関係で、町長の自己評価・分析について。

横芝光町初代町長としてご自身の自己評価・分析についてお尋ねいたします。

現時点でマニフェスト、つまり政権公約に対する実績、達成度、また進捗率はどうであるかをお伺いいたします。

農林水産商工業、教育福祉、また JR 最終便の延長など、町民に夢を与える公約が盛りだくさんでありました。特に、郡境をまたいでの合併は、生活、文化などにも違いが見られ、町民のみならず多くの人が注目され、不安と期待の中での船出であったかと思います。ご自身、経験も浅く、そのすべてを実現することは当然不可能かと思いますが、選ばれた以上、最大限のご努力をされ、できる限り公約実現に向かって努力をしていただきたいと思います。

そして、過去 3 年間での町政運営の問題点と、残り 1 年足らずとなった今、計画、目標等があれば、お教え願いたいと思います。

町内全域での地区座談会を初め、町民と目線を合わせ、真摯に声を聞く姿勢は貫いていただきたいと願ってやみません。

続いて、財政関係で循環バスについてお伺いいたします。

平成 20 年 4 月 1 日に町内循環バス全路線の運行ルートとダイヤの改正が行われました。改正では、現行ルートを基本とし、これまでの利用実績を踏まえ、利用者の利便性を高めることはもちろん、運行面での安全性と経費面での効率性を改善することを目的とされ、公共施

設間の移動を効率的に行うため公共施設循環型にしたわけですが、その実態と利用者からの意見はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

また、芝山鉄道延伸連絡協議会によって運行されている路線バス、空港シャトルバスですが、利用者数など実態、また今後変更などの予定があれば、お教え願います。

そして、提案であります、デマンド交通システムについて検討されてはいかがでしょうか。

現在、全国で50カ所程度の市町村にて採用されており、県内では酒々井町、いすみ市でも採用されております。デマンド交通システムは、住民の方が希望する場所から場所まで、ドア・ツー・ドアの移動を定額で提供する新しい公共交通サービスです。高齢者や子供さんなど、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々に対する生活交通の確保・充実策として、あるいは従来の生活交通に関する財政支出の効率化策として貢献しています。少子・高齢化が進展する中、高齢者の気軽な外出や園児、児童の安全な送迎等の住民サービスの向上、地域商工業の活性化、合併後の住民の交流など、デマンド交通システムは、地域のさまざまな政策課題解決に貢献すると考えます。ぜひ検討されてはいかがでしょうか。

次に、福祉関係で町内生活保護者の実態についてお伺いいたします。

人間、だれもが人の世話にはなりたくない。豊かでなくても、自分の生活は自分で守りたいと願ひ、それぞれ努力をしています。しかし、幾ら努力をしても、浮き上がることのできない生活弱者が出てしまうことも否定し得ない事実であります。

憲法25条では、すべて国民は健康で文化的な生活を営む権利を有すると高い理念をうたい、これを受けて生活保護法第1条で、生活に困窮するすべての国民に国が最低限度の生活を保障するとともに自立を助長すると規定されております。

そこで、現在、町への相談、申請に対しての町の対応はどうであるのかお伺いいたします。

最後に、建設関係で透水性舗装の推進について、どのようなお考えを持っておられるのかお伺いいたします。

町道の中でも舗装されている部分が大半かと思いますが、その管理、保全についてどのようななされておるのかお伺いいたします。

近年、道路の舗装率が著しく改善されましたが、その結果、強い雨が降ると、道路の表面を雨が走り、建物の床下に浸水するなどの被害も見受けられます。地下水の枯渇や地盤沈下なども考えられます。雨は天からの贈り物ですので、海に戻すのではなく、人類、地球のために利用し戻すべきと考えます。このためにも透水性舗装を推進すべきと思いますが、いか

がお考えかお伺いいたします。

以上、町長、執行部の明快なご答弁をお願いしまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（野村和好君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、町長の自己評価・分析についてのご質問にお答えをし、そのほかのご質問については、各担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、町長の自己評価・分析についてのご質問にお答えさせていただきますが、私は、新町横芝光町の初代町長としてこの３年間、新町における一体感の醸成に努めながら、均衡ある町の発展に向けた町政運営に全力で取り組んでまいりました。この間、議員の皆様を初め多くの町民の皆様方のご理解とご協力により、さまざまな事業を実現することができました。

主な事業といたしましては、県内初の小学校６年生までの医療費の完全無料化や、公費負担による妊婦健診の充実のほか、町民サービスセンターの開設や合併以前からの懸案事業でございました横芝中学校建設事業の完成などがございます。このほか、食の安全・安心並びに豊かな食文化の継承と発展への対策として、昨年８月に横芝光町地産地消・食育推進計画を作成したほか、本年１月には、男女が生涯にわたって自分らしい生き方を選択できる環境づくりを目指した横芝光町男女共同参画計画などを他の自治体に先駆けて策定したところでございます。

また、継続事業の主なものといたしましては、東陽病院の経営改善を含めた地域医療の充実や、新粟嶋橋架橋事業並びに（仮称）長塚・北清水架橋事業、篠本新井地区での経営体育成基盤整備などありますが、これらの事業についても、おおむね順調に進んでいるところでございます。

初代町長としての自己評価はとのことでございますが、就任以来、冒頭申し上げましたとおり、全力で新町の均衡あるまちづくりに取り組んでまいりましたが、各事業も、合併してよかった、この町に住んでよかったと思っていただけるように、町民の視点を尊重しながら進めさせていただいたものでございます。一定の評価はいただけるものと思っております。

しかしながら、３年前の町長選挙立候補時に掲げたマニフェストの達成度、進捗率については、私自身、行政経験が乏しかったことや、社会情勢の変化から新たな施策にも取り組む必要もございまして、決して高いものではないと思っており、町民の皆様のご期待に十分沿

えなかった部分もあるものと反省しているところであります。

今後は、残された約1年の任期中に、いま一度内容を精査しながら、公約に掲げた1つでも多くの事業が達成できるよう、努力してまいりたいと考えております。

最後の項目で、町政運営での問題点ということでございますが、ご承知のとおり当町は、社会情勢の変化や少子・高齢化により大幅な町税の増収が見込めない中であって、地方交付税の削減により非常に厳しい財政運営が続いております。こうした環境に対応するためには、事務事業を見直しながら経費の削減を図るとともに、町税等の自主財源の安定化を図り、簡素で効率的な執行体制を確立していくことが大きな課題であると認識しておるところでございます。

いずれにいたしましても、今年度は任期の最終年度でもあり、町の将来像である、栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまちの実現に向け、各種事業に全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位にはなお一層のご指導とご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

○企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、私のほうから、大綱2点目の町内循環バスについてのご質問にお答えをいたします。

1つ目の通行ルート、ダイヤ改正についてであります。現行のルート、ダイヤは、平成20年4月1日に改正し、1年を経過したものであり、改正前後の利用実績を比較しますと、全路線合計利用者数は、平成19年度3万3,748人、平成20年度3万7,030人で、3,282人の増でありました。

路線別利用者数を見ますと、よこしば号は2,738人の増加、ひかり号は1,167人の減少、公共施設循環は1,711人の純然たる増加であり、総体的には増加傾向にあることから喜ぶべきところではあるものの、通勤・通学等の定期的な利用者が1名変化しただけでも、延べにすると400人近くの数値が増減してしまうことから、ルート、ダイヤ改正の結果については、複数年のデータを収集した上で判断すべきものと考えております。

2点目の利用者からの意見については、増便要望のほか、乗りかえなければ目的地に着けない場合があることや、JR列車ダイヤとの接続、停留所の自宅直近への移設などの要望をいただいております。これら意見から即座にルートやダイヤ改正に結びつけるのではなく、長

年の意見・要望を集約した結果において、利便性の高い循環バス事業を目指したいと考えております。

3点目のシャトルバスの現状と今後の予定についてであります。空港シャトルバスは、成田空港から芝山町、山武市、横芝光町を結ぶルートで運行され、この3市町で構成する芝山鉄道延伸連絡協議会が事業主体となって運営し、通勤・通学、買い物、通院などに利用されており、成田空港第2ターミナルと横芝屋形海岸の間を1日12往復し、乗降客は、平成18年度10万5,077人、平成19年度10万7,406人、平成20年度11万4,021人と年々増加しております。

バスの運行は千葉交通株式会社に委託しておりますが、バスの運行経費から運賃収入を差し引いた平成20年度の運行費は約2,700万円不足となっており、これを3市町の負担金で補っている状況です。

また、空港シャトルバスの今後の予定につきましては、空港南部地域の活性化に向けた地域公共交通システムの構築を目指し、芝山町、山武市、横芝光町、多古町の4市町で構成された成田国際空港南部地域公共交通会議が本年3月に発足いたしました。この会議の中でシャトルバスの増便やルート変更などの可能性についても視野に入れ、今後の方向性が検討されるものと考えております。

4点目のデマンド交通については、利用者にとって必要な時間に利用でき、ドア・ツー・ドアで移動できるなど、特に福祉的なサービスを要する方からは喜ばれるメリットがあると考えておりますが、反面、登録や予約を要することや、同乗する方がある場合には、どのルートを経由し、何時に目的地にたどり着くかがわからず、到着時刻が正確性に欠けるなどの面もあることから、導入に対しては慎重に研究・検討を行うべきものと考えており、現時点での導入のいかにについては明確な判断ができない状況でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

○福祉課長（山本照男君） 生活保護についてのご質問にお答えをいたします。

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的としています。

支援に当たりましては、生活に困窮する方であっても、自分の資産や能力など、あらゆるものを生活維持のために活用していただき、それでもなお生活水準を維持することができな

い場合に保護費が支給されるものでございます。

町内生活保護者の実態についてでございますが、平成21年4月1日現在で103世帯、127名の方が生活保護を受けておられます。世帯類型別では、高齢者が69世帯と最も多く、病気やけが、障害をお持ちの方が32世帯、母子家庭が2世帯となっております。

年金による収入で生活を維持している高齢者世帯で、病気やけがによる入院や通院を余儀なくされ、医療費が生活費を圧迫するようなケースが多くなっております。

相談、申請に対しての町の対応でございますが、生活にお困りの皆さんからの相談につきましては、地域を担当する民生委員さんを通じてお受けする場合のほか、最近では、直接電話などでお受けするケースもふえてきております。

申請件数ですが、平成18年度が7件、19年度21件、20年度22件と増加する傾向となっております。また、昨年末からの経済情勢の悪化を受けて、相談件数も多くなっているのが実情でございます。

申請については福祉事務所で受け付けるわけですが、町村では福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の決定については県が行うことになります。そのため、相談がありましたときは、福祉課で世帯の状況などを伺い、県の担当者に連絡、その後、県の職員とともに本人や家族と面接しながら手続を進めることになります。

なお、本人が病気などで来庁できない、役場に来られないときもございますので、このような場合は自宅を訪問させていただくなど、親身な対応に心がけているところでございます。

高齢化や経済情勢の悪化を受けて、相談に見える町民の皆様がふえておりますが、生活保護制度の趣旨を踏まえ、引き続き適正な運用に努めてまいります。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

○都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、大綱4点目、町道等の管理につきましてご答弁を申し上げます。

最初に、透水性舗装の推進についてでございますが、この舗装につきましては、透水性舗装と排水性舗装の違いがありますので、若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、透水性につきましては、雨水をアスファルトにしみ込ませ、そのまま地下に浸透させるもので、一般的には歩道部分に施工いたします。また、車道部につきましては、透水性ですと、路盤が軟弱化し十分な耐久性が保てないため、排水機能を持たせたアスファルトの表層と不透水層の基層との二重により、路面の水を基層まで浸透させ排水施設に水を集める

排水性舗装が主流となっております。

町では、平成12年に制定されました交通バリアフリー法に基づく道路に関する基準によりまして、歩道につきましては原則、透水性舗装とされましたので、その後に整備いたしましたスクールラインの一部、栗山川ふれあい橋に接続する、路線名といたしましては - 11、
- 15号、それから0212号線、色川道路の - 13号線、原方地先の2258号線で実施したところでございます。車道につきましては、国県道の一部で、舗装修繕工事により排水性舗装を実施しているところであります。

また、町道で実施可能なアスファルトの表層と基層の二重仕上げされている路線につきましては、大総新道などの一部に限られておりますが、今後、舗装修繕の際には、この排水性舗装の実施も検討してまいりたいと考えております。

次に、舗装道路の管理・保全についてであります。現在、町が管理している町道は約762キロに上りますが、このうち4分の3に当たる約574キロがコンクリートかアスファルトで舗装されております。

近年、特にアスファルト舗装は、交通量の増加や経年劣化等により、破損やくぼみ、わだちぼれが多くなってきておりますが、日ごろの道路パトロールや行政総務員、町民からの通報により、速やかに補修材で穴埋め等を行い、また、著しい劣化や補修状況を総合的に勘案し、計画的に舗装修繕工事を実施しているところでもあります。

今後も、町道を常時良好な状態に保つよう維持・修繕に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、自席から質問させていただきます。

まず、ここに、ちょっと懐かしいコピーがあります。これは、佐藤町長が選挙の際に使ったいわばマニフェストということでもいいかと思いますが、住民の方が佐藤町長に期待され、今でも大事に持っているものをお借りしたものでございます。

マニフェスト選挙という位置づけと理解しますが、マニフェスト選挙とは、従来のような地盤、看板、鞆中心の選挙をやめて、政党や候補者の公約を比較して投票する政策優先型の選挙です。前三重県知事で現早稲田大学教授の北川正恭氏が広められたことは有名であります。公約というのは重要視しなければいけないことは申すまでもなく、近隣銚子市では、市民病院存続を公約に挙げ失脚された市長もあり、その後行われた出直し選挙では、行政経

験豊かな前市長が再登場ということもあり、公約を守る重要性は再認識されなければなりません。

佐藤町長はこの公約の中で、私として実現可能な項目として、ＪＲ最終便の延長というのがございました。総武本線千葉発の最終便は成東どまりです。しかし、その電車は、横芝まで空車で来ます。私もそこからタクシーに乗って横芝まで帰ってきた際、踏み切りでとまって、その前を乗ってきた空の電車が通るといふ、ある意味ちょっと寂しい思いをすることが多いわけですが、以前、町長にお聞きしましたところ、ＪＲとは再三にわたり交渉しているということでしたが、今後の見通しを含めてご説明を願いたいと思います。

それから、現在、私は商工会の役員をさせてもらっておりますが、その立場から、商工業対策についてもお尋ねします。

現在、四千数百万という利子補給を町では我々業者にさせていただいて、大変ありがたいことであり、かなりの数の業者が利用させていただいております。しかし、提案された対策すべては、直接行政が実行するというわけにはいきませんが、商工会等と連携をされて、組織を立ち上げたり後方支援をしていただきたいというようなことについて、ぜひ積極的に行っていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） まず最初に、マニフェストといいましょうか、私のチラシの中でのＪＲの最終便の延長の件でございますけれども、私、３年ほどこの職につかせていただいているわけでありまして、その間、２回ほど千葉の支社に赴きお願いをし、また新宿に本社がございまして、新宿本社にも出向きましてお願いをいたしました。が、現実には至らなかった経緯がございますが、実は今、皆さんもご承知の地盤の国会議員の先生方にこのお話をございまして、極めて積極的にこのお話について何とか頑張っていただけるようにということで、１週間ぐらい前に大臣をやっている衆議院議員の先生から直接お電話をいただきまして、ＪＲの役員と友好の深い方がおられるということでございますので、その後も私もものほうから先生に対しても、ぜひにぜひに夢を実現させていただくよう強く要求しているところでございまして、ＪＲ側が秘書さんを通じて言うには、１日に２５人の乗降客といふか、おりるだけです。利用者がいれば、採算的には合うんだというお話を聞いて、その数字は決して難しい数字ではないんじゃないでしょうかというお話を聞いて、今後またもうひとつお骨折りをよろしく願いますということに現状なっております。

また、もう１点の今後の商工業支援につきましては、先ほど越川洋一議員の質問のときにもお答えをさせていただきましたけれども、商工会と少し密な連携を図りながら、できるもの

を一步一步進めていくことが肝要なのかなと。そうした中で商工農の連携のお話もございましたし、また観光も、商業活性化と町活性化につなげてまいる１つのヒントになるのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○２番（森川 忠君） ありがとうございます。ＪＲ最終便がぜひとも横芝駅に来るように願ってやみません。また、タクシー会社等も潤い、町の活性化の一助になるとも考えられます。

続いて、循環バスについてですが、１年間で利用者がかなりふえたことは喜ばしいのですが、よこしば号、ひかり号に増減が顕著にあらわれていることも再検討の余地があるかと思えます。

最近、全国各地で導入が始まっているデマンド交通システムについて、また再度提案したいと思いますが、調べますと、運営は社会福祉協議会や商工会が行い、自治体は事業運営の委託、チェックをして、運行主体からはデータ、要望のフィードバックやサービス運営報告を受けます。自治体にとっては、財政負担の軽減、住民の生活交通の充実を同時に実現でき、高齢者の健康増進と生きがいづくりに貢献して、住みやすいまちづくりが実現できます。地元産業への経営支援ができ、産業の活性化もできます。ＩＴの活用で住民の動態把握ができ、将来の都市設計などの参考にもなります。

横芝光町内には、本社を置くタクシー会社が２社、横芝駅には３社が乗り入れておりますが、横芝駅などでお客様を待っている状況も見受けられますので、ぜひともこれらの会社とも協力をいただき、導入に向けて検討委員会等を設け、関係者で導入の研究・検討をされてはいかがか、再度提案させていただきます。

○町長（佐藤晴彦君） 以前、私が議員をやっているときに、旧横芝町時代での循環バス検討委員会の委員もさせていただいた経緯もございまして、その時点では、たしかバス会社並びに地元タクシー会社からも検討の中に入っていたという経緯がございます。

現に今、バス４台を運行させていただいて、循環バス事業を継続しているわけでございますけれども、循環バスとデマンド交通の両方を賄うというのは非常に厳しい状況があるかと思えます。そうした中で、内部で一度検討を積み重ねさせていただいて、その後、状況によっては、交通を業とした業者の皆さんも含めての新たなデマンド交通システムの検討委員会の創設も必要になってくるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） ぜひとも積極的に検討委員会等の設置もお願いしたいと思います。

現実、約4,200万強の循環バスにかかる経費がありますが、導入された自治体等では、3割から5割程度の削減ができるという結果になっておりまして、利用者からも余り苦情もなく、早く始めたところで福島県の小高町、今は南相馬市と言うんでしょうか、そちらでは、ほとんどの高齢者、特に女性には、半自立的な交通手段が確保できれば、病院や商店街に自由に行くことができ、地域の活性化につながるという結論で導入したとなっております。キーワードとしては利用しやすいということで、住民代表、交通事業者、関係団体、商工会において協議をし、定額制、1回300円という料金だそうでございますけれども、これによって非常に評判もよく、地域住民の足の確保は地域住民みずからが育てるという観点から、利用頻度や価格、目的などに関するさまざまなデータを積極的に活用し、さらに行き届いたサービスとなっております。

この行政区は、ちょっと古いデータで恐縮ですが、17年には地域づくり総務大臣表彰ということで、このデマンド交通タクシーに対して非常に評価を受けております。

また、空港シャトルバスですが、私もたまに芝山千代田駅から東京方面に向かうときに利用させていただいておりますが、朝等になると非常に込みまして、たしか1台、6時四十何分ごろにうちあたり通るのはもういっぱいなんですね。その対策として便数をふやすとか何かしてほしいというのは私いつも思っているんですが、現状、その辺で利用者の希望等はないでしょうか。お教え願いたいと思います。

○企画財政課長（高蝶文徳君） シャトルバス、朝の便に非常に込み合う便があると。これは時間帯によりまして、ちょうど通勤・通学の方がかなり乗車するというので、基本的にはそれがいつも大体特定の便だとわかっておりますので、もう1台、小さい車を後ろから走らせて、乗り切れない場合はそのバスで拾っていくと。これにつきましては、もう既に空港近くになってからいっぱいになってくるということで、こっちのほうから一緒に走っていくということはないんですが、途中から後ろについて。

現在、大型バスが定員数以上乗れないということになっておりますので、通常の乗り合いバスみたいに立って乗るんだとかいうことができる形式であれば、そのような必要はないわけですが、座席数からオーバーしちゃうと乗っちゃいかんということになっていきますので、何回か乗れなかったと、置いていかれてしまったという苦情の電話をいただいたことがあります。

ですから、それに伴いまして、その時間帯については、現在はもう一台後ろに小さいバスをつけて走って、乗っていただくというようなことで運行しております。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 大変ありがたいことですが、今のその路線を光地区から多古にというようなお話もありますけれども、もともとは芝山交通の暫定的な措置ということでやっておりますので、より便利になることを願ってやみません。

光から多古にというような予定は、先ほど課長おっしゃった、1市3町で協議会を開いていらっしゃるということですが、その中では、多古の扱いといいですか、多古の利用者に対してはどのような計画をお持ちかお尋ねします。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 現在まだ、具体的にどのような形で運行するという計画はできておりません。基本的には、芝山千代田鉄道の延伸がまず第1だと。芝山鉄道が延伸できないために、先ほど議員おっしゃられましたように、バスで代替輸送しているという状況で、縦のラインはできている。それに今度はある程度、例えば横芝光でいえば、循環バス等をシャトルバスのバス停につないでいくような形で町内の横のラインをつくるんだとか、多分今後、そのような検討がなされていくと。できれば、シャトルバスについては、例えば横芝駅に入れたら一番いいんだとか。ただ、現在は、皆さんご承知のように大型のバスですので、ちょっと狭いところに入っていくのは非常に難しい面もありますが、先ほど申し上げました成田国際空港の南部地域の公共交通会議で、今後、その辺が検討されていくというように考えております。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） そのようになればと、ご努力願いたいところであります。

続いて、生活保護のご説明をしていただきましたが、近年は増加傾向であるということは理解しました。ご存じのとおり、昨秋秋からの100年に一度の未曾有の大不況で、高齢者のみならず、若者を含む多くの失業者がいるという実態ではなかろうかと思います。現在、求人倍率0.46%というふうに言われており、仕事につきたくとも仕事がないというのが現実でありますので、問い合わせ、対応にはより慎重にさせていただきたいと思いますが、そんな中で問題点等があったらお教え願いたいと思います。

○福祉課長（山本照男君） 生活保護につきましては、今、議員おっしゃられましたように、経済が大変冷え込んできておりまして、先ほど103件であるというふうに申し上げましたが、それ以降、現在進行形でございまして、さらに進んでおります。実はきょうも1件、現場で

は相談に応じておりますし、きのう、おとといと連続で家庭に直接訪問をして、いろいろご事情を伺っているということでございます。

どんな課題があるのかということでございますが、国の施策の中で行っておりますので、1つの自治体でどうこうできない部分はもちろんあるわけでございます。やはり一人一人、それぞれ条件が違いますね。年齢、性別、家族の人数、家族の年齢によりまして非常に細かな対応の違いがございますので、画一的な取り扱いではなくて、とにかく十分にお話を伺って、親身な対応をしていくということを私どもは心がけております。

課題という課題は、いろいろな課題がございます。高齢になりまして経済的に困っている方といいますのは、若いうちに年金の未納があったり、いろいろな部分がございますので、個別具体的には申し上げることができませんが、とにかく十分にお話を聞かせていただいて、親身な対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

よろしくお願いします。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） ありがとうございます。ぜひきめの細かい対応で、慎重によろしくお願いしたいと思います。

透水性道路ですが、先ほど課長からのご答弁で、耐久性などの不安などから歩道や駐車場などに限られておりました。しかし、国土交通省の系列の土木研究所、これは茨城県のつくば市にあるということですが、そちらの実験によりますと、10年に一度の集中豪雨に当たる100ミリの雨で再現すると、通常の舗装では水が表面を流れ出しましたが、透水性舗装では水がしみ込んだということです。もとの地盤より上に透水管を通したり、水をとどめる貯留層を敷いて透水性舗装を施した試験場では、普通舗装と同じ厚さで同程度の耐久性が認められるというデータがあり、透水管や貯留層なしでも、舗装を5割程度厚くすれば対応できとなっております。実際には工費が割高になることは当然ですが、自然環境を守り、地球を大切にするためにも、透水性舗装の普及推進を求めます。

実際、横芝光町内でも、例えば駅前の千葉銀行の周りとか、現実に車で走ってみますと、比較的運転しやすいというか、運転していても滑らないなというような感じがしますので、交通安全の意味からも、確かに工費はかかりますけれども、推進していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○都市建設課長（瀬理和夫君） 細かいデータを集めていただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど私、答弁の中でも申し上げましたけれども、平成12年に交通バリアフリー法といった法律ができて、透水系の工事は2つの種類があるよということで、先ほど申し上げましたとおり、町では歩道部分につきましては既に水が浸透するような、いわゆるエコ方式を採用しておりまして、今議員おっしゃるとおり、私も千葉銀行の前とか、あるいは国道126の松尾、あの辺を通りますと、雨が降っていても非常に走りやすいということを実感しておりますので、今後は、コスト面で若干割高のような感じでございますけれども、より安心・安全な道路の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 町内にもこれから道路工事が数多くあるわけでありましたが、積極的な導入をお考えいただきたいと思います。

それでは最後に、先ほど町長からも、私のマニフェストに対しての実行率はどうなんだという質問の中で、ご自身、ある意味反省といいいましょか、そのようなご答弁あったわけですが、まだまだ経験が少なく、満足のいかない町政運営ということはよく理解できました。そんな中で残り1年を切ったわけでありましたが、多くの事業が達成できるように努力をしていきたいということです。終了できない継続的事业や新たに施策として出されるような事業も当然あるわけですが、来年4月には町長選挙が予定されております。それに対してどのようなお気持ちをお持ちかお尋ねして、私の質問を終わります。

○町長（佐藤晴彦君） まず、この答弁をさせていただく前に、改めて町民の皆様や議会のご指導、ご理解のもと、行政運営もほぼ順調に推移させていただいておりますことに衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

そのような中で、先ほどの答弁の中にもございましたとおり、反省の部分もあるわけでありまして、任期内に完了しない継続事業や、また給食センターの建設、東陽小学校体育館の建設、駅前改修事業など新たな施策も手がけてきており、町民の負託をいただけるものであれば、ぜひ次の任期につきましても、引き続き横芝光町のかじ取りをおあずかりしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

休会の件

○議長（野村和好君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月10日から6月12日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、6月10日から6月12日は休会と決定しました。

散会の宣告

○議長（野村和好君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月15日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時18分）

平成 2 1 年 6 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 1 年 6 月 1 5 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 1 0 号及び議案第 1 1 号について (提案理由説明)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 1 号 横芝光町公民館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 2 1 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 2 1 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 2 1 年度横芝光町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 8 議案第 6 号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 7 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 0 議案第 8 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 1 議案第 9 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 横芝光町立旧横芝中学校既設校舎解体工事 (校舎、講堂) 請負契約の締結について
- 日程第 1 4 議員派遣の件
- 日程第 1 5 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 1 6 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 1 7 請願の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 1 7 まで同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 国における平成 2 2 年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

出席議員（18名）

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川		忠	君	
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島		仁	君	
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作	君	
7 番	川	島	富	士	子	君	8 番	鈴	木	克	征	君
9 番	野	村	和	好	君	1 0 番	山	崎	貞	一	君	
1 1 番	伊	藤	罔	樹	君	1 2 番	嘉	瀬	清	之	君	
1 3 番	川	島		透	君	1 4 番	鈴	木	唯	夫	君	
1 5 番	八	角	健	一	君	1 6 番	川	島	勝	美	君	
1 7 番	越	川	輝	男	君	1 8 番	越	川	洋	一	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	総 務 課 長	小 堀 正 博 君
企画財政課長	高 蝶 文 徳 君	環境防災課長	伊 藤 定 幸 君
税 務 課 長	高 埜 広 和 君	住 民 課 長	海 保 清一郎 君
産業振興課長	林 新 一 君	都市建設課長	瀬 理 和 夫 君
福 祉 課 長	山 本 照 男 君	健康管理課長	並 木 俊 郎 君
食肉センター長	土 屋 文 雄 君	東 陽 病 院 長	田 鍋 悦 央 君
会 計 管 理 者	清 宮 貴美子 君	教 育 課 長	海 保 教 之 君
教 育 課 長	林 英 次 君	社会文化課長	伊 橋 秀 和 君
監 査 委 員	大 木 國 臣 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實 川 裕 宣	書 記	伊 藤 多美恵
-----	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（野村和好君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程に入るに先立ちご報告申し上げます。

初めに、本日、民生文教常任委員会委員長から請願第１号及び請願第２号について、お手元に配付のとおり委員会審査報告書の提出がありましたので報告します。

次に、本日、町長より追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

議案第１０号及び議案第１１号の上程、説明

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第１、議案第１０号及び議案第１１号について、町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速ではありますが、今議会に追加提案をさせていただきました議案の提案理由についてご説明をさせていただきたいと存じます。

議案第１０号の「平成２１年度横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結について」であります。本案は、平成２１年度横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第１１号の「横芝光町立旧横芝中学校既設校舎解体工事（校舎、講堂）請負契約の締結について」であります。本案は、横芝光町立旧横芝中学校既設校舎解体工事（校舎、講堂）請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

以上、このたび追加提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

○企画財政課長（高蝶文徳君） おはようございます。

議案第10号並びに11号についてご説明をいたします。

資料につきましては、6月議会定例会追加議案のつづりをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

議案第10号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結についてであります。本案は、横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格を超えた契約となるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、契約の目的であります。平成21年度横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結であります。

契約の方法は一般競争入札で、予定価格は事前公表をしております。

契約金額は7,586万2,500円で、うち消費税及び地方消費税の額は361万2,500円であります。なお、落札率は85.0%であります。

契約の相手方は、千葉県匝瑳市八日市場イ432番地1、鈴久建設株式会社、代表取締役鈴木英人であります。

入札の執行状況であります。当初の参加申し込みは8社ありました。この間、入札の執行日までに5社が辞退しており、最終的に3社で入札を行っております。なお、辞退の理由は、すべて会社の都合ということであります。

また、契約の相手方はここに記載のとおりであります。入札におきましては3社とも最低制限価格と同額で入札されたため、落札候補者はくじ引きにより決定したものであります。

次に、議案第11号であります。3ページをごらんください。

議案第11号 横芝光町立旧横芝中学校既設校舎解体工事（校舎、講堂）請負契約の締結についてであります。本案は議案第10号と同様に、横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格を超えた契約となるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、横芝光町立旧横芝中学校既設校舎解体工事（校舎、講堂）請負契約の締結

であります。

契約の方法は一般競争入札で、予定価格は事前公表をしております。

契約金額は1億1,235万円で、うち消費税及び地方消費税の額は535万円であります。この落札率は64.8%であります。

契約の相手方は、千葉県山武郡芝山町大里974番地、株式会社石井興業、代表取締役石井準一郎であります。

入札の状況であります。当初の申し込みは7社でありましたが、入札の執行日までに会社都合ということで2社から辞退届が提出され、5社で入札を行っております。落札候補者の順位の決定を行ったところでありますが、その後、第1順位の落札候補者から関係書類の提出を求め、資格審査を行ったところでありますが、条件の一つである管理技術者が配置できないことが判明したため、これを失格とし、第2順位の石井興業から改めて関係書類の提出を求め、本案のとおり契約を締結しようとするものであります。

なお、失格した会社との入札価格は1億447万5,000円、うち消費税が497万5,000円で、税別で750万円、税込みで787万5,000円安い価格でありました。

以上、議案第10号、11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で提案理由説明を終わります。

一般質問

○議長（野村和好君） 日程第2、これより一般質問を行います。

山 崎 貞 一 君

○議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

山崎貞一議員。

〔10番議員 山崎貞一君登壇〕

○10番（山崎貞一君） おはようございます。

一般質問を行います。

初めに、協働のまちづくりの条例化についてうかがいます。

今、全国の自治体では、協働のまちづくりの条例化が広がっております。平成16年ごろ、

政府が地方分権を称して三位一体の改革を推進して財政再建に重点を置き、自治体への支出が大幅に削り込んだ時期と重なるように委託がふえ、協働の中でも委託に課題が多いと言われております。

一方では、行政から設置を持ちかけられたNPOができ、行政のお世話役のようにNPOがふえ続け、主役は住民が主権であるという認識を行政と住民が協働できるかどうかであり、また行政と住民が手を携えて地域を自立に導く手段として新開していくことが注目されております。また、少子高齢化社会に伴い、税収は縮むのに福祉などへの支出は一気に膨らむという、そんな成熟社会が加速する時代に、これまでの行政では対応できない、そういった問題の打開策の一つが協働であります。この協働のまちづくりをいち早く提唱し、住民自治の市政確立を目指したのは、埼玉県の志木市であります。

当町は、「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」を町の将来像に掲げ、住民の意見をより反映させる仕組みを確立するため、平成18年度からまちづくり座談会を実施しております。しかしながら、協働のまちづくりとはどのようなものなのか、漠然としてはっきりしていない。また、全体像が不明であるとの町民の声があります。

そこで、町民との協働によるまちづくりを推進するに当たり、町民との協働のあり方や方向性を示す基本方針の策定を目指し、まちづくりの基本理念である調和と創造、自立する町をテーマに掲げた、協働のまちづくりの条例化が必要であると考えます。そして、住民と行政それぞれが新たな町をみずからつくっていくという意識を共有し、安定した行政運営のもとで、地方分権の時代に対応できるまちづくりを進めるため、町民と行政との協働型社会の実現を具体的に示すための方策について、3点伺います。

1つ目として、協働のまちづくりの基本的方針の策定について。

2つ目として、協働のまちづくり推進に伴う窓口の設置について。

NPO、地域活動団体などの新しい団体や、創設や相談などの窓口を設置することが必要と思いますが伺います。

3つ目として、協働のまちづくりを推進、サポートするNPO・ボランティア・地域活動団体等の育成の推進について。

行政、地域、町民が連携し、パートナーシップによるまちづくりを進めていく環境を整備することについて、どのようなお考えなのか伺います。

次に、遊休農地を活用した都市交流型農業による地域の活性化の方策について伺います。

今、農村では、長年にわたり若者を中心とした都市部への人口流出による農業就業者の後継者不足と高齢化が急速に進んでおります。一方、遊休農地を活用した観光事業及び農業体験事業が全国的に注目を集めております。そして、都市部の住民の間では、自然と触れ合う農業への関心の高まり、また食の安全、環境問題への関心の高まりなど、農業体験や農業への就業希望者が、老若男女を問わず年々ふえ続けていることがマスコミ等で数多く報道されております。

今年度、千葉県は、耕作放棄地対策基本方針と再生利用推進計画を策定いたしました。基本方針には、農業への担い手誘導へ耕作放棄地活用、支援応援団育成などを盛り込んでおり、またＪＡと連携した農業法人の育成や耕作放棄地を活用した体験観光、都市農業交流事業の活用なども盛り込んでおります。

当町においては、厳しい農業環境の中で遊休農地がかなり多くあるように伺っております。この遊休農地の有効的な活用による農村と都市部等の人的交流事業、いわゆる都市交流型農業の発展的展開を町おこし事業と一体化した地域活性化施策の推進が、大変重要な課題であります。

そこで、１つ目として、離農者の過去５年間の状況について。

２つ目として、遊休農地及び耕作放棄地の面積の推移について。

３つ目として、体験農業など都市農村交流による地域活性化に向けた取り組みの方策について。

４つ目として、都市交流型農業の窓口創設と町民組織の推進と支援について。

以上、壇上からの質問といたします。

〔１０番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、山崎貞一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

それでは、初めに協働のまちづくり条例についてのご質問にお答えをさせていただきます。

改めて「協働」というものを検証したときに、町内ではこれまでもさまざまな取り組みの中で、意識せずに自然と、また慣例・慣習的に行われてきた協働も数多くあると考えております。しかしながら、昨今は住民の皆様の社会参加意欲が高まり、活動も活発化しつつあります。また、少子高齢化社会の到来とともに、行政ニーズも多種多様化、増加しており、さらに一部では行政への依存度も高まっている状況にもございます。

そのような社会変化の中で、今後は「公共」は行政機関のみが担うものではなく、住民の皆さんとともに考え実行していくものと、私も考えておるところでございます。

山崎議員からのご意見のように、総合計画の中で町の将来像を「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」を将来像に掲げたところであり、方針などを明文化する条例の制定が必要ではとのことも十分理解はしておるところでございます。

そこで、県内の状況を調べてみますと、市民参加条例や協働のまちづくり条例などを制定し、協働を推進している自治体が10市ほどございました。これからは、さらに住民の皆さんのご理解・ご協力を得るためには、協働のまちづくりの目標や内容を条例により明文化することも必要とは考えるものの、この制度は明文化しただけでは意味がなく、それらを進めるための具体策や窓口となる、協働をコーディネート・推進する機構も必要と考えておるところでございます。これらのことを皆様方のご意見をいただきながら検討すべきものと考えておるところであります。

しかしながら、既に協働は稼動中ございまして、今までにも増して、各課全庁において協働活動の推進に努めてまいりたいと考えております。また、ボランティア団体の育成ということでございますが、NPO、ボランティア、地域活動などの内容から見て、行政が主導して育成するものではないと考えられる部分もございますので、各種ボランティア活動の中から自然的に発展してくれるものもよいものではないかなと考えておるところでございます。

次に、遊休農地を活用とした都市交流型農業による地域活性化の方策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、離農者の過去5年間の状況につきましては、農業委員会選挙人名簿登載数によりますと、平成16年度は5,269名で、平成20年度は3,692名、5年間で1,577名減少しているところでございます。年々減少している状況にあります。

2点目の、遊休農地及び耕作放棄地の面積の状況につきましては、平成20年度に実施しました一斉調査の結果、農用地区域内において120ヘクタール、農用地域以外で18ヘクタール、合計で138ヘクタールの農地が耕作放棄地になっているところを確認されました。内訳としましては、水田は農用地区域内で73ヘクタール、農用地域外で7ヘクタールとなっており、合計で80ヘクタール、畑は農用地区域内で47ヘクタール、農用地域以外で11ヘクタール、合計で58ヘクタールという状況になっております。

3点目の、体験農業など都市農村交流による地域活性化に向けた取り組みの方策と、4点

目の都市交流型農業の窓口創設と町民組織の推進・支援につきましては、あわせてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、現在当町では、NPO法人TINAが「いなか日記」と題し、都市部の人々を対象に田植え・稲刈りを初めとする体験農業や、田舎で働きたいという人の農業体験等、緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、いわゆるグリーン・ツーリズムを実施しているところであり、町はTINAに対し地産地消推進団体補助金として17万円を支出するほか、職員も積極的に参加するなど支援しているところでございます。

今後は、都市交流型農業の窓口を産業振興課に創設するとともに、農業振興会や観光協会等とタイアップして、遊休農地等を活用しながら体験農業など都市農村交流による地域活性化に向けた取り組みを行い、地産地消を推進していく所存でございますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） 自席での1回目の質問をさせていただきます。

今、町長からご答弁いただきましたけれども、一部重なる部分がございますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

まず、協働のまちづくり条例のことについて伺います。

協働とは一般的に、住民等及び行政がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協働して活動することです。また、住民と行政が情報を共有しながら、お互いに責任と役割を認識し、相互信頼に基づくパートナーシップを目指した協働連携のまちづくりを目指すものではないでしょうか。そして、協働のまちづくりの基本は、町民がまちづくりに関心を持ち、理解を深め、いかにみずからまちづくりに自主的・主体的に参加していただくかです。選挙で一票を投じていただくだけでは、主権者としての機能を果たしたことはありません。地域の自立に向けて、手も足も口も使うといった協働意識が備わらなければならないと、そのように思います。

では、主権者の住民がもっと直接行政に参画し、介入するようにするにはどうしたらいいのか。それは、住民参加型行政推進のまちづくりに当たり、政策を決定してくる町民参加のプロセス、過程、工程、手続とルールの明確化であります。そこで、次の4点について伺います。

1つ目として、協働のまちづくりに町民が理解し参加しやすい方策について。

これは、情報公開による町民等と行政のそれぞれの役割の中で、さまざまな参加のきっかけをつくっていく方策について、どのようにお考えになっているのか伺います。

2つ目として、地域の課題解決の取り組みを支援することについて。

住民の中でのつながりや働きかけにより、地域の問題は地域で解決することを行政が支援することについて伺います。

3つ目として、公募による、住民が町の事業の検証などに参画する政策的協働です。

政策を決定するときの町民参加のルールを明確にすること、また町民とともに行政運営を行うという意識の高揚を図ることについて、どのような見解を持たれているのか伺います。

4つ目として、役所の窓口業務や公民館の管理などは、有償ボランティアにゆだねる業務的協働について。

協働のまちづくりに参画するすべての団体等の目的を共通する非営利活動団体・行政などのさまざまな主体がともに行動したり、お互いに補完し、連携、助け合うとともに、行動しながら協働のまちづくりを築いていくことについて見解を伺います。

これらの協働について、行政サービスに町民が介在すればするほど、内容はきめ細くなり、町民参画による町民主体の行政運営が展開できると思います。

以上のことについて伺います。

次に、遊休農地を活用した都市交流型農業による地域の活性化の方策について伺います。

平成20年度後半、農林水産省による農村地域における活性化活動への住地を希望する都市部人材等の活用を行う人材育成システムの構築へ向け、人材育成や都市と農村をつなぐ能力を持ったコーディネート機関を支援するための、先ほど町長からお話がありましたように、「田舎で働き隊！」事業、いわゆる農村活性化人材育成派遣支援モデル事業が展開されました。当町は、この事業を長塚地区にあるNPO法人TINAが受け入れ、インターネットによる募集を行ったところ、10人の定員のところを4日間で74人の若者の公募がありました。また、NPO法人TINAいなか日記事業部では、ことしの5月9日、11日、16日、17日に行った田植えの体験、もちつきの体験には、都市部から404人もの大勢の参加者があったそうです。このほか、乳絞り体験、収穫祭フェスタ、太巻きずし体験などいろんな事業展開を行い、都市部からの集客も年々ふえているようです。

NPO法人TINAは、都市と農村をつなぐコーディネート事業が本来の事業目的だそうですが、その農業の受け皿がないため、田植え、草刈り、稲刈りなどの事業を行っておりま

す。一方では、遊休農地の所有者と利用希望者をつなぐパイプ役となる、（仮称）農地活性化推進窓口の推進などの検討、遊休農地を体験型農園などに整備して、教育や観光分野への活用を図ることで、関連施設での雇用拡大の想定ができます。これらは、公的機関が間に入り、責任を持ち条件を整理すれば、遊休農地の解消と雇用拡大につながるとの記載がされております。

そこで、次の4点について伺います。

1つ目として、町おこし事業として、町の特産品を考える会の創設について。

以前から全国各地で、農産物に付加価値をつけた農産品が大ヒットするケースが多いようですが、当町においては、ねぎのどあめ、吟醸酒光鬼舞、光鬼舞ソーセージ、北清水の里のみそやみそまんじゅう、町産の米穀などの特産品がありますが、販売力、PR不足により消費活動の高まりが余り期待できないようです。この4月1日、町制施行100年を迎えた姉妹町、神奈川県松田町のように、荒廃農地を整備してサツマイモを栽培し、しょうちゅうを製造、町の100周年記念事業の一環として住民参加型の事業にしようと会員制度を採用し、芋しょうちゅう「百年紀」をつくる会の創設をしたところが、神奈川新聞に載っておりました。このような、よい参考事例も全国に多くあります。一方では、町おこし事業として、横芝光町についてここでしか味わえない商品づくりや、販売、サービスまで考えた提供活動を検討してはどうでしょうか。

2つ目として、観光協会などによる体験農業プログラムの受け入れ態勢の整備、誘致活動について。

昨今、修学旅行に農業体験を取り入れる学校が近年ふえているようです。この事業の誘致活動を積極的に推進しているのが南房総市や館山市などです。こういった体験農業プログラムの受け入れ態勢の一環として、観光協会、宿泊組合、営農組合、町民との連携による農業観光事業の展開も一つの選択肢ではないでしょうか。

3つ目として、行政からの自立を目指した観光農園や直売所を開業している人や、一般町民などの加入による、観光協会の組織の見直しについてであります。

今、観光協会事業といえば初日の出、梅祭り、桜祭り、海水浴などが主な事業です。これらは観光協会の事業ですが、行政主体の事業のように見受けられます。これらを脱皮するには、先ほど申し上げました観光協会の自主的・主体的な事業展開が必要不可欠であります。そういったことから、観光協会が自立化するための方法として、NPOの法人化した組織を立ち上げて、農業観光事業などに参入した、自立を目指した方策を検討する時期に来ている

と思いますが、ご見解を伺います。

4つ目として、NPO法人の法人住民税、収益事業への減免制度の導入について。

近隣市町において、NPO法人の収益事業外の法人住民税の均等割減免制度が行われているようですが、当町では減免申請手続きができないという現状だと聞いております。これからはNPO法人がふえることが予想されますので、減免制度を導入すべきと思いますが、お考えを伺います。

○町長（佐藤晴彦君） 8点にわたってご質問いただいたわけでございます。

まず、協働のまちづくりについて、参加しやすい方策、施策がないかというお話でございますけれども、今壇上でご答弁させていただいたとおり、この協働のまちづくり条例を策定するのもその一つではないかなとも考えております。

これがどういうふうに具現化していけばよいのかというものにつきましては、今後、それこそ住民の皆さんと行政と、それこそ議会の皆さんと相談をさせていただきながら、これを進めていく必要がありますし、それを進めていく価値があるものであると認識をしているところでございます。

続きまして、また地域の課題の解決の問題でございますけれども、これについては、本当に地域の住民の皆さんだけで解決できるものもございますし、または行政の介入不可欠で解決をしなければならないもの、いろいろ多様なものがあるかと存じますが、そうした中で、まず地域の皆さん方で解決いただけるものについては、もう積極的にその解決を図っていただきたいというようなこともございます中で、やっぱりそれでは無理だという部分につきましては、行政も積極的にかかわり合いながら、この各地域、地域の問題点解決に今後とも努めてまいりたいと考えております。

それと、3番目に、公募によって、その町民の参加型のというような組織づくりも、ある部分必要なのかなというふうに考えていますし、私も政務報告でも日々申し上げましているとおり、やはり主権者である住民の皆様方の意見を聞く機会、吸い上げる機会というものも大変重要な部分であることの認識は持っておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

あと、窓口業務ですとかそういう部分につきましては、今、窓口の中で、受け付けですとかその辺については何ら問題ないでしょうけれども、諸証明を発行するとなりますと、ちょっとボランティアでは難しいとかという法律的な問題もあると伺っている中で、今後、私ども定員適正化計画以上の、一つある意味、職員の削減が今進んでいるわけでありましてけれども、

その辺のバランス等も含みまして、いろいろとそういうような、町民の皆さんの、ある部分ご参加もいただきながら、進めていく必要もあるのではないかなと考えておる次第でございます。

続きまして、遊休農地の関係でございまして、町おこし、特産品を考える、当然これ産業振興課のほう、後でちょっと一回ご答弁をさせますけれども、本当にこの、なかなか付加価値の見出せる特産品というものが非常に難しい中において、今産地指定を受けているひかりねぎにしましても、ある部分よその同じようなネギにおいても、若干の高値をいただいているような部分もありますし、そうした中で、今後も一つ一つ観光とそういうものの中で、私もちょっと頭の中に、今ちょこっとあるのは、実はご承知のとおり今映画「アンダンテ～稲の旋律～」をやっているわけでございますけれども、その辺の部分につきまして、それこそその関係者が携わったお米に付加価値をつけていただいて、「アンダンテ米」として売れたらいいかなとかと、そういうことも考えておりますし、本当に、確かに品物についてはこの横芝光町でできる稲でございますので、すばらしいお米ができるものと信じておる中で、それにちょっとした付加価値、5キロの袋に「アンダンテ」の、その「稲の旋律」のステッカーを張って、そういうアンダンテ米だとか、そういうのもいいんじゃないかなと、今実は心のうちで考えておる一つでございます、それも。

そういうような部分で、これから何かの機会につけ、一つ一つその付加価値が見出せるものを探ってまいりたいと考えております。

また、体験農業につきましても、これは観光協会からも、議員の皆さんの中からも、一部有志の皆さんから要望書もいただいている部分もございます。議員の名前も入っておられたかと思いますが、その辺につきましても本当に今、特に騒音直下で空港会社が持っている土地ですとか遊休農地も含めて、何か一つ、観光と地域活性化に向けた何かしらができないかなと考えている中で、ある部分非常にタイムリーなものではないのかなというような私の考えもございまして、ぜひひとつその辺も真剣に、皆さんとともに、それこそ行政だけが進んでやるのではなくて、協働して地域の皆さんと意見を交じ合わせながら、この地域活性化が図れば何よりではないかなと考えております。

あと、観光協会の組織の問題でございますけれども、なかなかそういう部分も、観光協会から今体験農業の要望書も出ている中で、ぜひ私どものほうとしましても観光協会会員の皆様方、議員さん方もほとんどの方が会員でいらっしゃるということを聞いております、そうした中で、この新しい観光、その地域活性化のための観光をみんなでこれから考えていく必要も

ありますでしょうし、先般行われました観光協会の総会にも、私ども参加をさせていただいたわけでありますけれども、そうした中においても、真の、これから横芝光町を活性化させるための観光事業を、協会にゆだねるのではなくて、それこそ協働という観点から行政、そして観光協会、そしてまた住民の皆さんと、そうした中でよりよいものが構築できれば、本当に素晴らしいものができるのではないかと考えておりますし、大きな期待も寄せているわけございまして、それについてまた何かしら行政でできることがあれば、率先して積極的にそれを支援していきたいなと考えております。

最後のNPOの税金の件につきましては、税務課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） それでは、私のほうから多少補足説明ということでさせていただきます。

まず、町おこし事業としての町の特産品を考えるという部分でございますが、このことにつきましましては、国におきましても特産品開発というものに近年力が入れているところでございます。したがいまして、町といたしましても農業振興会でございますとか商工会、先ほどからお話の出ております観光協会、また農業の主体でございますJA等と協議を行った上で、どのような方法で行うことにより町の活性化につながるのか、また地産地消を推進することができるのか等について、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

また、農業体験プログラムの受け入れ体制の整備ということでございますが、これにつきましては、先ほど町長が壇上で答弁申し上げましたとおり、産業振興課のほうに受け入れ窓口というものを新規に設置しまして、それを中心といたしまして、農業振興会でございましてとか、今申し上げましたような団体と協力して対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村和好君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 法人住民税の均等割の件でございますけれども、まず法人住民税の均等割、この定義と申しまししょうか、原則といいまじょうか、均等割につきましては、法人が、利益があろうがなかろうが、いわゆる法人が存在しているだけで均等割は課税されるという原則があるわけでありまして、それに基づきまして、当町では均等割を今まで課税をしていました。

ただし、非営利目的ということでありますので、これに先駆けて全国の県、それから政令都市がNPO法人の均等割については減免措置を講じました。それを受けまして、各県の市町村が減免措置をとるようになってきているということでもあります。

そういう中で、この問題について、近隣の状況を踏まえて町長と協議をいたしまして、税条例の第51条の減免措置を当町でも講ずるということで決定をさせていただきました。ただし、これについては千葉県が認めたNPO法人ということで対象にさせていただくということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） それでは、自席での2回目の質問といたします。

先ほどの、町長が壇上からご答弁いただきました、条例化よりも目的とかそういうものははっきりしていれば、条例化というものは要らないじゃないかというような、ちょっとそういうニュアンスのことだと思うんですが、実は、これははっきりしたものをうたっておかないと、じゃどういうものかということが町民に伝わっていかないと、そのことのほうを私は心配をしているんですけれども。それによって、町民の皆さんにご理解をいただいて、それにのっとった協働のまちづくりということを推進していただけたら、そのように思っております。

これはあれですね、佐藤町長の、もう政策的なテーマであります、もう何回もご案内のとおりですけれども、未来をつくる住民の視点でと、こういう大きなテーマがあります。これからいろんなことがあります、住民自治の基本というのは、地方住民の意思と責任において何事も処置するというそういう考え方、そのように思うんです。ですから、住民による住民のための行政と、こういうことが一番大きなテーマでありますので、この辺のところを十二分にご理解いただきながら、佐藤町政の1期4年間の集大成の中で、私はぜひ協働のまちづくり条例の制定を提案したいと、そのように思っております。

次に、遊休農地を活用した都市交流型農業による地域の活性化、このことについて、実はことしの4月15日に、ニューヨーク・タイムスで当町の、先ほど何回も申し上げております長塚にありますNPO法人TINAに関する記事が載っております。町長は既にごらんになったと思いますが、実は、私は英語は訳すことができませんので、この当町にお住まいの女性の英語の先生に訳していただきましたので、その文をちょっと読ませていただきます。

それは「困難な時代に日本が、そのルーツを徹底研究する」というタイトルですと。「首に新しいタオル、足にはぴかぴかの長靴というおおよそ農業従事者に見えない寄せ集めの集

団が先週日曜日、ここに、片田舎に集まってきた。その中に、東京ディズニーリゾートから来た、今はやりのヘアスタイルをしたコバヤシタツノリがいた。コバヤシさんは、日本の2,400名いる農業労働団体、日本の農業を耕す仕事を、不完全雇用の若者たちにさせるための指導者プログラムのもと、片田舎に派遣された、都会のトレーニーたちのメンバーの一人である。先月、麻生首相の刺激的な計画が始められ、そのプログラムは、日本の若い労働者の苦境や、その農家の暗い状態について、高まる関心に逆らって進んでいる。しゃれた、日本語でその団体名は「田舎で働き隊！」の再編の叫びである。20代や30代で多くの日本人の困難な状態が1990年代から10年以上も続いている。彼らの多くが、よい安定した仕事を見つけるのに失敗しているのである。今日、異常な数の人々が低賃金に耐えている。日本の景気後退がさらに進む中、若い労働者は賃金カットや一時雇用を受けてきた。特に、かつては景気のよかった製造業において顕著である。現在、政府はこのところの不況で、日本の輸出が2月に年間50%まで落ち込んでいるのは、農業のように長い間人手不足で苦しんでいる分野に仕事のない労働者を送り込むチャンスと見ている。多くの若い日本人は、農業に対して関心を高めている」という記事が、これは外人の見方として載っておりました。

しかし、我々日本人の見方は、人生をもっと豊かにする価値観の転換であり、都会を離れ自然の豊かな地域で暮らしたいと願う人がふえております。また、若者の農業志向の高まりも見受けられます。都会に暮らしても、エコロジーな暮らしを取り入れるという人たちもふえております。皆、今自分のできるところから少しずつ、行き過ぎた物質文明から距離を置いた生き方を探し求めているように、こういう見方もあるようです。

いずれにいたしましても、今、都会に住む人たちが農業に関心を持っていることは大変よくわかります。そこで、これらのことを結びつけた事業化の推進が、今まさに千載一遇のチャンスであります。行政と町民が一体となって町おこしプロジェクトチームを立ち上げるように、佐藤町長に強くご提案申し上げ、最後に何かご意見、ご感想、お聞かせいただければ、私の、これで一般質問を終わりにしたいと思います。

- 町長（佐藤晴彦君）　まず、協働のまちづくり条例の件でございますけれども、多少行き違いがあったのかなと思いますけれども、結局この条例を明文化するだけでなく、やはりそれをきっちり行動に移して、それが真の協働のまちづくりが実現されなければならないというような言い方の部分で誤解があったのかなと思いますけれども、そうした部分で、今議員おっしゃられましたとおり町民に伝える、確かにこの町民に伝えるというところに非常に、言うはやすくするはがたしでございまして、そうした部分で今後もいろいろと検討しながら、

確かにこの協働のまちづくりというものの重要性というのは、今後の横芝光町の将来を大きく左右するものであらうと考えております。そうした中において、今後皆さんと、それこそ協働の立場で、協働の目的として、この条例についても作成に検討を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいなと思っております。

そして、遊休農地の件でございますけれども、ちょっとちなみに、たまたまでございますけれども、おととい、これは篠本新井の、これから始まるところで、この役者さんたちと歓談をしているところの写真なんですけれども、実はこのときに、いろいろと若い女性たちにも、5月連休のときに田植えをやって、泥んこになって、シャワーがなかったとか、だけれどもふるおけにお湯をいっぱい入れてくれたからどうだとかという、そういう話をしていました。それで、そのときに、田植えどうだった、そのとき箕利夫さんもいらっしゃったわけですけれども、とっても楽しかったと。

これは、何というのか普通の会話の中でそういった話をして、私と、あのときはだれだったかな、企画の市原班長ですとか桜井君とかいたわけでありましてけれども、実は、私は田植えはしたことないんですけれども、稲刈りはやったことがあるんだという話をして、きっとその稲刈りをやる時期になりましたら、きっとその自分で田植えをした稲がその収穫の、実りのものとして実感がきたときの感慨深さは、この田植え以上のものがきっとありますよという話をされていて、じゃ、本当にこれが実って実際稲刈りの場面になることを本当楽しみにしていますというようなお話を、この芸能界の人たちにもその実感が、一回やってみるとわかるというようなことを、まさにこのタイムリーに、私どもが直接に感じ取らせていただいた中で、今後やはりその辺の部分のプロジェクトチームにつきましても検討する、大いに価値のあるものであると考えておりますので、積極的な、今後ひとつ考え方で進めたいと思いますので、今後とも皆様方のさらなるご理解、よろしくお願いを申し上げまして、答弁にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午前11時5分をお願いします。

（午前10時53分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

川 島 富士子 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番(川島富士子君) 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今、100年に一度の危機に直面する中で、日本経済も深刻な負の連鎖に陥っており、社会全体に閉塞感が広がっておりますが、こういうときに、以前新聞紙上に掲載された笑顔の写真一枚一枚には、大変元気づけられました。それは、全国のトップを切り定額給付金が支給された青森県西目屋村の老婦人や、子育て応援手当の実現に喜ぶ、一晩で米9合平らげる子供6人の家族などの表情は、まさしく希望の光でありました。

また、先日アメリカで開かれたピアノコンクールで、全盲の辻井さんが日本初の優勝をしたことは快挙であり、大きな励みとなりました。

今こそピンチをチャンスに変えゆく先頭に、政治が立つときであります。新たな予算を立てずに行えることは多々あります。町民の多くが、役場は困ったときに助けてくれるところだと思っています。町や議会は住民を幸せにするためにあるという原点に、立ち戻っていかねばならないときと痛感いたします。

新型インフルエンザも警戒レベルがフェーズ6に引き上げられ、依然として油断のできぬ日々であります。横芝光町の親も子も幸せに生きていかれるように配慮をする責任があることから、通告に従い質問いたしてまいりますので、当局の明快な答弁を求めるものであります。

第1として、経済危機対策と我が町の取り組みについてであります。

昨年の経済危機以来、政府与党は切れ目ない連続した経済対策に取り組んできました。しかし、想像をはるかに超える景気後退の中で、いま一段の対策を講じなければ、景気は底割れしかねない状況が続いています。あるいは、雇用情勢も新年度を迎えさらに厳しさを増しています。昨年度の第一次、第二次対策が我が町ではどのように展開されたのか、町民にどのような生活の安心をもたらしているかを総括しながら、国の総力を挙げた矢継ぎ早の史上最大の経済対策に呼応して、我が町も時を逃すことなく、適切かつ大胆に、次の一手を打っ

ていくことが極めて重要であることから、3点お伺いいたします。

1点目として、昨年度の第一次、第二次補正予算の取り組み状況について伺います。

その第1は、何といたっても雇用の安心対策です。本町には、地域雇用創出推進費がどれだけ交付され、地域の元気回復のために現在どれだけの雇用の対策が行われているのか、お教えてください。

また、国の中小企業の資金繰り支援策を利用するためには町の認定が必要ですが、我が町ではどれだけの認定がなされているのでしょうか。本町の中小企業の経営状況をどのように認識されているのかもあわせてお尋ねいたします。

そして、定額給付金、子育て応援特別手当の進捗状況、その他の種々の交付金の取り組み状況についてもお教え願います。

2点目として、国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについてであります。平成20年度までは地方道路整備臨時交付金であった財源が、新年度から一般財源化により創設された地域活力基盤創造交付金であります。どのように取り組まれようとお考えかお聞かせください。

また、新経済対策で示されているさまざまなメニューは、県に設置される基金によるものになりますが、自治体からの積極的な取り組みが何よりも大切です。特に、町民の安心に直結し関心が高い項目について、町長はどのようなお考えで取り組まれようとしているのかお伺いいたします。

3点目として、行政のムダゼロへの取り組みについてであります。未曾有の経済不況の中で、町民は必死に知恵を出し、節約し、汗をかいてまじめに働いています。そうした中で、行政改革を断行するのは当然のことではないでしょうか。そのためには、政治の強力なリーダーシップが必要であります。さらなる行政改革の断行、行政のムダゼロに向けて、町長の強い決意と具体策をお伺いいたします。

第2として、環境防災問題について3点伺います。

1点目として、我が町のグリーン・ニューディールについてであります。戦後最大の経済危機脱出への新経済対策の柱として、環境対策が注目を集めています。地球温暖化対策は喫緊の課題であります。対策をしなければ3度上昇し、被害額は年間約17兆円と言われております。対策しても2度上がり、約11兆円の被害が心配されている中で、待ったなしの状況であることから、本町においても課題克服へ、ぜひとも果敢な取り組みを求めるものであります。既に庁舎内はクールビズで、担当課におかれましては、できることから積極的に取

り組んでくださっていることに感謝申し上げます。具体的にはどのような取り組みか、お聞かせください。

また、3年間の時限措置として県に創設される基金を、どのように活用されようとお考えなのか伺います。

2点目として、「被災者支援システム」の利活用についてであります。災害発生時における行政の素早い対応が復旧・復興には不可欠であり、被災地に被災者の氏名・住所などの基本情報が被害状況、避難先、被災者証明書の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを、平時のうちに構築しておくことが重要であります。

そこで、総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センターが実施している地方公共団体業務用プログラムライブラリーに、このほど兵庫県西宮市が開発した被災者支援システムが第1号として登録されました。これによって、全国の地方公共団体が無償で同システムを簡単に入手でき、災害時に緊急対応の際の利活用が可能になりました。ぜひ本町におかれましても、被災者支援システムの利活用に向けて積極的に取り組むべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

3点目として、消防法一部改正に伴う、我が町の点検について伺います。

群馬県渋川市の高齢者施設の火災を受け、厚労省は4月14日、今年度からスプリンクラーの設置が義務づけられた、延べ床面積275平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設に対し、1平方メートル当たり9,000円の財政支援を行う方針を固めました。当局では、既に消防署と素早い連携のもと現地調査を行い、適切な指導を行われており、対応の早さに敬意を申し上げる次第であります。

さらに、県の指導となります1,000平方メートル以上の大きめな施設に対しても、1平方メートル当たり1万7,000円の財政支援があることから、町内にある該当施設に対し、ぜひ温かい呼びかけ、周知と、県への働きかけを積極的にして差し上げていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

第3として、教育行政について3点伺います。

1点目として、我が町のスクール・ニューディールについてであります。このスクール・ニューディール構想は学校施設における耐震化とエコ化・情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には公立校を中心に太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実などICT、すなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであり、予定されていた耐震化も前倒しして3年

間で集中的に実施しようとするものです。

学校は、子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要です。また、ＩＣＴ、いわゆる情報通信技術は、今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子供たちの教育現場にあってはならないという決意で、パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置などＩＣＴ化などを進め、教育環境を充実させることが急務の課題といえます。我が町のお考え、取り組み状況をお聞かせください。

２点目として、校庭の芝生化についてであります。近年、校庭の芝生化が進んでいます。校庭の芝生化は子供が思い切り体を動かすことができるなど安全対策になるとともに、子供たちのスポーツや外遊びの活発化が期待されています。

また、芝生化された校庭を地域に開放することで、地域住民がグラウンドゴルフなどスポーツの交流も盛んになり、校庭の芝生化は学校の緑化だけでなく、雨水を吸収し土ほこりを防げます。また、太陽熱を吸収し、ヒートアイランド現象を緩和するなど、環境保全の上からも大いに期待できるものです。

このように、芝生の効果は広く知られているのに、なぜ芝生化が進まないのでしょうか。それは、コストが高い、維持管理が大変等の理由によると考えます。しかし、これらをすべてクリアするのが鳥取方式の芝生化であります。実際、鳥取方式で芝生化された公園をはだして歩いたときの感触のよさは最高だそうです。ぜひ、最少の費用で最大の効果を上げる鳥取方式の芝生の、校庭の芝生化を当町でも取り入れていくべきであると考えますが、町長のご見解を伺います。

３点目として、スクールバスについてであります。

既にご承知のとおり、横芝中学校移転に伴い、特に屋形方面の生徒にとっては、さらに長い道のりとなりました。このことにかんがみ、光中学校に視点を置いたとき、やはり特に山側の生徒さんも長い道のりであったと、改めて感じた次第です。

さて、15歳以下の子供の連れ去り事件の犯行現場の半数以上が路上であり、時間帯も登下校時が多いとの警察庁の調査結果を以前伺ったことがございます。また、町外れの通学路に防犯灯が少ないとの声を多く聞きます。スクールバスの導入は、家庭、学校、地域、事業者などの協力体制が欠かせない上、財源の確保も大きな課題であると思いますが、導入している自治体では、保護者から好評の声が寄せられています。福祉バスとの兼用をしている自治体もありますが、本町におけるスクールバス導入について、当局のご見解をお伺いします。

第4として、福祉行政についてであります、女性の健康支援・がん対策について伺います。

近年、我が国では特に女性のがんがふえています。乳がん、子宮頸がん検診の受診率は、欧米では8割から9割、それに対し日本はわずか2割から3割です。そこで、今回の補正予算案に、一定年齢の女性を対象に、検診手帳の交付とともに子宮頸がんと乳がん検診の無料クーポン券配付が盛り込まれました。これにより子宮頸がんは20歳から40歳まで、乳がんは40歳から60歳まで5年刻みで無料検診を受けられることになります。よって、検診受診率を高めるために、希望するどこのクリニックでもクーポン券を利用できるよう、市区町村の壁を取り払うことが重要であります。

既に我が町では子宮がん検診20歳以上、乳がん検診30歳以上に助成事業としてお取り組みいただいているところではございますが、この取り組みで受診率がさらに上がり、一人でも多くの女性が、がんで苦しまず、命を落とさずに生活できるように、当局におかれましてはさらなる積極的な取り組みを期待いたしますが、本町における乳がん、子宮がんの検診状況の実情と、今後いかがお考えかお聞かせください。

第5として、安全で安心なまちづくりについて2点伺います。

1点目として、デマンド交通についてであります、本来利用者それぞれの希望時間帯や乗降場所などのデマンド、いわゆる要望にこたえるドアからドアのサービスで、みんなが安全に外出できる新たな公共交通サービスです。また、タクシーの便利さをバス並みの料金で提供するシステムであり、2通りの方法が考えられます。

1つには、デマンドバス運行であります。現在の循環バスにかえ、予約を受けて走るバスにする方法。もう一つは、デマンドタクシーであります。地元タクシー会社と契約し、完全予約制で運行するものです。財政難で、将来までの存続に危惧する循環バスであります、効率的な運行を目指すためにも、生活交通に関する財政支出の効率化策として注目されております。まずは調査研究が大事でありますので、早速検討委員会を立ち上げ、いつでも自由に利用できる生活交通の早期実施を目指してほしいと考えますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、JR総武本線横芝駅における車両停止位置のバリアフリーについて伺います。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる平成12年11月15日施行の交通バリアフリー法と、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆる平成15年4月1日施行のハートビル法

の2つの法律を統合、拡充させた法律として、バリアフリー新法であります高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が平成18年12月20日に施行されました。鉄道駅のバリアフリー化については、このバリアフリー新法に基づき、国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針において、1日当たり平均的な利用者数が5,000人以上である云々など種々の規定がございますが、このようにも言われております。それは、「また、これ以外の鉄道駅及び軌道停留場についても、地域の実情にかんがみ利用者数のみならず高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する」ということであります。

このことが目標とされておりますことから、ぜひホーム側に停車して、高齢者、障害者、幼児、妊産婦の方々が安心して乗降できるよう、本町から強く要望していただけますよう切望し、私の最初の質問といたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（野村和好君） 川島富士子議員に対する当局の答弁を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私のほうからは、経済危機対策、環境防災問題の1点目のグリーン・ニューディールと、安全で安心なまちづくりについてのご質問にお答えし、教育行政についてのご質問については教育長から、その他の質問については各担当課長からの答弁とさせていただきます。

また、具体的な数値につきましては、2回目の質問で各担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、初めに経済危機対策への当町の取り組み状況についてお答えをさせていただきます。

1点目の、国の第一次補正予算による地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金につきましては、具体的施策として、町内保育所耐震診断事業、防火水槽設置事業を平成20年度中に行ったところでございまして、第二次補正の地域活性化・生活対策交付金につきましては、住民の生活に密着した事業に着目を置き、町内生活道路の改善、町単独土地改良事業及び学校の安全・安心対策事業、地域医療体制の充実を行うべく予算措置をし、必要に応じて予算の繰り越し手続をしながら事業を進めているところでございます。

同じく、二次補正により行われた定額給付金制度でございまして、約9,500世帯に対し3月30日付での申請書を送付し、受け付けを開始した4月6日から5月末現在で、全体の91%

でございます8,667世帯からの申請書を受理いたしました。給付については、4月27日から金融機関への振り込みを始め、8,262世帯、金額にして約3億5,900万円の給付を終了しているところでございます。申請期間は10月6日までであります、今後は随時未申請の世帯へのフォローをしていく考えでございます。

定額給付金と同時進行で事務を進めているところの子育て応援特別手当についてでございますけれども、厳しい経済情勢の中で、多子世帯の子育て負担を軽減することを目的に、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた児童を対象として、1人当たり3万6,000円を支給しております。対象児童数は平成21年2月1日現在312名で、世帯数で見ますと296世帯となっており、5月末日現在282件の申請を受け付けており、支給については銀行系とゆうちょ系に分けて実施しております。第1回を4月28日と5月8日に170件、第2回を5月12日と5月18日に81件、第3回目を5月22日に21件、第4回目を5月28日に7件、合計で278件の振り込みを行い、執行率は94%となっております。今後、未申請の世帯へは文書によりお知らせをする予定でございます。

その他、平成20年度予算の繰越明許費として実施しております各種事業につきましては、順調に執行している状況でございます。

2点目の、国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについてでございますが、国の平成21年度当初予算において道路特定財源が一般財源化されており、従前の地方道路整備臨時交付金が廃止され、それにかわるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる地域活力基盤創造交付金が創設されておりますが、この新たな交付金を活用した事業としまして、町道 - 7号線、町道 - 11号線道路改良事業を予定しており、9,000万円の交付額を見込んでおるところでございます。

このほか、地方交付税を別枠で加算される「生活防衛のための緊急対策」に基づく事業、また子育て支援事業として拡充された妊婦健診についての所要額につきましては、本議会の補正予算案に計上させていただいたところでございます。

なお、平成21年度の国の補正予算で実施される事業につきましては、さきの齊藤議員、越川洋一議員のご質問にご答弁申し上げましたとおりであり、今後、実施計画を取りまとめる行うこととしております。

3点目の、行政のムダゼロへの取り組みについてでございますが、町は、近年の厳しい経済情勢に対応し、財政の健全化を推進するために、平成18年度を初年度として平成22年度ま

でを推進期間とする横芝光町行政改革大綱、いわゆる集中改革プランを策定して、行政効率や費用対効果を勘案しながら事務事業を整理統合・合理化を進め、人事・組織や政策形成等の行政運営構造を再構築し、さらには民間機能を活用した効率的行政運営を確立すべく、推進をしておるところでございます。中でも、民間活力の導入については、指定管理者による管理の実施により、光しおさい公園では1,170万円を削減することができました。今後とも、施設の適正な利用と管理を確保した上で、さらなる民間活力の導入を図り、効率的な行財政運営を進めてまいる所存でございます。

職員の削減につきましても、定員適正化計画に基づき、計画的に職員の年齢構成のひずみを是正しつつ削減に努めており、平成18年から平成22年までの削減目標20人、削減率で5.9%に対し、人数で30人、削減率で8.8%の見込みとなっております。今後とも効率的な組織構造の改革や、積極的な民間活力の導入により、定員適正化のさらなる推進に努めてまいります。

また、現在実施している事務事業を、町民の視点に立って費用対効果を精査しながら、有効性や効率性を評価し、その評価結果を予算編成や企画立案に生かすことによって、効率的で効果的な行財政運営を目指すため、事務事業評価制度の導入を図ってまいります。

以上ご答弁申し上げましたことは、私の行政のムダゼロに対する決意の一部ではございますが、今後とも日々変化する社会情勢に注視し、絶え間ない努力を続けてまいりますので、議員各位のご支援とご協力をよろしくお願いをするところでございます。

次に、環境防災問題についての1点目の、我が町のグリーン・ニューディールについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、現在のアメリカ合衆国、オバマ政権が発したグリーン・ニューディール政策に対し、我が国においても4月に環境省より「緑の経済と社会の変革」構想が正式発表され、この中で、地球温暖化対策の促進と地方景気・雇用の下支えをねらい、47都道府県、18政令指定都市で「地域グリーン・ニューディール基金」が創設され、この基金設置に当たっては国が全額出資することとなっております。都道府県、政令市は、使途や省エネ設備の製造や設置、維持補修に伴う雇用創出効果などを示した事業計画を策定し、環境省は、すぐれた施策には手厚く配分することとなっております。

詳細な内容につきましては、国の予算が成立後に具体的な要綱等が示されることとなっておりますので、制度を有効に活用して、環境に優しい社会の実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

洞爺湖サミットを機に、昨年の7月に始まったクールアース・デーに対する町の取り組みとしては、昨年に引き続き環境問題の大切さを町民全体で再認識していただくため、町防災行政無線を活用し町民の皆様に周知し、クールアース・デーの協力をお願いをしております。

CO₂削減につきましては、町の地球温暖化対策実行計画を平成20年度から24年度までの5カ年を計画期間として平成21年3月に策定し、毎年温室効果ガスの削減効果を自主点検することとしております。温室効果ガス総排出量の役場庁舎内での調査結果は、基準年度となる平成18年度が441万キログラム・CO₂でありましたが、計画策定準備期間となる19年度は408万キログラム・CO₂となり、前年対比比較で33万キログラム・CO₂の削減となりました。中でも、電気における温室効果ガスの削減が32万キログラム・CO₂を占め、節電による効果が顕著にあらわれているといえます。

庁舎内では、昼休みに一斉消灯の実施とあわせて、エアコンの設定温度を冷房は28度に、暖房は20度に抑え、省エネ・温暖化防止対策に傾注しているところでございます。

当町にあってもグリーン・ニューディール構想に位置づけされている温暖化防止策として、川島議員からご提案をいただきました、庁舎南側に「緑のカーテン」を5月下旬、試行的に実施すべく、ゴーヤの苗を定植いたしました。今後、グリーンカーテンが室温ほどの程度影響するか、経過等について観察してまいります。このほか、6月1日からはクールビズを職員に周知し実施しております。また、本年も11月からは、ウオームビズについても実施してまいります。

まず、できることから一つ一つの施策を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、皆様方にも応援をいただき、ご理解、ご協力を賜りたいと存じているところでございます。

次に、安全で安心なまちづくりについてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、デマンド交通についてでございますが、さきに森川議員にお答えしたとおりであり、現時点では、実施の有無を判断すべき状況にないことをご理解いただきたいと思いますと考えております。

2点目の、横芝駅における車両停止位置のバリアフリーについてであります。これは横芝駅利用者が跨線橋を渡らずに、駅舎側の1番ホームにて、上り列車・下り列車ともに乗り降りできるようのご質問と思われますが、過去の議会におきましても他の議員からのご質問を受けお答えしたとおりであります。その際に、下り線路の信号機などの設置整備をしなければ不可能であると、回答をさせていただきました。

その後、時間が経過していることから、再度ＪＲ東日本株式会社千葉支社へ信号機整備などの事業計画の有無を照会しましたところ、この要望については、町や複線化期成同盟会から要望を受けていることは承知しておりますが、現在のところ事業計画はないとの回答でございました。

町では、利用者の利便性を考え、いろいろな機会を通じて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、教育長。

〔教育長 海保教之君登壇〕

○教育長（海保教之君） それでは、教育行政につきまして、川島富士子議員の質問についてお答えをさせていただきます。

教育行政について、１点目の、我が町のスクール・ニューディールについてお答えさせていただきます。

国の21年度補正予算に計上されている事業であります。学校における耐震・エコ・ＩＣＴ化の推進を図ることとされており、当町では、耐震補強工事を22年度において計画していた、大総小学校屋内運動場耐震補強工事を前倒しして取り組むこと及び学校のＩＣＴ環境整備事業を活用し、地上デジタル放送対応テレビの導入や教職員用コンピューターの導入を計画すべく、財政当局に現在要望しているところであります。

現段階では取りまとめ中であるため、詳細な内容につきましては国の予算が成立後に、具体的な要綱等示されることとなっておりますので、制度を有効に活用して、教育環境の整備と充実を図ってまいりたいと考えております。

学校耐震化の状況は、平成21年４月現在69.6%となっており、今回の経済対策が実施された場合は、耐震化率は78.3%となり、8.7ポイント改善されます。

地デジ対応につきましては、すべての学校施設で対応可能となります。

太陽光発電につきましては、設置する際に建物の補強など必要となることから、現時点では設置を予定しておりません。

２点目の、校庭の芝生化についてであります。当町の校庭では自然環境に恵まれた環境を生かし、児童・生徒の学習指導に現在取り組んでおります。体育指導やクラブ活動や遊びの場など、多様な活動の場として利用されており、芝生化につきましては維持管理方法や利

用方法などに調整が必要なこともありますので、学校と十分調整を図りながら、今後検討してまいりたいと思います。

3点目の、スクールバスの運行についてであります。議員ご指摘のとおり、単に遠距離通学の解消のみならず、安全面も考える上で、このことは町全体の問題ととらえております。

しかし、現状では、児童・生徒の登下校に応じた多様な対応と、それに伴う経費を考えると、非常に難しいと認識しております。今後、さまざまな視点から検討していきたいと思っております。

以上をもちまして、川島富士子議員の質問への回答とさせていただきます。

〔教育長 海保教之君降壇〕

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、私のほうから、川島議員からの被災者支援システムの利活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

川島議員もご承知のとおり、被災者支援システムは、兵庫県西宮市が1995年の阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた際に西宮市が構築したもので、被災者の住所・氏名等の基本情報や被災者証明書の発行、並びに避難所における緊急物資を適切に管理するなどのシステムで、西宮市では「阪神・淡路大震災のときは全国の人から支援をしていただいたことから、多くの自治体にシステムを利用していただくことで、少しでも恩返しをしたい」と、総務省を通じ、財団法人地方自治センターを窓口として、自治体に平成21年1月から無償で提供しているものであります。この被災者システムは、町住民基本台帳と整合性が図れるシステムではなく、活用するには住民基本台帳を新たに入力する必要があります。

当町におきましては、災害発生時に被災者を支援することを目的として、被災者になりやすい災害時要援護者の住所・氏名・避難場所・緊急連絡先などの基本情報の登録や被災者証明書の発行、避難所における備蓄品の適切な供給が迅速にできるようデータを管理しております。したがって、今後も町独自の支援システムによるデータ管理に努め、被災者支援に活用していきたいと考えています。

また、町防災訓練時には、行政総務員、区役員及び民生委員にご協力をいただき、災害時要援護者のお宅を訪問し、安否確認と避難所の案内説明をするなど、被災者支援の対策に努めてまいります。

以上であります。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（野村和好君） 福祉課長。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

○福祉課長（山本照男君） 介護保険施設へのスプリンクラー設置につきましては、施設の種類や規模によりまして、県が指導する場合と町が指導する場合がございますが、いずれにいたしましても、災害防止の観点から関係機関と連携を図り、事故防止に努めてまいります。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

○議長（野村和好君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 並木俊郎君登壇〕

○健康管理課長（並木俊郎君） それでは、大綱４点目の福祉行政について、女性の健康支援・がん対策の、乳がん・子宮がんの検診状況と受診率向上に向けての取り組みについてお答えいたします。

女性特有の疾病であります子宮頸がんは、近年に20歳から30歳代に増加しております。また、乳がんは40歳から50歳に増加している傾向がございます。

まず、横芝光町の乳がん・子宮がんの検診の受診状況についてですが、平成19年度の子宮がん検診の受診者数は1,071人、受診率は11.4％となっております。平成20年度は受診者数1,140人、受診率は12.1％、比較いたしまして、率で0.7％、受診者数で69人の増となっております。

また、乳がん検診は、平成19年度の受診者数は1,251人、受診率は15.2％、平成20年度は受診者数1,538人、受診率は18.4％、比較いたしまして、率で3.2％、受診者数で287人の増となっております。

受診率の向上のための取り組みといたしましては、平成20年度に行いました住民健診の際に受診票の項目を追加いたしまして、がん検診の希望調査を実施いたしました。それによりまして、がん検診の希望者に通知をいたしました。これによりまして、乳がん健診、子宮がん検診の受診者は前年に比較いたしまして、それぞれふえているところでございます。

子宮がん検診につきましては、集団検診を受けられなかった方に対しまして、東陽病院で個別検診を行っております。それから、乳がん検診につきましては、今年度から新たに、平日に受診できない方のために休日の検診日を設けたところであります。受診者の利便性の向上に、今後も心がけていきたいと思っております。

また、国は平成21年度の補正予算へ、女性特有のがん検診に対する支援を盛り込んでおり

ます。この対策につきましては、現在実施方法等について検討しているところでございます。

以上でございます。

〔健康管理課長 並木俊郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） それでは、自席から再質問させていただきます。時間がございませんので、質問したいところからさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

今、健康管理課長からご答弁いただきました女性の健康支援・がん対策についてでございますけれども、若年性乳がんについて、もっと知ってほしい、若い人には自分と同じ思いを味わってほしくない、これは乳がんを発症し24歳6カ月で生涯を閉じるその瞬間まで、人を愛し、人に愛され、人を支え、人に支えられた、映画化にもなった長島千恵さんの遺言だそうであります。我が町では、子宮がん検診については集団検診と個別検診がございしますが、乳がん検診については現在のところ集団検診のみであります。無料クーポン券交付となると、個別検診可能な医療機関が必須であり、ただいま東陽病院の中で眠っているマンモグラフィーの活躍に期待が募りますけれども、何とかならないのでしょうかと日々思っております。

その中で、女性の安心と活力のための事業として、マンモグラフィー検査従事者を置くか、もしくは先ほど町長からご説明がありました新設予定のMRIに、マンモコイルを取り付けることで詳細に写すことができるそうでありますけれども、この辺のご研究をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○町長（佐藤晴彦君） 本当にその女性特有のがん対策にしましては、健康管理課長のほうから答弁があったとおりでございます。そうした中で、受診率向上のために今、1つ検討しているのが、若干の負担金をいただいておりますわけですが、この検査を受けるのに。その負担金が、今の段階で300万円ぐらいになるのかな、たしか、200万円か。そういうことで、その分については町の予算から出すような検討を今しているところでございまして、一つその対策が、この幾ばくかの効果の推進になっていただければありがたいなと思っておりますし、今議員おっしゃられましたそのMRIによる乳がん検診ができるものであるとするならば、それについても検討課題の大きな一つとして今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 最後に課長からお話がありました無料クーポン券等の国からの交付要綱と、また実施要綱とは、送付されてのお話じゃないかなというふうに思いますが、

ぜひ、国は公平に、単年度でなく厚労省の大臣いわく、テレビの放映で見た限りでありますけれども、公平に続けてやっていきたいという決意を述べられておりますので、その辺もかんがみながら、ぜひ実施する方向で女性を守って、横芝光町の半分は女性でありますので、守っていただければと思います。

そこで、検診手帳には「がんがまだ人ごとのあなたへ」、また「がんで命を落とさないための特効薬」というふうに書かれているそうであります。担当課においては年度途中で大変な作業になるかと思いますが、どうか横芝光町の女性の皆さん、がんで大切な命を落とさないために検診をお受けになってください、そのために私たちは最大限の工夫をしますというような思いで、ぜひぜひ横芝光町の女性に熱い思いを込めたこの事業に取り組んでいただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

- 町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりで、まず、先ほども答弁させてもらったとおりでございます。費用負担をまずなくして、それがその受診率向上につながっていけばありがたいなと思いますし、今現在、それこそ映画にもなっているような状況の中で、この子宮頸がん、それと乳がんにつきましては本当に今、この世の中においても非常に着目をされている大きな一つでもございますし、さらなる受診率の向上を、全力を傾注して進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（野村和好君） 川島富士子議員。

- 7番（川島富士子君） あと、子宮頸がんの4価HPVワクチンというのが世界109カ国で承認されているそうでありますけれども、日本はまだのため、この子宮頸がんワクチンが使用できない状況であります。1年間に約8,800人の女性が発症し、1年間に約2,500人の女性が死亡しているというふうに伺っております。この予防ワクチンの早期承認を国に、ぜひ積極的に働きかけていただきたいと思います。そういうことはできないものでしょうか。

男性に対する使用が認められている国もあり、研究もされているそうです。ぜひ男性の方にもこの子宮頸がんの病気の理解を深めていただきたいと思います。町長は理解のほうはどうでしょうか。

- 町長（佐藤晴彦君） ちょっとは知っておるつもりでおるんですけれども、詳しいことには、もうどこまでが詳しい、どこまでが詳しくないかというのちょっとわからないんですけれども、確かに大変な病気でありまして、子宮頸がん患者で向井亜紀さんとか、その方がやっぱりアメリカで出産なさったときの、あとその子供の認知の問題ですとかいろいろありまし

たとおり、またテレビでこの間ちょっと見させてもらったんですけれども、二十の若い女性が子宮頸がんを検査ができなかったおかげで、卵巣摘出手術をしなければならなくなりました。それで、もう一生子供が産めない状況になったとか、そういうお話も聞かせてもらっています。

そうした中で、実を言うと私の周りにも、知人の中にも子宮頸がんを患っている方もおりますし、また乳がんで、今本当に髪の毛が一本もない女性も、私の周りにもおります。そうした中で、本当にその本人にとりましてみれば、非常にそのある部分、女性特有の部分ということで非常に屈辱を味わっているのが、私も目の前でそれを痛感しているわけでございますので、ぜひに、ぜひにこの、ともかくこれを早期発見をするしか今のところ手だてがないのかなという中で、今ワクチンの承認の話の中で、それはそれこそ議会とやっぱり行政と手を取り合って、この問題に取り組んでいかなければならないのではないかなと考えておりますし、ぜひそういう中でそれを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） ちょっと前までは、性交渉のみでしかこの子宮頸がんが発症しないというふうに認識していたんですけれども、医学会のほうでは母子感染、小さいときに感染があるということが世界では認められてしまったということでもありますので、ぜひ積極的なこの検診事業、またいつになるかわかりませんが、ワクチンが出たときには取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、校庭の芝生化についてでありますけれども、芝生で遊ぼうと言うと、子供たちは目の色が変わります。子供たちの環境をつくるのは大人であり、芝生化をしている学校の児童の体力は高いというふうに伺っております。

鳥取方式、ティフトン芝であれば、とにかく材料費が安価ということでもあります。従来のマット状の芝が1平米当たり5,000円から1万円かかるのところ、ポット苗は1平米80円から100円と安価です。特別な土壌改良を必要としないため低コストですし、水やりや芝刈りと施肥のみで、年間維持管理費は1平米当たり100円であり、協働で行えば専門業者に委託する必要はありません。協働で行えるかどうか心配はございますけれども、何といたっても冬芝オーバーシーディングにより年じゅう青々とした芝生だそうであります。だれでも施工可能な、三、四カ月という短期間で芝生化になり、除草剤や農薬を一切使用しないことから、環境と利用者に優しい芝生化が可能であるというふうに伺っております。

児童が元気になるこの校庭の芝生化を、まずは実験的に条件の整えられる学校を選び、校庭の一部への導入を検討すべきと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） ただいま川島議員から、校庭の芝生化ということでご質問がございましたけれども、これは校庭の全面芝生化ということかと思われます。

ただ、私どもの小学校の芝生化の状況でございますけれども、小学校7校のうち50%以上が4校、また30%以上が1校、20%以下が2校ということで、50%以上の中には大総小学校がほぼ80%芝生化になっております。

川島議員がご質問されている鳥取方式、これにつきましては、ニュージーランド出身のラグーマンと言われるラグビーの愛好者が、なぜ日本のグラウンドは土なのだという疑問からスタートした取り組みであるというように聞いております。それで、この芝生につきましてはティフトンというバミューダグラス、こういう種類の芝の苗を田植えをするように数10センチ間隔で植えますと、二、三カ月のうちに校庭全面が青々となるという、成長力にすぐれた芝生であるというふうに聞いております。

それで、議員おっしゃられますように、子供たちにとっては、転んでも痛くない、寝転がったら気持ちがいい、思いっきり遊べるとの答えがありました。ただ、夏場の水やり、それと芝刈りなどの維持管理ができるかどうかがキーポイントであるというように聞いております。今、島根県の出雲市のお話が出ましたが、ここでは水道で水やりをしようとする、水道水ということでとんでもない金額になるために、地域の方々から1世帯当たり4,000円の寄附を募って、500万円をかけて地下水を用いたスプリンクラーを設置をしたそうでございます。

ということから、この校庭芝生化につきましては、学校などの広い面積の場合には、近くに用水が流れているところからポンプでくみ上げるなどの環境が整っているところが条件となるということでございます。また、刈り込みににつきましては、定年退職した地域のボランティアが行っているということでございます。

このように、維持管理には学校や地域の方々の理解が必要であるということから、他の全国の事例等、また研究をしながら検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） それでは、環境防災課長にお尋ねしたいんですけども、以前にも

取り上げましたペットボトルのキャップ回収専用ボックスの設置ということで、800個で1人分のポリオワクチンの費用が捻出できるというこのペットボトルのキャップですけれども、小学校等で既に集めたりしているというふうに伺っておりますが、小学校に足を向けられない、なかなか重い方たちから、以前質問したことをきっかけに、かなりの量がうちにも届いているんですけれども、町としてどこに届け、また町としてそういった専用ボックスを設置するお考えがないかどうか伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） ただいまのペットボトルのキャップの話でございますが、確かに白浜小学校を除く各小学校には、ペットボトルのキャップを集めているということで伺っております。今現在も、町のほうに、ロビー等にペットボトルのキャップを、専用のボックスではございませんが、設置してございますので、もしお近くにそういう方がいらっしゃるようでしたら、こちらのほうにお持ちいただいても結構だと思いますので、よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

ただ、その専用キャップのボトルというかボックスを今設置する計画はございません。

以上です。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 次は、デマンド交通についてでございますけれども、デマンドタクシーの場合ですけれども、実績に応じて町から会社に補助金を出しますけれども、空運行をしなくて済むため、バスを定期運行させるより経費削減になるというふうに言われております。例えば、山形県の川西町でも循環バスからデマンド交通システムに切りかえたら、年間約500万円の縮減効果があったそうです。また、茨城県古河市では、毎日100人以上の利用者があり、大変込み合うので、この4月、もう一台追加して、7台体制で運行しているそうです。タクシー会社等との検討も必要不可欠であると存じますが、先日森川議員からもありました、この委員会の立ち上げを、まずは早急に行ってはいかがかと思いますが、町長はいかがでしょう。

○町長（佐藤晴彦君） ぜひ、本当に今の循環バスの中でも非常な、住民からの使い勝手の悪さを私も耳にしておる中で、森川議員のお答えについても、両方をというわけは非常に財政上厳しい中で、やはり検討する、これは常に検討しているところでありますけれども、実際のところ、業者またはそれこそ民間の皆さん、また議員さんとともに、そういう会も必要なのではないかなと考えておりますので、ぜひ進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。あと持ち時間少しです。

○7番（川島富士子君） 申しわけありません。

最後に、被災者支援システムの件で、課長から本当に詳しくご説明いただきました。そこで、地域活性化の事例の中にあると思うんですけども、広域避難場所誘導標識設置ということで、避難誘導標識についてであります。PFI方式で設置されるもので、地元自治体は設置費用を出さずに避難標識板が設置されるそうであります。既に実施しているところには、いすみ市とか茂原市が協定書を交わしているそうでありますので、ぜひこういった取り組みを、お金がかからないということでありますので検討していただきたいと思いますが、ご返事を伺って終わりにします。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 今後研究をさせていただきまして、考えていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（野村和好君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩をします。

再開は午後1時10分とします。

（午後 0時04分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） これより議案審議を行います。

日程第3、議案第1号 横芝光町公民館条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第１号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第４、議案第２号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第２号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第５、議案第３号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征議員。

- 8 番（鈴木克征君） ページ数は12ページ、13ページ、9 款教育費、2 項小学校費と6 項保健体育費、やはり17節ですか、公有財産の購入の件なんですけれども、私最初、町長のほうの政務報告の中で、町有地に挟まれた民地の用地買収を行わなくても建設が可能ということでもって、この買収、用地を買わないのかなと思ったら、その後に東陽小学校の屋外の改修工事に組み替えるということだったんですけれども、これでわかったんですけれども、この当初収容用地として買って、今度公共用地が何かで買い入れるということですよ。そういうあれだと思うんですけれども、その辺のところ、買収に当たったその時期とかそういった問題に、何か生じるかなと、最初にちょっとそれ1 点。

- 議長（野村和好君） 教育課長。

- 教育課長（林 英次君） 統合給食センターの用地の関係でございますけれども、議員ご承知のように、当初は建設予定地の一部として民有地683平米の取得費を、学校給食センターに予算計上をいたしておりました。

その後、建設予定地の隣接地に、東陽小学校の体育館の改築が平成24年度に、今現在ですけれども、計画をされていることから、一体的な土地利用を図ったほうが何かと効果的であるということと、学校用地として取得するほうが地権者の厚意にこたえられるとともに、税法上の面からも、何かと有利であるということから、今回民有地の取得予算を、3 年後に計画されております東陽小学校体育館用地の先行取得事業として組み替えて執行をしようということで、今回補正計上したものでございます。よろしくお願いいたします。

- 町長（佐藤晴彦君） 要は、民有地を買わせてもらった、議員ご承知のとおり真ん中辺にあるということで、一体的な整備をするために、あの民有地は欠くことのできないものであるんですけれども、前段、給食センターをつくる上においては、その民有地がとりあえずなくても、事業執行には差しさわりのないということで、とにかく給食センターのほうを一日でも早い完成を目指すために、それと今教育課長のほうの説明のあったとおりで、地権者により有利な方法ということで、給食センター用地ではなくて体育館建設用地にということで、これを振り替えさせてもらうということでございます。

以上です。

- 議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

- 8 番（鈴木克征君） そうしますと、建設場所も、今町長のほうからありましたけれども、建設場所もそこは必要ない、今現在では給食センターとして用地はそこは必要ないというこ

とですよ。

もしあれでしたら、ちょっと3回あれなんで、じゃ、すみません続けて。

もし、そういうあれがあったときに、ボーリング調査なんかもこれ、20年11月20日にボーリング調査4カ所ですか、ボーリング調査、それから用地の測量業務委託も119万、基礎のあれが273万の発注でやられていますけれども、その辺のところ、もし用地から、この用地が今言われたように必要でないのであれば、給食センター建設の工期的なあれでも問題がないのかということですね。じゃ、それは一つ、すみません。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 先ほども申し上げましたように、当初は給食センター用地ということで、三角部分と間にサンドイッチ状に民有地があって、四角部分、これが2,900平米でございます。それで、当初の計画では2,200食分を処理するというので、これに必要な面積といたしましては、建物面積が1,200平米、また給食センターの敷地面積として、それで3,000平米程度という話でございました。

それで、今回一応設計会社のほうに今設計をお願いしているところでございますけれども、ほぼ3,000あれば、ある程度建物、また一定の駐車場用地も確保できるという見通しになりました。ただ、一体的にという考え方から、将来的には東陽小学校の行事等のある場合も、そういうように併用して使うということもあります。

それで、ボーリング調査につきましては、最初に一体的にあの土地をとということでありましたので、まず給食センターの建設予定地、それから東陽小学校の体育館の建設予定地、あそこ全体で、サンドイッチ状に含めての四角部分が2,800、それから三角部分が2,900と1,900あり、合わせて4,800ほどあります。ということで、とりあえずは東陽小一体的土地利用ということで、東陽小の体育館建設予定地及び給食センター建設予定地をボーリング調査を行いました。それで、今回は設計の中の段階で、ここにいわゆる給食センター予定地、建物を建てるということで、ある程度場所が決まりましたので、従来2点ほど、その建物の建設予定地のところ2点ほど、一応ボーリング調査をやっていました。今回は、その建物の部分の対角線上にもう2点ほどボーリング調査をやりました。この理由といたしましては、疑問のある地盤層がちょっとあるということで、建物の建てる場合に、その辺の影響がどうなのかということでボーリング調査を再度やったものでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○ 8 番（鈴木克征君） ちょっとあれなんですけれども、そうすると、建設に当たってやっているこの政務報告どおりに、必要なくなったということでもって、そういうあれをこう組み替えやったんですけれども、設計会社、私もちょっと委員として携わらせてもらってあれなんですけれども、設計業者のあれは、あの選定のときのあれというか、要綱といいますか、その3,500平米の12115番地ほかでもって敷地面積3,500平米とかという、こう幾つかの計画条件のあれで、その辺は余り大きな変わりはないから設計業者はそのまま使うというか、あれしてもらおうということになるんですかね。それで、じゃ。

○ 議長（野村和好君） 教育課長。

○ 教育課長（林 英次君） 当初は2,300食、3,500平米という話でございましたが、現在設計を進めている段階で、2,200食で3,000あれば十分だということになりました。ということでございます。

○ 町長（佐藤晴彦君） 最初ボーリング調査を、給食センターの建物を建てるであろうと予測されている部分を含む5カ所をやったんです。広いところで、要は。それで、今回……

〔「4カ所」と言う人あり〕

○ 町長（佐藤晴彦君） 4カ所、いや、最初のは5回だよな。4カ所か、失礼しました。4カ所は、その実際に給食センターが建つ上の2カ所を含む4カ所。というのは、広いところをカバーするようにボーリング調査をさせてもらって、今回給食センター用地が決定したということで、要は用地がここだとしますと、もっと、こことここと、こことここをやっているという感じだったやつを、今回やっていない対角線上のこことこの部分を改めてやろうというところでございます。

以上でございます。

○ 議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○ 5 番（齊藤 隆君） 今の点でもう一度教えていただきたいんですけれども、町有地に挟まれた民有地を、給食センター用地ではなく東陽小学校体育館の一体的整備に使うということで、給食センター用地から学校の体育館のほうの用地ということでは理解したんですけれども、そうすると、土地の場所的な問題として、東陽小学校をつくる場所のあたりに町有地が2つあって、その間の民有地の話を今されていると思うんですが、そうしますと、給食センターが建つ場所というのは、一番西側の栗山川に近いほうの町有地一区画に建つということによろしいんでしょうか。

それと、ここにある、町道の切り回しもするという説明がありましたけれども、それにつ

いては変わらないものなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 最初のご質問ですけれども、給食センター建設予定地は一番西側の外れ、今現在、面積がございます2,900平米でございます。

それで、間に民有地が683平米あります。あと、三角部分が1,092平米ほどございます。

それで、東陽小学校の体育館の建設につきましては、今ある校舎に、のりの部分があります。そちらのほうと合わせた形で、これは今後の設計段階、あるいは計画段階になりますけれども、あくまでも校舎に同じような向きの形でということで、今現在道路が、ちょうど学校の下の部分に道路が回っています。この部分を一応廃道といたしまして、反対側のほうに取りつけ道路をつけかえるという計画でございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第6、議案第4号 平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第7、議案第5号 平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第8、議案第6号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第9、議案第7号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

議案第7号は、横芝光町宮川11967番地、稗田四郎氏の選任について、議会の同意を求めるものです。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第8号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第10、議案第8号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案第8号は、横芝光町鳥喰上1764番地、越川武氏の選任について、議会の同意を求めるものです。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第11、議案第9号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

議案第9号は、横芝光町屋形443番地、浅野憲一氏の選任について、議会の同意を求めるものです。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第10号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第12、議案第10号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第13、議案第11号 横芝光町立旧横芝中学校既設校舎解体工事（校舎、講堂）請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆議員。

- 5番（齊藤 隆君） この議案第11号についてであります。新校舎完成、そして移転の後の旧校舎の解体であります。この旧校舎につきましてはアスベストが使用されているということから、囲い込み工事ということで、天井ですとかそういうところにアスベスト飛散防止の工事を行っております。

今回、解体に当たりまして一番危惧される点としまして、そのアスベストの除去、それから周辺対策、この辺についてきちんと対応できる業者であるということで考えていいのか、お伺いいたします。

- 議長（野村和好君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（高蝶文徳君） まず、業者、この工事に対して申し込みをする段階、要するに条件で、過去に2,000平米程度以上のアスベスト除去工事の経験のある者というものが、その条件の中に入っております。そのようなことから、アスベスト除去については問題ないものと考えております。

また、取り壊しの順序ですが、まず囲い込みをしてアスベストの除去をします。それで、除去を行った後に校舎を解体するという順序で工事を行っていると思います。

以上です。

- 議長（野村和好君） 若梅喜作議員。

- 6番（若梅喜作君） 私はこの入札についてちょっとお尋ねをいたします。

学校の解体工事につきましては、6月2日に入札が行われておりまして、この入札の結果、落札率がプール解体で58.6、武道館で63.6、本体の工事で64.8と、このような落札率になっております。予定価格との比較なんです。入札ですから当然競争原理が働いて、このよう

な結果になっておるとは思いますけれども、このプールに関しても、予定価格との差額が530万の差があると。

このようなことを考えますと、この予定価格の積算、これがどのように積算をされているのか。落札率を見ると、適正に競争がされたのかなと、そういう感じもしますけれども、これ積算がどういうふうになっているのか。余りにも、素人目で見ますと、余りにもこれ、530万も業者が安く請け負って、これで仕事ができるのかなと、私はそのように感じます。そういう面で、この適正な積算、町はこれどのようにとらえておりますか。ちょっとお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） まず、積算価格であります、これはごく通常に建設物価だとかそういう中で、こういうものを取り壊した場合は平米当たり幾らかかるんだとか、そういうものを基準につくっていくわけですが、ただ業者によっては、例えば今回は解体工事なんですけれども、その解体して、さらに当然これは処分をしなければいけないわけですが、そういうルートをつだんからやっていて、安くできるルートを持っている業者と、ちょっとやっぱり幾つか通さないと処分のできない業者とか、いろいろあるようでして、今回この校舎の解体については、こういう価格で本当にできるんですかと。

この失格になった会社にちょっと一回聞いたんですが、その会社いわく、要するにふだんから解体については頼んでやっているとこの価格、当然入札の際には設計の明細書をつけてもらいますので、処分のところについては費用は幾らかかるとか、そういう部分が確認できますので、その点を確認しましたら、我々はふだんからやっているので安くできるルートを持っていると。ですから、この価格で間違いなくできますよというような確認をしております。ですから、余りかけ離れた価格が出た場合は、一応そのように明細で確認をしております。

それと、今回は、前にもご説明いたしましたように、管理技術者が配置できないということで2番手の業者のところに行ったわけですが、通常の工事ですと主任技術者、これは例えば2級の建築士ですとかで大丈夫なんです、今回管理技術者には1級の施工管理士とか、そういうものを持っている方でないと管理技術者にはなれないと。ある程度値段の高いものについては、少しランクの上の管理技術者を配置してくださいということで条件とするわけですが、今回、その第1順位の落札した会社が管理技術者、資格が切れてしまっていて、なくなってしまったというようなことで、次の会社に行ったわけです。

それと、あともう1点、通常ですと、建築なんかの場合は最低制限価格を設けるわけですが、今回は解体して処分をするということで、できるだけ安くやってもらって、要するに形をなくして処分をしていただければいいということです。安くなればなるほどいいであろうということから、今回は最低制限価格は設けませんでした。それでこのような落札率になっているものというように考えております。

○議長（野村和好君） 若梅喜作議員。

○6番（若梅喜作君） この入札の落札率、私もちょっとよく見ていますけれども、実際、町が積算をしますよね。それで入札をし決まると。その際に、実際に町が積算をした資料と、業者が落札した価格の資料、いろいろ項目別にあると思いますけれども、そういうものの、この比較検討というんですか、そういうものはやっぱりやっているんですか、どうなんですか。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 受注希望型の入札の場合ですと、前にもご説明したと思いますが、その業者がその資格があるかどうかは、事後審査でその審査が行われます。それで、当然入札のときに明細書を一緒に出していただくわけですが、余りに安過ぎる場合とかいう場合は、その明細書と設計書の金額をつき合わせしまして、どういう部分で安くなっているのかということをチェックしまして、その差がかなり大きい場合は、先ほど申し上げましたように業者のほうに確認して、何でこれだけ安くできるのかというようなところを確認して、それから審査会の中で決定していくということになっております。

流れといたしましては、まず最初に審査会、庁舎内の企画課長、産業振興課長、都市建設課長、それとその工事の担当課長です。今回ですと例えば教育課長だとか、そういうもので審査会というのをやります。

それで、この審査会には、どの程度の業者まで、業者の数が100にも200にもなってしまうと、うちのほうでも入札の際に困ってしまうので、例えば30から40、もしくは多くても50社ぐらいの範囲内で、まず地域だとか条件を絞ります。その中で、例えば5社とか10社とか参加していただいて、その中で一番安い価格を出してくれたところに、先ほど申し上げましたように、さらにその資格審査、要するに、こういう資格でやってくださいよという資格がちゃんとあるかどうか、技術者はしっかりしているか、本社の所在地は大丈夫かどうか、そういうものを内容をチェックいたしまして落札者とする。ですから、それが終わるまでは落札候補者という形で、その審査会が終わった段階で初めて落札者となると。

今回のケースの場合ですと、一応まだ仮契約の段階で、この議会議決をいただいた段階で正式な契約になりますというような経緯となつてございます。

○議長（野村和好君） 若梅喜作議員。

○6番（若梅喜作君） 今までの経緯の中で、特に設計関係はかなり落札率が低いんですよね。本来、何回この入札を見ても、設計関係は落札率が低い。そういうことを考えた場合には、その積算がやはりどうなっているのかなと。積算したのと落札したのをこついろいろ検討している中で、いつまでも落札率が半分で落札しているというのは、何か適切な積算をしているのかなと、私ちょっとその辺が疑問に思うんですよ。

もう一回、ひとつ伺いたい。

○町長（佐藤晴彦君） 積算については基本がございまして、それにのっとってきっちりやらせていただいているところの中で、今、設計ですとか業務委託の部分につきましては、やはり最低制限価格を持たないやり方での一般競争入札を導入させていただいて、多分以前は、その業務委託、設計委託につきましても、一般的には指名競争入札制度であったのかなというような中で、ある部分、抜本的な指名入札制度の改革が、ある部分この財政にいい部分で影響を与えるものの、その適正な、公正・公平な入札ができていて、ある部分証明になるのではないかなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 設計委託関係については、原則的には人件費が主なものと我々は認識しております。それで、かなり給料の高い方が一から十まで設計を行うのか、もしくは、ある程度まだ給料の低い方が大体のところをつくって、最後にベテランがチェックをするというような形で設計をするのか、それによって、やはり価格の差というのは随分出るような気がします。

ですから、その辺で設計内容を、最終的には当然その会社がチェックを行って出てくるわけですが、ただいま申し上げましたように、人件費の占める割合が大きいんじゃないかというようなことで、使っている人の差で価格の差もかなり出てくるのではないかというように感じております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

- 議長（野村和好君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定をしました。

ここで休憩をします。

再開は午後2時10分。

（午後 1時46分）

- 議長（野村和好君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

東総衛生組合議会議員の選挙

- 議長（野村和好君） 日程第15、東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

- 議長（野村和好君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、杉森幹男君、2番、森川忠議員を指

名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村和好君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（野村和好君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（野村和好君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（野村和好君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 越川 輝男議員 9 票

山崎 貞一議員 9 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であり、越川輝男議員と山崎貞一議員の得票数はいずれもそれ以上で、また得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定において準

用する、公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定することになります。

越川輝男議員及び山崎貞一議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。

くじは抽選棒で行います。

立会人はくじの立ち会いをお願いします。

まずはくじを引く順序を決めるくじを行います。

越川輝男議員、山崎貞一議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（野村和好君） ただいまの順序により、くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに越川輝男議員、次に山崎貞一議員、以上のとおりです。

越川輝男議員、よろしくお願いします。

〔くじを引く〕

○議長（野村和好君） くじの結果を報告します。

越川輝男議員が当選人に決定しました。

ただいま東総衛生組合議会議員に当選された越川輝男議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（野村和好君） 日程第16、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、實川隆議員、4番、川島仁議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村和好君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（野村和好君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番にお願いします。

〔投 票〕

○議長（野村和好君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（野村和好君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 川島富士子議員 9 票

川島 透議員 7 票

越川 洋一議員 1 票

野村 和好議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、川島富士子議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された川島富士子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

請願の件

- 議長（野村和好君） 日程第17、請願の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 齊藤隆君登壇〕

- 民生文教常任委員会委員長（齊藤 隆君） 民生文教常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願第1号 「国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月9日午後3時20分、委員5名出席のもと、これら請願2件の審査を行いました。

慎重審議の結果、子供たちは未来にわたり将来を担う大事な存在である、義務教育費の国庫負担堅持は当然であるなどの意見が出され、請願2件はいずれもお手元に配付の委員会審査報告書のとおり採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 齊藤隆君降壇〕

- 議長（野村和好君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました請願2件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号、請願第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関す

る請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

ここで休憩をします。

自席をお願いします。

（午後 2時32分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時34分）

日程の追加

○議長（野村和好君） 休憩中に民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書案及び発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 追加日程第1、発議第1号 国における平成22年度教育予算拡充に関

する意見書について議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第１号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第２号の上程、質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 追加日程第２、発議第２号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第２号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

- 議長（野村和好君） お諮りします。

本定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成21年 6 月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 3 8 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

議員 鈴木克征

議員 伊藤 圀 樹